

総務委員会

令和8年6月26日(金)

10時00分～時分

全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】 江角副市長

(総務部) 山根総務部長、岸本市長公室長、末岡総務課長、本常DX推進課長、
森脇防災安全課長、森下防災安全課危機管理監、小林人事課長、
松山行財政改革推進課長、末田財政課長、湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、大屋政策企画課長、永田まちづくり社会教育課長
夫驛まちづくり社会教育課交通対策室長

(消防本部) 赤岸消防長、浦田警防課長

【事務局】 森井書記

【議題】

1 請願審査

- (1) 請願第70号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について(継続審査)
- (2) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について(継続審査)
- (3) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について(継続審査)
- (4) 請願第75号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について(継続審査)
- (5) 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について(継続審査)
- (6) 請願第89号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について
- (7) 請願第90号 回覧板のデジタル化に関する請願について
- (8) 請願第91号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について
- (9) 請願第92号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について
- (10) 請願第93号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について(請願事項1 総務委員会付託分)
- (11) 請願第94号 自己破産した農業用ハウス(TC浜田跡地)および未活用財産の有効活用に関する請願について(請願事項2 総務委員会付託分)
- (12) 請願第95号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について

- (13) 請願第 96 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について(請願事項 1, 2 総務委員会付託分)
- (14) 請願第 97 号 仮称「100 円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援(資金ではない)の検討を求める請願について

- 2 議案第 37 号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 42 号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- 6 議案第 43 号 財産の取得について(小型動力ポンプ付軽積載車)

- 7 執行部報告事項
 - (1) 浜田市における自治体DX推進に向けた調査・研究に関する協定書の期間延長について 【DX推進課】
 - (2) 米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について 【防災安全課】
 - (3) 浜田海上保安部の機能強化の要望活動について 【防災安全課】
 - (4) 消防団車庫統合について 【警防課】
 - (5) その他
(配布物)
 - ・令和7年度統計はまだ 【総務課】

- 8 所管事務調査
 - (1) 請願第 68 号「浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善」に関する取組状況について 【総務課】
 - (2) 指定避難所の設備及び備蓄物資の状況について 【防災安全課】

- 9 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について(委員間で協議)

- 10 議会による事務事業評価の進め方について(委員間で協議)

- 11 行政視察について(委員間で協議)

- 12 【取組課題】防災・減災について(委員間で協議)

- 13 その他

公文書の改ざん禁止および不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願書

請願第70号

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それらに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対的に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員および監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

【請願事項】

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員および管理職に対して、市の懲罰規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1
株式会社コムサグリ
代表取締役 森谷公昭
TEL 0855-22-2999



市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願書

請願第72号

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合にのみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方向的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者(弁護士会や外部の有識者委員会等)による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き(デュー・プロセス)をシステムとして組み込むこと。

【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1
株式会社 コムサグリ
代表取締役 森谷公昭
TEL 0855-22-2999



浜田市議会議長
澁谷 幹雄 様

請願第73号

不当要求行為の認定は、客観的事実および証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正および再発防止を行うよう求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

請願の趣旨

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置および再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。



請願の理由

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定および警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。

それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定および警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。

このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実および証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

請願事項

1. 教育委員会職員の書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和7年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和7年6月5日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることのないよう、再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析および評価の独立性確保を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

請願の趣旨

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析および評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析および評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかと疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析および評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

請願の理由

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析および評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析および評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、「○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。「現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。」と分析や評価の記述の追加を求めたり、「中高生のアンケート結果では、「スケート場として残す」が過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備す



ることを望んでいる。」というような表現を追記する。」と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など）を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析および評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析および評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析および評価の独立性を確保することが不可欠である。

請願事項

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析および評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますよう請願いたします。よろしく願い申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

浜田市議会議長
澁谷 幹雄 様

請願第76号

市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

請願の趣旨

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成および保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

請願の理由

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点および方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照ら



して検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわらず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決議している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性および公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

請願事項

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無および対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

請願書⑩ 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】本市の行政運営において、市民への説明責任やプロセスへの疑念が噴出しています。

スケート場再配置問題において教育委員会が議事録を残していなかったりさんな実態や、社会福祉協議会への補助金増額に対して議会から附帯決議がつくなど、公金の使途に対する透明性が欠如しています。

また、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の正当な意見に対して弁護士を使った過剰な対応をとるなど、対話を拒む姿勢は看過できません。

長浜(長浜まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)等の井戸端会議でもこうした問題について厳しい指摘が寄せられたため、開かれた市政を実現するべく以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 市の重要な意思決定プロセスにおける議事録作成を徹底し、事後報告ではなく決定前に市民との対話を行う体制を再構築すること。
2. 社会福祉協議会をはじめとする民間・関連団体への補助金や委託料について、その費用対効果と責任の所在を明確にし、市民に透明化すること。
3. 市長直行便の不透明な事務方選別をやめ、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応を改めること。



請願書

14

令和8年(2026年)6月2日 浜田市議会議長 殿

請願者: 株式会社コムサグリ 住所: 浜田市相生町 3773-1

請願第90号

紹介議員: 森谷公昭

〔件名〕 回覧板のデジタル化に関する請願について

【請願趣旨】

現在、地域コミュニティにおける情報共有の手段として回覧板が広く利用されていますが、住民のライフスタイルの多様化(共働き世帯の増加や不在がちな世帯の存在)により、「不在時に回覧板が止まってしまう」「次の人のために急いで回さなければならず、内容をゆっくり読む時間がない」「大量の書類を回すのが負担である」といった課題が生じています。

一方で、昨今はスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーションアプリ「LINE」等を用いた情報伝達があちこちの自治体・地域で進行し、大きな成果を上げています。

つきましては、従来の回覧板による情報伝達を継続しつつも、「LINE での受取を希望する人」と「従来の回覧板での受取を希望する人」を明確に分け、希望者には LINE を用いたデジタル回覧板で情報配信を行うハイブリッド型の運用への移行を請願いたします。これにより、住民の精神的・肉体的負担を大幅に軽減し、より確実に迅速な情報共有体制を確立できると考えております。

【請願事項】

1. 回覧板受取方法の意向調査の実施 住民に対し、従来の「紙の回覧板」での受取を希望するか、「LINE(デジタル)」での受取を希望するか、選択制にするためのアンケート・意向調査を実施すること。
2. LINE を活用したデジタル回覧板の導入と運用 LINE での受取を希望した住民に対して、地域の連絡事項や配布物を画像・PDF 等のデータとして一斉配信できる仕組み(公式 LINE アカウントの開設など)を構築すること。
3. 効率的なハイブリッド運用の確立 LINE 移行組をスキップすることで紙の回覧板ルートを短縮し、双方の住民がストレスなく情報を把握できる効率的な運用ルールを策定すること。



浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

請願第91号

「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛
紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。

当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和7年6月5日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。

当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和7年6月5日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が不存在であるという公文書不開示決定通知書」等の証拠を提出し、令和8年4月22日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。

しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。

また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証



拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。

しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとすれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。

特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排除的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を

確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝えると、「市が何と云ったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当な要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようなことになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名になってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。

2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。

請願書① 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】近年、災害が激甚化・頻発化する中、本市においても災害への備えは急務です。しかし、指定避難所が危険地域にあるケースや、車椅子利用者のためのスロープに雨よけ屋根がないなど、避難環境の不備が多数指摘されています。

また、携帯電話の圏外地域の解消や、個人情報保護の壁による要支援者名簿の共有不足など、実態に即した対策が求められています。

和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、長浜(長浜まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも不安の声が多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 地域の実情に即した「マイ・タイムライン」策定の行政主導による支援と、市町村単位の局地的な気象情報発信を行うこと。
2. 避難所のバリアフリー化(雨よけ屋根の設置等)および、災害時に孤立を防ぐための通信環境(携帯圏外)の改善を進めること。
3. 個人情報保護の壁を越え、小さな町内会単位で要支援者の情報を共有し、個別の避難・救助計画を構築できる仕組みを作ること。



請願書③ 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から 30 年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。

~~2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。~~

~~3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討し、地域活動で公民館等を利用する際の基本料金への支援を行うこと。~~



請願書⑨ 自己破産した農業用ハウス(TC 浜田跡地)および未活用財産の有効活用に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。

巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス(TC トマト跡地等)や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。

都川(都川まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、井野(井野まちづくりセンター)、子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

~~1. 自己破産した農業用ハウス(TC 浜田跡地等)を放置せず、市民に公募 開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。~~

2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。



請願書

令和8年(2026年)6月2日

浜田市議会議長 殿

請願第95号

請願者：株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

紹介議員：森谷公昭

【件名】 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願

【請願趣旨】 浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」は、島根県西部で154人、浜田市内で65人の卒業生が就職しており、地域の医療崩壊を防ぐために不可欠な存在となっています。さらに、市内に約150人の学生が居住し、教職員やその家族も含めると、浜田市に対して多大な経済効果をもたらしています。また、地域の中学生に勉強を教えたり、市の依頼で講演を行ったりするなど、地域への貢献活動も積極的に行われています。

しかしながら、同校は過去の赤字経営が響き、今年度から国の大学無償化制度の対象外となってしまいました。その結果、昨年度は70名を集めた入学者が、今年度は46名に激減するという極めて厳しい経営状況に直面しています。

こうした窮状に対し、学校側は決してただ支援を待っているわけではありません。存続と経営再建に向け、防衛省や海外輸出を見据えた「ライスパック」製造工場の設立や、インドネシアからの留学生を受け入れる特別目的会社(SPC)を通じた利益の還元といった、これまでにない大規模な自主財源確保の構想を模索しています。さらには、寄付による新たな学校設立構想など、学校存続のために並々ならぬ努力を続けています。

先日開催された三隅地域のまちづくり会議においても、住民側から「大切な学校だからしっかり公的支援をしてやってくれ」との声が上がりました。

つきましては、浜田市におかれましても、地域医療と経済を支え、自ら再建に向けた知恵を絞って努力を続ける同校の姿勢を評価し、その存続を助けるための援助を行っていただきたく、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. リハビリテーションカレッジ島根が今後も浜田市において存続・発展できるよう、浜田市として速やかに適切な公的支援(補助金の交付等)を行うこと



請願書② 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは 2 人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1 人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
- ~~3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。~~



請願書

令和8年(2026年)6月2日 浜田市議会議長 殿

131

請願者: 株式会社コムサグリ 住所: 浜田市相生町 3773-1

請願第97号

紹介議員: 森谷公昭

【件名】仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援(資金ではない)の検討を求める請願

【請願趣旨】

現在、当市をはじめとする地方都市においては、公共交通機関の縮小や高齢化の進展に伴い、自ら移動手段を持たない「交通弱者」への対応が喫緊の課題となっています。これに対し、高齢者が安価で利用でき、自宅から目的地まで移動可能な「ドア・ツー・ドア」の輸送サービス(通称:100円タクシー/ボランティア互助移送)の仕組みは、極めて有効な解決策と考えられます。

本事業の最大の特徴は、単なる移動支援にとどまらず、地域の「退職者(シニア層)」を運転手(担い手)として巻き込む点にあります。退職後に一人暮らしとなりがちな高齢者が、運転ボランティアとして地域に貢献することで、社会的孤立を防ぎ、「他者と話し、感謝される機会」を創出します。これは、担い手自身の認知症予防や健康寿命の延長に直結するものです。

このように、「交通弱者の救済」と「シニア世代の生きがい・健康づくり」をセットで実現する仕組みを構築すべく、現在、検討およびスタートに向けた準備を進めております。また、浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」とも連携し、専門的な知見からシニア層の健康維持や運行管理のアドバイス等を受ける体制も模索しております。

しかしながら、こうしたボランティア主体の移送サービスを安全かつ持続可能に運営していくためには、法的な位置づけ(道路運送法上の許可・登録の要否確認)、安全管理、運行管理体制、万が一の事故への保険対応など、解決すべきいくつかの弱点や課題が存在します。

つきましては、民間や地域コミュニティの自助・共助のみに委ねるのではなく、行政による伴走型の課題チェックや、事業定着に向けた公的支援が必要不可欠であると考え、以下の通り請願いたします。

【請願項目】



1. 仮称「100円タクシー(ボランティア移送事業)」が持つ、交通弱者支援およびシニア層の健康寿命延長という多面的な効果・趣旨を深く理解し、市として前向きに評価すること。
2. 本事業の立ち上げおよび運行にあたり、道路運送法(自家用有償旅客運送等)上の課題整理、安全確保、運営上の弱点克服に向け、行政の専門部署による助言・指導などの伴走型支援を行うこと。
3. 将来的な持続可能性を見据え、先進地事例を参考に、補助金等の財政的支援や、関係機関との調整に対する公的支援の枠組みを検討すること。

- 法的な壁(白タク行為との境界線)

ガソリン代実費程度(100円)であれば、道路運送法上の「白タク(無許可営業)」に該当しない

- 安全管理と事故時の責任追及

運転手がシニア層(退職者)中心となるため、「高齢運転者の安全確保」や「体調管理」のルール作りが必要

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
70	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員及び監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

【請願事項】

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員及び管理職に対して、市の懲戒規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
72	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合のみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方向的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者（弁護士会や外部の有識者委員会等）による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き（デュー・プロセス）をシステムとして組み込むこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
73	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置及び再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。

【請願の理由】

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定及び警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定及び警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実及び証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

【請願事項】

1. 教育委員会職員が書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和 7 年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることを防ぐよう、再発防止策を講ずること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
75	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析及び評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析及び評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析及び評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

【請願理由】

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析及び評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析及び評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。と分析や評価の記述の追加を求めたり、中高生のアンケート結果では、スケート場として残すが過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備することを望んでいる。というような表現を追記する。と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で

広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など)を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析及び評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析及び評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析及び評価の独立性を確保することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析及び評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
76	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果品検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成及び保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

【請願の理由】

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点及び方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照らして検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわら

ず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性及び公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無及び対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
89	市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			
<p>【趣旨】</p> <p>本市の行政運営において、市民への説明責任やプロセスへの疑念が噴出しています。スケート場再配置問題において教育委員会が議事録を残していなかったりさんな実態や、社会福祉協議会への補助金増額に対して議会から附帯決議がつくなど、公金の使途に対する透明性が欠如しています。</p> <p>また、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の正当な意見に対して弁護士を使った過剰な対応をとるなど、対話を拒む姿勢は看過できません。長浜まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でもこうした問題について厳しい指摘が寄せられたため、開かれた市政を実現すべく以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市の重要な意思決定プロセスにおける議事録作成を徹底し、事後報告ではなく決定前に市民との対話を行う体制を再構築すること。 2. 社会福祉協議会をはじめとする民間・関連団体への補助金や委託料について、その費用対効果と責任の所在を明確にし、市民に透明化すること。 3. 市長直行便の不透明な事務方選別をやめ、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応を改めること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
90	回覧板のデジタル化に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

現在、地域コミュニティにおける情報共有の手段として回覧板が広く利用されていますが、住民のライフスタイルの多様化（共働き世帯の増加や不在がちな世帯の存在）により、「不在時に回覧板が止まってしまう」「次の人のために急いで回さなければならず、内容をゆっくり読む時間がない」「大量の書類を回すのが負担である」といった課題が生じています。

一方で、昨今はスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーションアプリ「LINE」等を用いた情報伝達があちこちの自治体・地域で進行し、大きな成果を上げています。

つきましては、従来の回覧板による情報伝達を継続しつつも、「LINEでの受取を希望する人」と「従来の回覧板での受取を希望する人」を明確に分け、希望者にはLINEを用いたデジタル回覧板で情報配信を行うハイブリッド型の運用への移行を請願いたします。これにより、住民の精神的・肉体的負担を大幅に軽減し、より確実に迅速な情報共有体制を確立できると考えております。

【請願事項】

1. 回覧板受取方法の意向調査の実施

住民に対し、従来の「紙の回覧板」での受取を希望するか、「LINE（デジタル）」での受取を希望するか、選択制にするためのアンケート・意向調査を実施すること。

2. LINEを活用したデジタル回覧板の導入と運用

LINEでの受取を希望した住民に対して、地域の連絡事項や配布物を画像・PDF等のデータとして一斉配信できる仕組み（公式LINEアカウントの開設など）を構築すること。

3. 効率的なハイブリッド運用の確立

LINE移行組をスキップすることで紙の回覧板ルートを短縮し、双方の住民がストレスなく情報を把握できる効率的な運用ルールを策定すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
91	「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。

当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和7年6月5日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。

当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和7年6月5日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が存在しない」という公文書不開示決定通知書等の証拠を提出し、令和8年4月22日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。

しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。

また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。

しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとすれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。

特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報

告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排他的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝えると、「市が何と行ったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名にな

ってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。
2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
92	防災体制の実効性向上と 避難環境の改善に関する 請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

近年、災害が激甚化・頻発化する中、本市においても災害への備えは急務です。しかし、指定避難所が危険地域にあるケースや、車椅子利用者のためのスロープに雨よけ屋根がないなど、避難環境の不備が多数指摘されています。

また、携帯電話の圏外地域の解消や、個人情報保護の壁による要支援者名簿の共有不足など、実態に即した対策が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも不安の声が多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【【請願事項】】

1. 地域の実情に即した「マイ・タイムライン」策定の行政主導による支援と、市町村単位の局地的な気象情報発信を行うこと。
2. 避難所のバリアフリー化（雨よけ屋根の設置等）および、災害時に孤立を防ぐための通信環境（携帯圏外）の改善を進めること。
3. 個人情報保護の壁を越え、小さな町内会単位で要支援者の情報を共有し、個別の避難・救助計画を構築できる仕組みを作ること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
93	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 1 総務委員会 付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
94	自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について （請願事項2 総務委員会付託分）	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。

巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス（TC トマト跡地等）や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。

都川まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地等）を放置せず、市民に公募・開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。
2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。

※請願事項1は産業建設委員会、2は総務委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
95	リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」は、島根県西部で 154 人、浜田市内で 65 人の卒業生が就職しており、地域の医療崩壊を防ぐために不可欠な存在となっています。さらに、市内に約 150 人の学生が居住し、教職員やその家族も含めると、浜田市に対して多大な経済効果をもたらしています。また、地域の中学生に勉強を教えたり、市の依頼で講演を行ったりするなど、地域への貢献活動も積極的に行われています。

しかしながら、同校は過去の赤字経営が響き、今年度から国の大学無償化制度の対象外となってしまう。その結果、昨年度は 70 名を集めた入学者が、今年度は 46 名に激減するという極めて厳しい経営状況に直面しています。

こうした窮状に対し、学校側は決してただ支援を待っているわけではありません。存続と経営再建に向け、防衛省や海外輸出を見据えた「ライパック」製造工場の設立や、インドネシアからの留学生を受け入れる特別目的会社（SPC）を通じた利益の還元といった、これまでにない大規模な自主財源確保の構想を模索しています。さらには、寄付による新たな学校設立構想など、学校存続のために並々ならぬ努力を続けています。

先日開催された三隅地域のまちづくり会議においても、住民側から「大切な学校だからしっかり公的支援をしてやってくれ」との声が上がりました。

つきましては、浜田市におかれましても、地域医療と経済を支え、自ら再建に向けた知恵を絞って努力を続ける同校の姿勢を評価し、その存続を助けるための援助を行っていただきたく、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. リハビリテーションカレッジ島根が今後も浜田市において存続・発展できるよう、浜田市として速やかに適切な公的支援（補助金の交付等）を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
96	高齢者等の移動支援拡充 および地域公共交通の利 便性向上に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。

※請願事項1, 2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
97	仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

現在、当市をはじめとする地方都市においては、公共交通機関の縮小や高齢化の進展に伴い、自ら移動手段を持たない「交通弱者」への対応が喫緊の課題となっています。これに対し、高齢者が安価で利用でき、自宅から目的地まで移動可能な「ドア・ツー・ドア」の輸送サービス（通称：100円タクシー／ボランティア互助移送）の仕組みは、極めて有効な解決策と考えられます。

本事業の最大の特徴は、単なる移動支援にとどまらず、地域の「退職者（シニア層）」を運転手（担い手）として巻き込む点にあります。退職後に一人暮らしとなりがちな高齢者が、運転ボランティアとして地域に貢献することで、社会的孤立を防ぎ、「他者と話し、感謝される機会」を創出します。これは、担い手自身の認知症予防や健康寿命の延長に直結するものです。

このように、「交通弱者の救済」と「シニア世代の生きがい・健康づくり」をセットで実現する仕組みを構築すべく、現在、検討およびスタートに向けた準備を進めております。また、浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」とも連携し、専門的な知見からシニア層の健康維持や運行管理のアドバイス等を受ける体制も模索しております。

しかしながら、こうしたボランティア主体の移送サービスを安全かつ持続可能に運営していくためには、法的な位置づけ（道路運送法上の許可・登録の要否確認）、安全管理、運行管理体制、万が一の事故への保険対応など、解決すべきいくつかの弱点や課題が存在します。

つきましては、民間や地域コミュニティの自助・共助のみに委ねるのではなく、行政による伴走型の課題チェックや、事業定着に向けた公的支援が必要不可欠であると考え、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. 仮称「100円タクシー（ボランティア移送事業）」が持つ、交通弱者支援およびシニア層の健康寿命延長という多面的な効果・趣旨を深く理解し、市として前向きに評価すること。

2. 本事業の立ち上げおよび運行にあたり、道路運送法（自家用有償旅客運送等）上の課題整理、安全確保、運営上の弱点克服に向け、行政の専門部署による助言・指導などの伴走型支援を行うこと。

3. 将来的な持続可能性を見据え、先進地事例を参考に、補助金等の財政的支援や、関係機関との調整に対する公的支援の枠組みを検討すること。

法的な壁（白タク行為との境界線）

ガソリン代実費程度（100円）であれば、道路運送法上の「白タク（無許可営業）」に該当しない

安全管理と事故時の責任追及 運転手がシニア層（退職者）中心となるため、「高齢運転者の安全確保」や「体調管理」のルール作りが必要

**令和 8 年 6 月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（総務委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第37号	浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第39号	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第41号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	…	4ページ

現行	改正後（案）
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>（代理人）</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ <u>によって行うことができる。</u> _____ _____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p>

第16条 前条第1項の通知を受けた者（**同条第3項後段**の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 〔略〕

（続行期日の指定）

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の**名あて人**となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、
_____「**掲示を始めた日から**2週間を経過したとき」とあるのは「**掲示を始めた日から**2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、**掲示を始めた**_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、**「同項第3号**_____及び第4号」とあるのは「**同条第3号**_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、**「同条第3項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第3項後段**」と読み替えるものとする。

第16条 前条第1項の通知を受けた者（**同条第4項後段**の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 〔略〕

（続行期日の指定）

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 第15条第3項**及び第4項**の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項**及び第4項**中「不利益処分の**名宛人**となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、**同項中**「_____2週間を経過したとき」とあるのは「_____2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、**当該措置を開始した**日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び**第4項並びに**第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、**同条第4項中「第1項第3号**及び第4号」とあるのは「**第28条第3号**_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、**「同条第4項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第4項後段**」と読み替えるものとする。

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年浜田市条例第59号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（災害応急作業等従事手当）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業にあつては、<u>1,080円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 <u>710円</u></p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>1,080円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 <u>840円</u></p> <p>(4) 前項第4号の作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（災害応急作業等従事手当）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業にあつては、<u>1,440円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 <u>950円</u></p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>1,440円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 <u>1,120円</u></p> <p>(4) 前項第4号の作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額</p> <p>3 〔略〕</p>

浜田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年浜田市条例第258号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

浜田市における自治体DX推進に向けた調査・研究に関する 協定書の期間延長について

テラテクノロジー株式会社と浜田市との間で締結している「自治体DX推進に向けた調査・研究に関する協定書」を下記のとおり期間延長したので報告します。

記

1 期間延長について

- (1) 変更前 令和7年8月28日から令和8年8月31日まで
- (2) 変更後 令和7年8月28日から令和8年9月30日まで

2 延長理由

十分な運用評価期間を確保するため。

3 当初協定の概要について

(1) 相手方企業

社名 テラテクノロジー株式会社 (<https://www.teratech.co.jp/>)
本社 東京都豊島区東池袋3丁目4番3号
事業所 東京本社、大阪事務所、松江R&Dセンター(注1)
設立 平成3年2月12日(令和7年12月東京証券取引所スタンダード市場に上場)
資本金 2,000万円
代表者 代表取締役 宮本 一成(注2)
従業員数 373名 ※令和8年4月1日時点
事業内容 システム開発事業

(2) 連携内容

- ア 施設予約管理システムに関する調査研究
- イ スマートロックシステムに関する調査研究
- ウ 研究データ及び知識の共有
- エ 導入試験などの実施
- オ その他必要と認める調査・研究

(注1) 松江R (Research) & D (Development) センター

平成26年4月開設。東京本社で要件定義・設計を行ったWeb系システム等の製造工程に関する開発拠点。

(注2) 浜田高校卒業。一般社団法人島根県情報産業協会 業務執行理事、浜田応援団会員

米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について

このことについて、島根県西部の市町（浜田市、益田市、江津市、川本町、邑南町）で構成する米軍機騒音等対策協議会（会長：浜田市長）の各市長・町長が、島根県知事とともに、防衛省、外務省及び地元選出国會議員に対して要望を行いましたので下記のとおり報告します。（平成 25 年度から 14 回目）

記

1 要望内容

70 デシベル以上の騒音^{※1}が測定された件数は、令和 7 年は 2,026 件で、令和 6 年の 2,090 件、令和 4 年の 2,076 件に次ぐ 3 番目の多さで、近年高止まりの状況が続いています。

国に対しては、この騒音測定の結果や被害の具体的な事例を示しながら、極端な低空飛行の中止、配慮を要請している行事・式典の日及び休日・夜間の飛行中止、国による実態把握と米国側への伝達など、住民負担の軽減に必要な措置を講ずるよう強く要望しました。

2 要望活動の状況

要望日：令和 8 年 6 月 3 日（水）

(1) 要望先 防衛省

防衛大臣 小泉 進次郎 外 7 名

（対応者）防衛大臣政務官 吉田 真次 氏

要望者 米軍機騒音等対策協議会

浜田市 市長 三浦 大紀（会長）

邑南町 町長 大屋 光宏（副会長）

益田市 危機管理課長 齋藤 勝義（委員代理）

江津市 副市長 藤田 裕（委員代理）

川本町 町長 野坂 一弥（委員）

島根県知事 丸山 達也（オブザーバー）



防衛省

(2) 要望先 外務省

外務大臣 茂木 敏充 外 8 名

（対応者）日米地位協定室長 高尾 直 氏

要望者 米軍機騒音等対策協議会（同上）

益田市に変更有

益田市 危機管理監 塩満正人（委員代理）



外務省

(3) 要望先 地元選出国會議員

衆議院議員 高見康裕（本人）高階恵美子（本人）

参議院議員 舞立昇治（秘書）青木一彦（秘書）藤井一博（本人）出川桃子（本人）

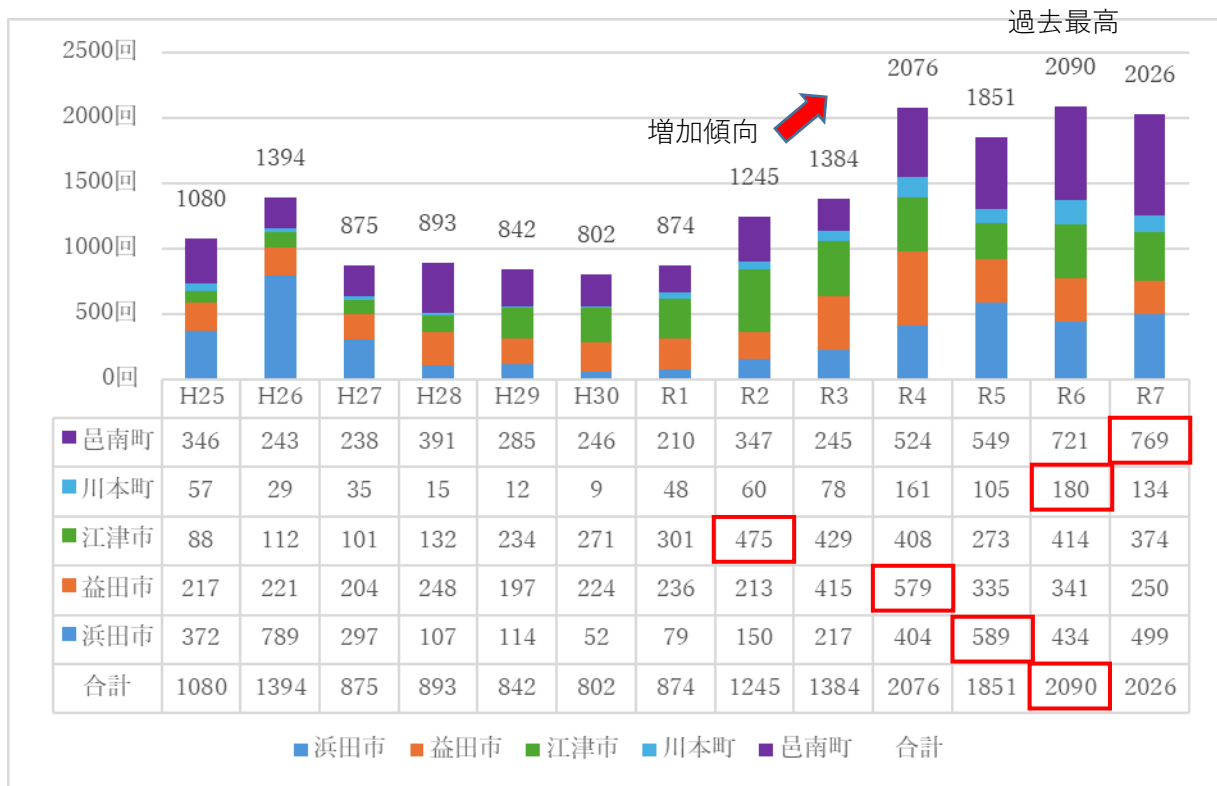
要望者 米軍機騒音等対策協議会（同上）

※1 70db 以上の騒音：かなりうるさい、かなり大きな声を出さないと会話ができない。騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、セミの鳴き声(2m)、やかんの沸騰音(1m)（日本騒音調査 HP、騒音値の基準と目安から引用）

3 各市町の騒音状況

(1) 米軍機騒音等対策協議会内の騒音（70db 以上）測定回数年別推移

（自治体設置 10 か所＋国設置 3 か所）



(2) 浜田市内（県市設置）の騒音（70db 以上）測定回数年別推移

設置箇所	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.5
旭(市)*1	334	703	240	100	107	41	64	134	207	388	570	408	479	85
金城(県)	29	73	53	7	7	8	8	14	6	6	2	6	4	5
弥栄(県)	9	13	4	0	0	3	7	2	4	10	17	20	16	3
計	372	789	297	107	114	52	79	150	217	404	589	434	499	93
(うち夜間**2)	—	—	—	—	—	—	3	16	27	88	95	71	147	17
(うち休日**3)	—	—	—	—	—	—	5	0	6	0	7	3	13	4

※1 旭：設置箇所は、旭支所

※2 夜間・・・18時から翌日7時 ※3 休日・・・土曜日・日曜日・祝

(3) 浜田市内（国設置）の騒音（70db 以上）測定回数年別推移（参考値）

設置箇所	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.5
旭*4	166	1,005	506	505	369	273	425	713	1,059	1,267	1,241	1,312	1,370	281

※4 旭：設置箇所は、旭社会復帰促進センタービジターセンター

浜田海上保安部の機能強化の要望活動について

このことについて、浜田港利用促進の一環として、今回で 4 度目の要望活動を下記のとおり行いましたので報告します。

記

1 要望内容

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備していただいております。官民一体となって利活用促進に取り組んでおります。

本県の海岸線は東西 179km に及び、島根県原子力発電所の西 114km、三隅火力発電所の東 15km に位置する浜田港には、現在、海上保安庁の浜田海上保安部が設置され、1,000t 型巡視船などが配備されております。

海上保安庁におかれましては、海上保安体制の強化を掲げておられ、今後、日本海側の海上監視体制の強化にも取り組まれるものと拝察いたします。

つきましては、浜田港の更なる利活用促進のため、巡視船等の増強など、浜田海上保安部の機能強化に取り組んでいただくよう要望しました。

2 要望活動の状況

要望日 令和 8 年 6 月 9 日（火）

要望者 浜田市長 三浦 大紀

(1) 要望先 海上保安庁

海上保安庁長官 瀬口 良夫 外 3 名

（対応者） 警備救難部長 山戸 義勝 氏

(2) 要望先 地元選出国會議員

衆議院議員 高見 康裕（秘書）

高階 恵美子（秘書）

参議院議員 舞立 昇治（秘書）

藤井 一博（秘書）

出川 桃子（秘書）

青木 一彦（秘書）



海上保安庁

消防団車庫統合について

【令和 7 年度完了】

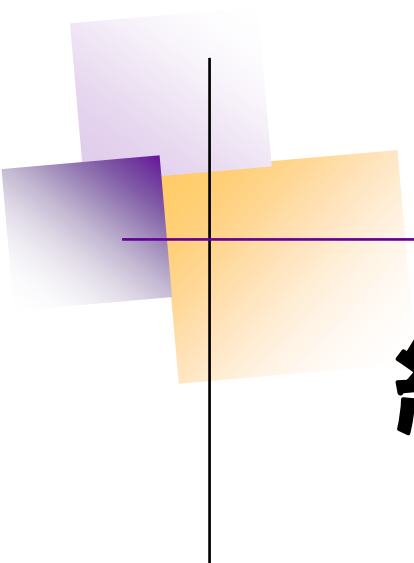
1 東部方面隊木田分団車庫新築（木田 1 班から 3 班車庫統合）

- (1) 場 所 浜田市旭町木田 419-5 番地（旧木田保育所跡地）
- (2) 建 物 木造平屋 60 m² 消防ポンプ車庫
- (3) 整備費 25,274,700 円（建物）
- (4) 車 両 小型動力ポンプ付軽積載車 2 台配備（既存車両）

2 西部方面隊三保分団 3 車庫解体

- (1) 三保分団 2 班車庫（駅前班）
 - ア 場 所 浜田市三隅町西河内 480-4 番地
 - イ 建 物 11.7 m²
- (2) 三保分団 3 班車庫（上古市班）
 - ア 場 所 浜田市三隅町古市場 2065 番地
 - イ 建 物 11.02 m²
- (3) 三保分団 5 班車庫（門殿班）
 - ア 場 所 浜田市三隅町古市場 969-1 番地
 - イ 建 物 30.0 m²
- (4) 解体費 6,050,000 円

以上



統計はまだ

令和7年度



島根県浜田市

刊 行 に 当 た っ て

令和7年度 統計はまだを刊行します。

本書は、浜田市の人口、産業、経済、社会、文化等の各分野にわたる統計資料を総合的に収録し、市勢の現状及びその推移を明らかにしようとするものです。

国勢調査を始め、各種国基幹統計調査の結果やそのほか関係機関から提供していただいたデータを分かりやすく編集することを心がけて作成しました。国基幹統計調査については、周期調査は5年ごとに実施となっておりますので、最新の数値が数年前のものとなる場合があります。

また、国基幹統計調査によって集計された数値以外にも、各分野における登録や届出、業務記録などにより集計されたデータを収集し、まとめております。

市民の皆様を始め、各方面の方々の参考資料として広くご覧いただきたいと思っております。浜田市ホームページにも掲載しておりますのでご活用ください。

終わりに、本書の編集に当たり、貴重な資料を提供していただきました関係者の皆様並びに平素より各種統計調査にご協力を頂いている皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年6月

浜田市長 三浦 大紀

利用されるに当たって

- 1 資料は、できるだけ最近の資料を掲げるように努めました。
- 2 統計表の年次は暦年（1月1日～12月31日）、年度は（4月1日～翌年3月31日）を示したものです。
- 3 数字の単位未満は、四捨五入を原則としました。このため総数と内訳の計とが一致しない場合があります。
- 4 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「－」 皆無又は該当数字なし
 - 「…」 資料なし
 - 「0」 単位未満
 - 「X」 秘密保持のため発表を差し控えたもの
 - 「△」、「－」 数値の前に付し、減又はマイナスを示す
- 5 本市は、平成17年10月1日に、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町が合併し誕生しました。平成17年、平成17年度においては、合併の関係上、旧市町村の数値の合計を掲載しています。また、次のとおり統計表を記しているものもあります。

(統計表)

浜田市	-----	新市名
浜田	-----	旧浜田市
金城	-----	旧金城町
旭	-----	旧旭町
弥栄	-----	旧弥栄村
三隅	-----	旧三隅町

- 6 本書に収録した統計資料について、疑義又はさらに詳細な資料を必要とされる場合には、本市総務課に照会してください。

目 次

1 自 然

1 位置	1
2 主要山岳	2
3 主要河川	2
4 面積	2
5 地目別総評価面積（民有地）	3
6 気象状況	
(1) 気温など	4
(2) 他都市との比較（気温、降水量、湿度）	5
(3) 雪	7
(4) 地震の発生（震度1以上）	8

2 人 口

1 国勢調査からみる人口	
(1) 令和2年国勢調査	
浜田市の人口・世帯数	9
(2) 人口・世帯数の推移	
ア 浜田市全体の推移	9
イ 地区別人口の推移	10
ウ 地区別世帯数の推移	10
(3) 労働力人口の推移	13
(4) 昼間人口・夜間人口	14
2 住民基本台帳からみる人口	
(1) 地区別人口・世帯数の推移	15
(2) 年齢階級別人口	16
(3) 地区別高齢化率	17
3 将来推計人口	
(1) 島根県、浜田市の将来推計人口	18
(2) 年齢別将来推計人口割合	18

3 財 政

1 一般会計決算額	
(1) 歳入	19
(2) 歳出	20

2 令和6年度決算の状況 （広報はまだ令和7年10月号掲載内容）	21
3 予算の状況	23
4 地方財政状況調査（決算統計）	
(1) 歳入	24
(2) 目的別歳出	25
(3) 性質別歳出	26
5 市税	27

4 議 会

1 議会の活動状況	28
2 議案等の審議結果	28
3 請願の審議結果等	28
4 陳情の審査結果等（委員会）	28

5 選 挙

1 選挙調	29
2 選挙人名簿登録者数	29

6 事 業 所

1 事業所数	30
2 産業別事業所数	30
3 従業者数	31
4 産業別従業者数	31
5 男女別従業者数	32
6 従業者規模別事業所数、従業者数	33

7 農 林 業

1 総農家数	35
2 専兼業・主副業別農家数、個人経営体数	36
3 農家の世帯員数	37
4 農業従事者・基幹的農業従事者の平均年齢	38

5	経営耕地面積	38
6	耕作放棄地（販売農家）	39
7	保有山林面積規模別林家数	39

8 漁・水産業

1	漁業センサスの結果	
(1)	経営組織別経営体数	40
(2)	年齢別漁業就業者数	41
(3)	漁船隻数	42
(4)	主とする漁業種類別経営体数	43
(5)	販売金額別経営体数	43
2	水揚高	44
3	魚種別水揚量	45
4	漁法別水揚量	46

9 製造業

1	製造業事業所数、 従業者数及び製造品出荷額等の推移	47
2	産業別製造業事業所数、 従業者数及び製造出荷額等	48

10 商業

1	商業事業所数、従業者数	49
2	商品販売額	49
3	事業所数、従業者数の推移	
(1)	事業所数の推移	50
(2)	従業者数の推移	50
4	業種別商業事業所数、従業者数	51
5	売り場面積	51

11 観光

1	観光客入り込み客数 （令和7年 月別内訳）	52 53
2	宿泊客数	55

12 運輸

1	道路の状況	56
2	車種別保有自動車台数	56
3	駅別乗客人員数等	57
4	浜田港 出入船舶及び貨物取扱状況	
(1)	入港船舶	57
(2)	輸移出・輸移入貨物	58

13 社会福祉

1	老人福祉実施状況	
(1)	高齢者クラブ連合会	59
(2)	老人福祉施設	59
(3)	その他高齢者向け施設	59
(4)	介護医療院	59
2	保育所（園）・認定こども園数及び 在所者数	60
3	放課後児童クラブ数及び登録児童数	61
4	就学前児童数と保育所入所者数の比較	62
5	生活保護法による保護状況	
(1)	保護世帯数、人口	63
(2)	保護費	63
6	国民健康保険の加入状況	63
7	国民年金の状況	64
8	国民健康保険の医療費状況	64
9	介護保険被保険者数及び認定状況	65
10	介護保険給付費状況	65

14 教育・文化

1	幼稚園の状況	66
2	小学校の状況	66
3	中学校の状況	66
4	高校卒業後の状況	
(1)	進路別卒業生数	67
(2)	就職先別県外就職者数	67
5	図書館の利用状況	68
6	指定文化財	68

7	市指定文化財	69
8	国登録文化財	69

15 衛 生

1	ごみ排出量	70
2	ごみ処理の内訳と資源化率	71

16 住 宅

1	県営住宅	72
2	市営住宅	72
3	新設住宅着工戸数	73

17 交 通・公 安

1	運転免許保有者数	74
2	犯罪発生件数	74
3	違反種類別人身交通事故発生件数	75
4	事故当事者の年齢別状況	75
5	道路別人身交通事故発生状況	75

18 労 働

1	一般職業紹介状況	76
2	雇用保険一般求職者給付状況	77

19 海 上 保 安

1	海事関係違反等	78
2	海難事故発生状況	78

20 司 法

1	松江地方裁判所の事件取扱状況	79
2	松江家庭裁判所の事件取扱状況	79
3	浜田簡易裁判所の事件取扱状況	80

21 消 防

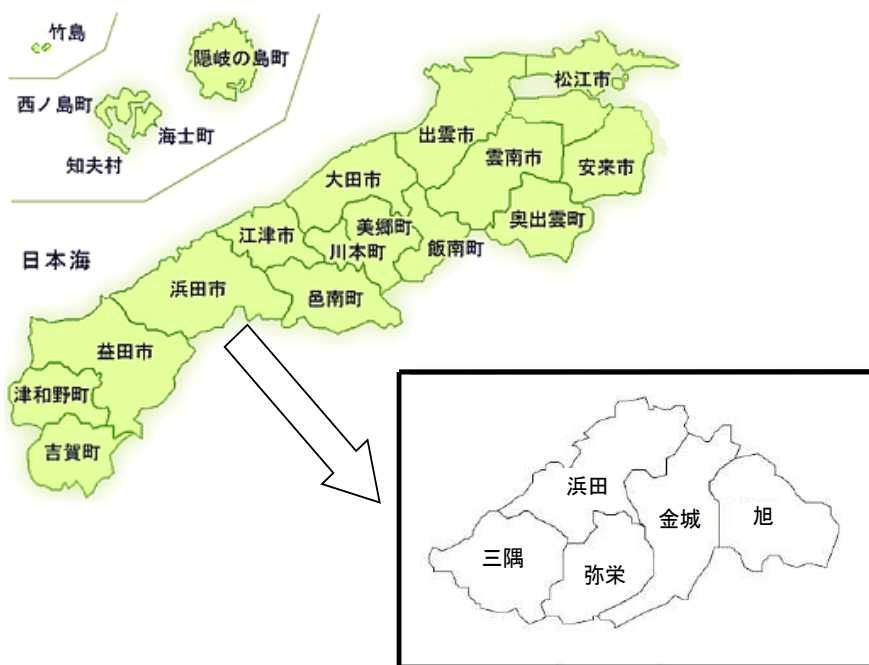
1	火災の発生状況	81
2	原因別火災発生件数	81
3	消防施設	82
4	救急車出動件数	82

付 録

浜田市の1日	84
市内官公署・その他の機関	85
令和2年国勢調査結果の概要	93

1 自然

1 位置



各地域図

経度	緯度
東 経 132° 04' 48"	北 緯 34° 53' 57"
浜田市殿町 1番地	浜田市役所(本庁)

資料：国土地理院

2 主要山岳

(単位：m)

	所在地	標高
てんぐいしやま 天狗石山	旭町	1,192
おおさやま 大佐山	金城町	1,069

(注) 1,000m以上の山岳を掲載。

資料：島根県統計書

3 主要河川

(単位：km)

	上流端	下流端	河川延長
下府川	金城町	日本海	22.1
浜田川	金城町	日本海	19.5
周布川	金城町	日本海	44.6
三隅川	弥栄町	日本海	40.9
いがわがわ 井川川	三隅町	三隅川	14.4
かこやがわ 家古屋川	旭町	八戸川	14.5

(注) この表は、河川延長10km以上のものを掲載。

資料：島根県統計書

河川延長については、各河川の幹川（本川）の延長を掲げている。

4 面積

(単位：km²)

	面積	摘要	
平成17年10月1日	689.52	旧浜田市	162.60
		旧金城町	164.30
		旧旭町	128.57
		旧弥栄村	105.50
		旧三隅町	128.55
平成19年10月1日	689.60	H19.6.20 埋立地編入 瀬戸ヶ島町	0.067
		H19.6.20 埋立地編入 下府町	0.005
平成26年10月1日	690.66	H26.9.1 埋立地編入 松原町	0.003
平成27年10月1日	690.66	H27.11.30 埋立地編入 三隅町	0.0007
平成29年10月1日	690.68	面積計測の基となる電子国土基本図更新による	0.02
令和5年10月1日	690.64	面積計測の基となる電子国土基本図更新による	-0.04

資料：国土地理院

(注) 面積は、国土地理院が電子国土基本図（地図情報）を基に公表している数値（各年1日現在）を掲載。埋め立て面積と前年面積の合計は、必ずしも一致していない。

5 地目別総評価面積(民有地) ※国有地、公有地、非課税地を除く

(単位：km²)

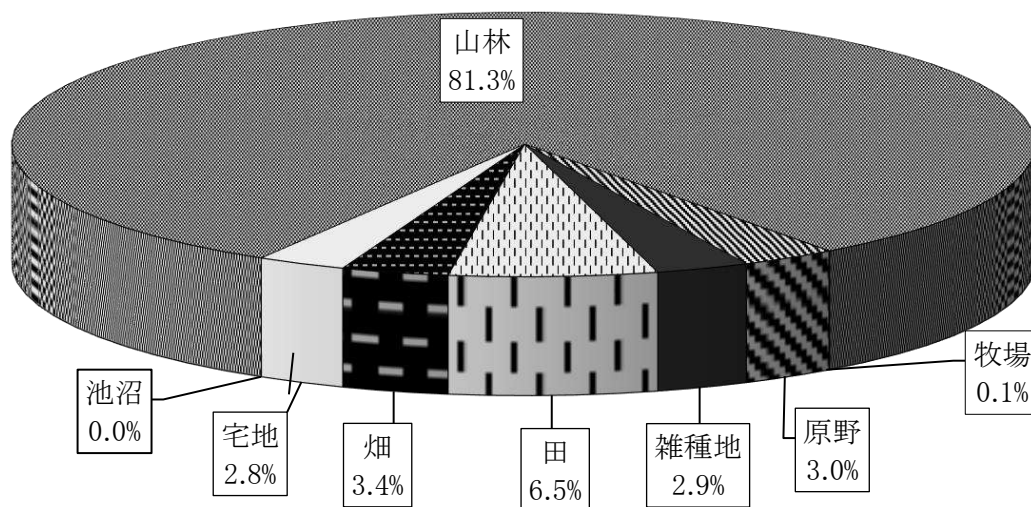
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
令和2年	385.84	26.03	13.48	10.79	0.01	313.05	0.10	11.40	10.98
令和3年	385.13	25.86	13.42	10.81	0.01	312.47	0.10	11.40	11.06
令和4年	385.28	25.60	13.32	10.81	0.01	312.84	0.10	11.46	11.11
令和5年	384.97	25.50	13.19	10.83	0.01	312.80	0.10	11.40	11.15
令和6年	384.74	25.38	13.10	10.79	0.01	312.69	0.10	11.43	11.23
令和7年	384.74	25.19	13.00	10.78	0.01	312.90	0.10	11.49	11.27

(注) 土地評価の単位(m²)を(km²)に変換。小数点第3位四捨五入。
各数値は1月1日現在のもの。

資料：市資産税課

地目別総評価面積(民有地)の割合

※国有地、公有地、非課税地を除く



6 気象状況

(1) 気温など

観測地点：浜田市大辻町 浜田特別地域気象観測所

	気 温 (°C)					湿度 (%)	風速 (m/s)	降水量 (mm)	雪現象日数 (日) ※1	日照時間 (時間)
	年平均	年最高値	日最高平均	年最低値	日最低平均					
令和2年	16.3	37.3	20.2	0.0	12.6	73	3.6	1,867.5	10	1,871.2
令和3年	16.4	34.2	20.6	-4.1	12.6	73	3.7	1,914.0	30	1,895.1
令和4年	16.3	36.0	20.4	-2.3	12.5	72	3.5	1,220.5	34	1,991.6
令和5年	17.0	36.0	21.2	-4.1	13.2	73	3.4	1,658.5	27	1,973.3
令和6年	17.1	35.5	21.1	-2.4	13.5	76	3.5	1,826.5	19	1,963.1
令和7年	16.7	35.2	20.9	-3.0	13.0	74	3.6	1,668.0	38	2,068.7
令和7年 月別内訳	月平均	平年 ※2	月最高値 (起日)	月最低値 (起日)	月平均	月平均	月合計	月合計	月合計	
1月	6.2	6.2	13.9 (1/23)	-2.4 (1/10)	65	4.7	29.0	10	88.9	
2月	4.7	6.5	14.4 (2/12)	-3.0 (2/07)	67	4.4	62.5	18	78.0	
3月	10.0	9.0	28.6 (3/27)	0.1 (3/31)	69	4.5	123.0	5	162.9	
4月	14.3	13.5	26.4 (4/17)	1.4 (4/1)	69	3.8	77.5	0	207.6	
5月	17.5	17.9	29.2 (5/21)	8.3 (5/08)	77	3.3	161.5	0	197.8	
6月	23.1	21.4	32.9 (6/20)	13.7 (6/2)	80	2.8	173.5	0	191.3	
7月	27.8	25.6	35.2 (7/17)	21.5 (7/15)	79	2.7	130.5	0	318.9	
8月	28.2	26.8	33.7 (8/4)	21.7 (8/3)	81	2.9	251.5	0	278.4	
9月	26.0	22.8	33.8 (9/1)	17.5 (9/30)	81	3.1	376.0	0	155.3	
10月	19.6	17.7	29.2 (10/18)	7.6 (10/29)	78	3.1	114.5	0	161.7	
11月	13.5	13.1	20.5 (11/30)	5.7 (11/04)	69	3.8	57.5	0	147.9	
12月	9.7	8.5	22.7 (12/20)	1.5 (12/13)	67	4.1	111.0	5)	80.0	

(注) 起日＝その月の最高値・最低値を示した日

資料：気象庁「気象統計情報」

※1 雪現象日数＝10月から3月の間に降雪の観測された日数

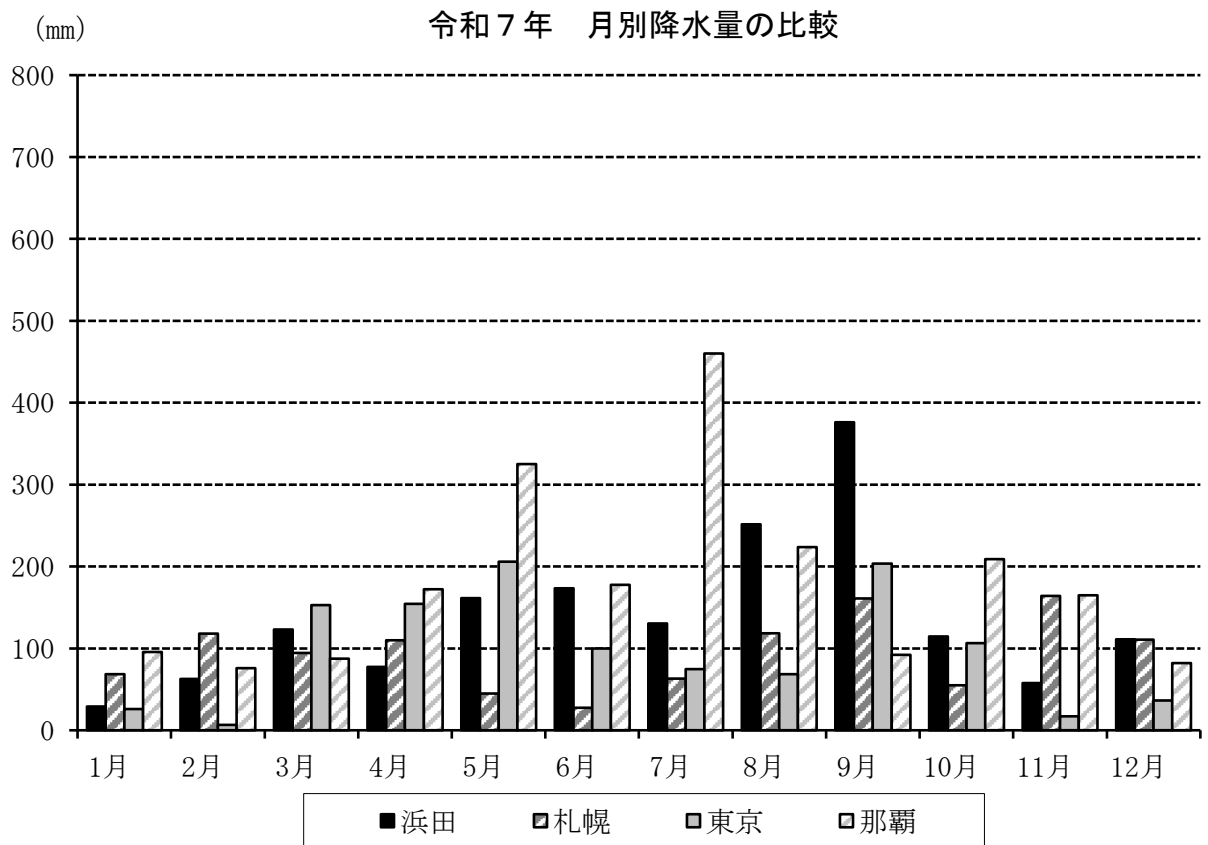
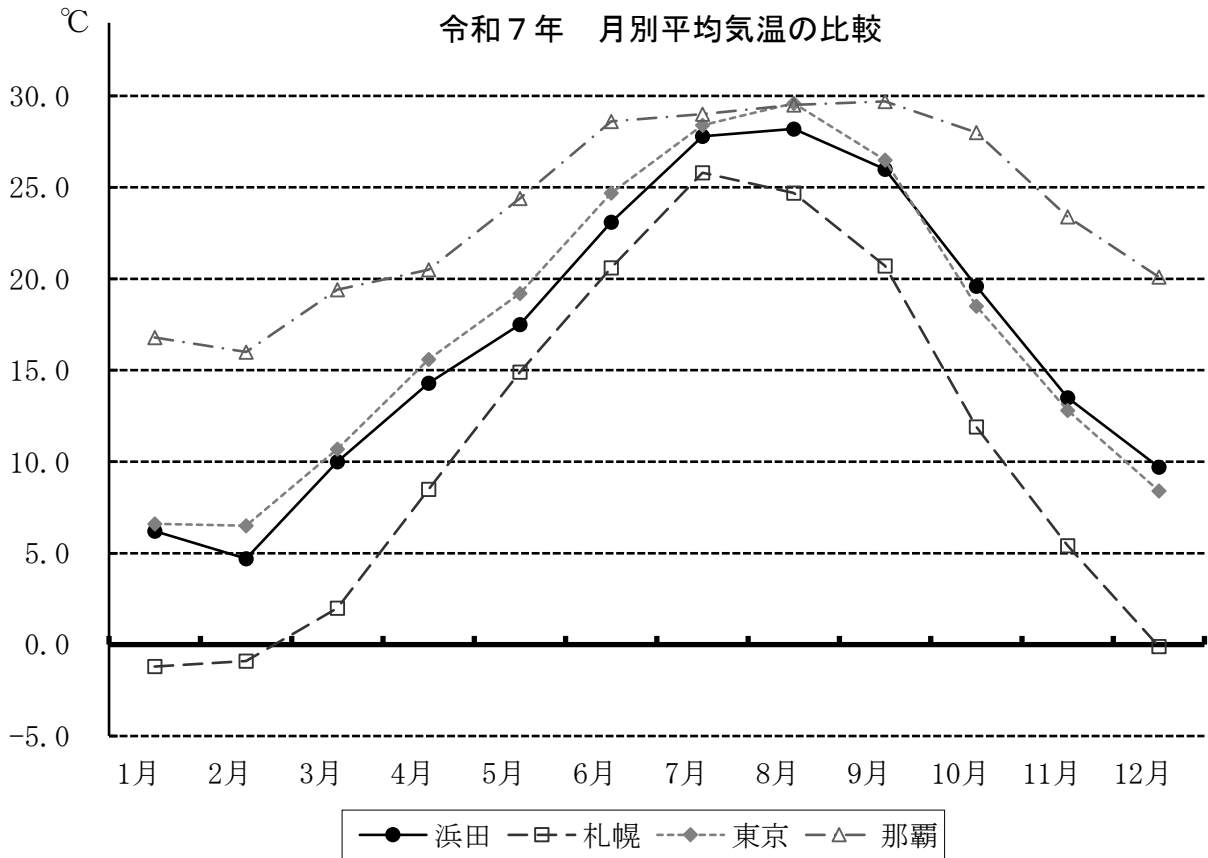
※：極値が2つ以上ある場合。起日は新しい方を示す。

※2 平年＝1991年から2020年の30年間の観測値の平均をもとに算出した気温

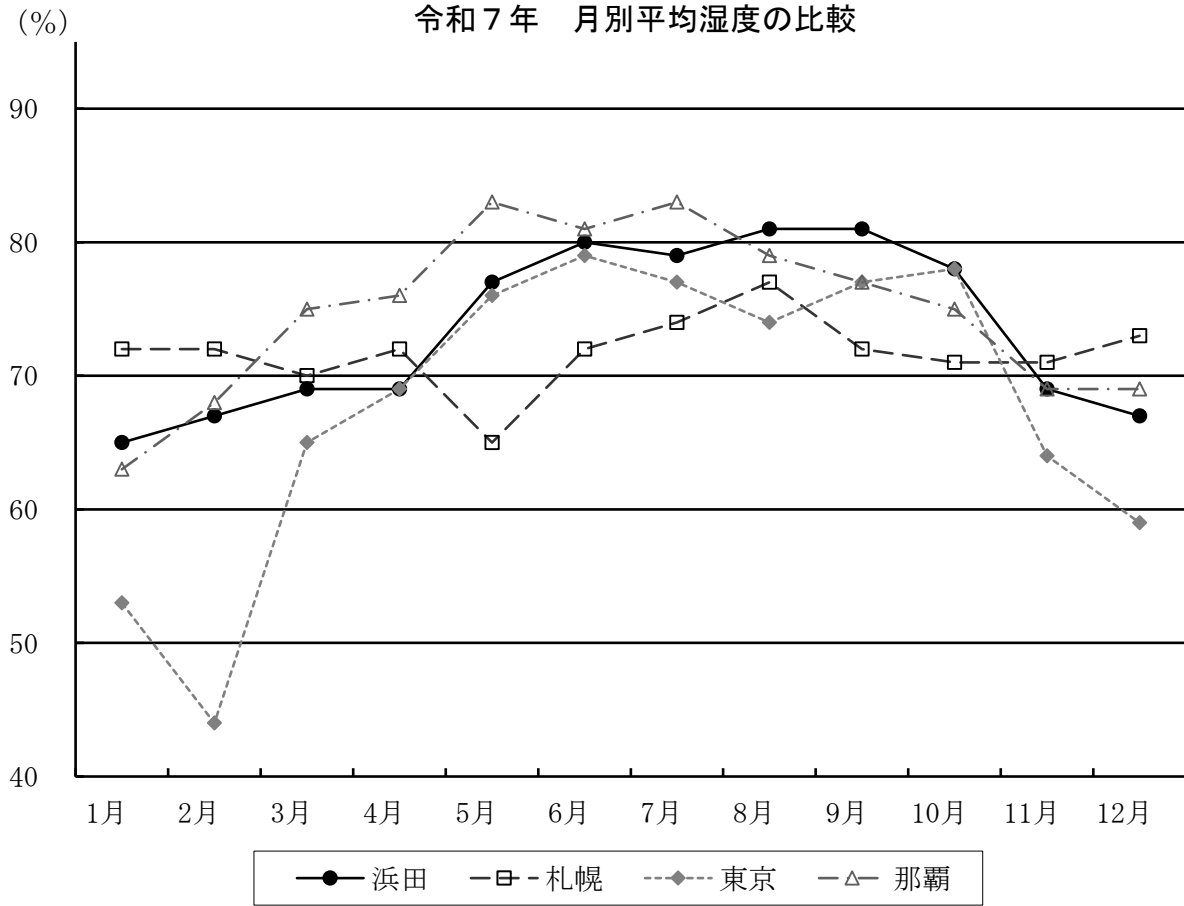
記号の見方

)：準正常値。統計を行う対象資料が許容範囲で欠けるが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱うもの。

(2) 他都市との比較



令和7年 月別平均湿度の比較



(3) 雪

観測地点：浜田市弥栄町 アメダス

(単位：c m)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降雪の 合計 ※1	令和元年	41	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	43	5	-	-	-	-	-	-	-	-	11
	令和3年	160	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
	令和4年	28	90	1	-	-	-	-	-	-	-	-	53
	令和5年	62	7	1	-	-	-	-	-	-	-	1	37
	令和6年	21	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	26
	令和7年	61	140	13	-	-	-	-	-	-	-	-	6
日降雪の 最大 ※2	令和元年	23	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	令和3年	23	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	令和4年	8	16	1	-	-	-	-	-	-	-	-	16
	令和5年	22	5	1	-	-	-	-	-	-	-	1	14
	令和6年	14	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	14
	令和7年	23	21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6
最深 積雪	令和元年	20	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	20	3	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	令和3年	44	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	令和4年	7	17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	22
	令和5年	43	20	1	-	-	-	-	-	-	-	1	17
	令和6年	16	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	17
	令和7年	33	43	7	-	-	-	-	-	-	-	-	4

※1 降雪＝雪が降ってくる現象

資料：気象庁「気象統計情報」

※2 積雪＝雪が地面に積もっている状態

)＝ 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

]＝ 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

(4) 地震の発生（震度1以上）

発震日 (令和7年)	震度	観測点	震央地名	マグニチュード
1月13日	3	殿町*	日向灘	6.6
	1	大辻町、金城町下来原*、三隅町三隅*、旭町今市*、弥栄町長安本郷*		
8月17日	1	殿町*	日向灘	5.7
11月25日	1	殿町*	日向灘	5.8

資料：松江地方気象台「島根県の地震」

* = 地方公共団体または国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点



明治5年 浜田地震の記念碑（牛市町）

2 人 口

1 国勢調査からみる人口

(1) 令和2年国勢調査 浜田市の人口・世帯数

	令和2年10月1日		平成27年10月1日		増 減		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減 (人)	増減率 (%)	世帯増減 (世帯)
浜田市	54,592	24,370	58,105	24,498	▲ 3,513	▲ 6.0	▲ 128
浜 田	39,370	17,970	41,777	18,399	▲ 2,407	▲ 5.8	▲ 429
金 城	4,088	1,536	4,426	1,641	▲ 338	▲ 7.6	▲ 105
旭	3,510	1,131	4,243	1,215	▲ 733	▲ 17.3	▲ 84
弥 栄	1,168	493	1,343	531	▲ 175	▲ 13.0	▲ 38
三 隅	6,456	3,240	6,316	2,712	140	2.2	528

資料：国勢調査（総務省）

(2) 人口・世帯数の推移（昭和35年～令和2年）

ア 浜田市全体の推移

（単位：人、%、世帯）

	区 分	総 数	0歳～14歳	15歳	65歳以上	若年者比率 (a)／総数	高齢者比率 (b)／総数	総世帯数	
				～64歳					うち15歳～ 29歳 (a)
昭和35年	実数	89,472	27,042	55,121	19,772	7,309	22.1	8.2	21,262
昭和40年	実数 増減	79,822 △ 10.8	20,586 △ 23.9	51,516 △ 6.5	16,449 △ 16.8	7,720 5.6	20.6	9.7	20,917 △ 1.6
昭和45年	実数 増減	73,592 △ 7.8	16,722 △ 18.8	48,575 △ 5.7	14,050 △ 14.6	8,295 7.4	19.1	11.3	21,040 0.6
昭和50年	実数 増減	72,253 △ 1.8	15,683 △ 6.2	47,608 △ 2.0	13,300 △ 5.3	8,959 8.0	18.4	12.4	21,742 3.3
昭和55年	実数 増減	72,130 △ 0.2	15,190 △ 3.1	46,863 △ 1.6	11,675 △ 12.2	10,077 12.5	16.2	14.0	22,440 3.2
昭和60年	実数 増減	72,529 0.6	14,508 △ 4.5	46,759 △ 0.2	10,893 △ 6.7	11,262 11.8	15.0	15.5	23,470 4.6
平成2年	実数 増減	69,411 △ 4.3	12,444 △ 14.2	43,826 △ 6.3	9,950 △ 8.7	13,104 16.4	14.3	18.9	23,134 △ 1.4
平成7年	実数 増減	68,103 △ 1.9	10,793 △ 13.3	41,966 △ 4.2	9,899 △ 0.5	15,321 16.9	14.5	22.5	24,328 5.2
平成12年	実数 増減	65,463 △ 3.9	9,206 △ 14.7	39,015 △ 7.0	9,734 △ 1.7	17,237 12.5	14.9	26.3	24,724 1.6
平成17年	実数 増減	63,046 △ 3.7	8,053 △ 12.5	36,851 △ 5.5	8,795 △ 9.6	18,061 4.8	14.0	28.6	25,023 1.2
平成22年	実数 増減	61,713 △ 2.1	7,144 △ 11.3	35,943 △ 2.5	7,878 △ 10.4	18,450 2.2	12.8	29.9	24,972 △ 0.2
平成27年	実数 増減	58,105 △ 5.8	6,565 △ 8.1	31,580 △ 12.1	7,099 △ 9.9	19,430 5.3	12.2	33.4	24,498 △ 1.9
令和2年	実数 増減	54,592 △ 6.0	5,948 △ 9.4	29,125 △ 7.8	7,014 △ 1.2	19,519 0.5	12.8	35.8	24,370 △ 0.5

（注）総数と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分。

資料：国勢調査（総務省）

平成12年以前の数値は、旧市町村の数値を合算したもの。

平成22年以降は島根あさひ社会復帰促進センター入所者、世帯を含む。

若年者比率、高齢者比率は年齢不詳分を含んだ総数で算出している。

イ 地区別人口の推移

(単位：人)

	総数					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
昭和35年	89,472	54,491	8,231	7,051	5,288	14,411
昭和40年	79,822	51,483	6,624	6,055	3,446	12,214
昭和45年	73,592	49,407	5,628	4,832	2,853	10,872
昭和50年	72,253	50,316	5,217	4,336	2,375	10,009
昭和55年	72,130	50,799	5,329	4,058	2,179	9,765
昭和60年	72,529	51,071	5,800	3,954	2,075	9,629
平成2年	69,411	49,135	5,666	3,840	1,869	8,901
平成7年	68,103	48,515	5,508	3,354	1,845	8,881
平成12年	65,463	47,187	5,216	3,198	1,789	8,073
平成17年	63,046	45,910	4,976	2,978	1,612	7,570
平成22年	61,713	43,905	4,622	4,888	1,494	6,804
平成27年	58,105	41,777	4,426	4,243	1,343	6,316
令和2年	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456

資料：国勢調査（総務省）

ウ 地区別世帯数の推移

(単位：世帯)

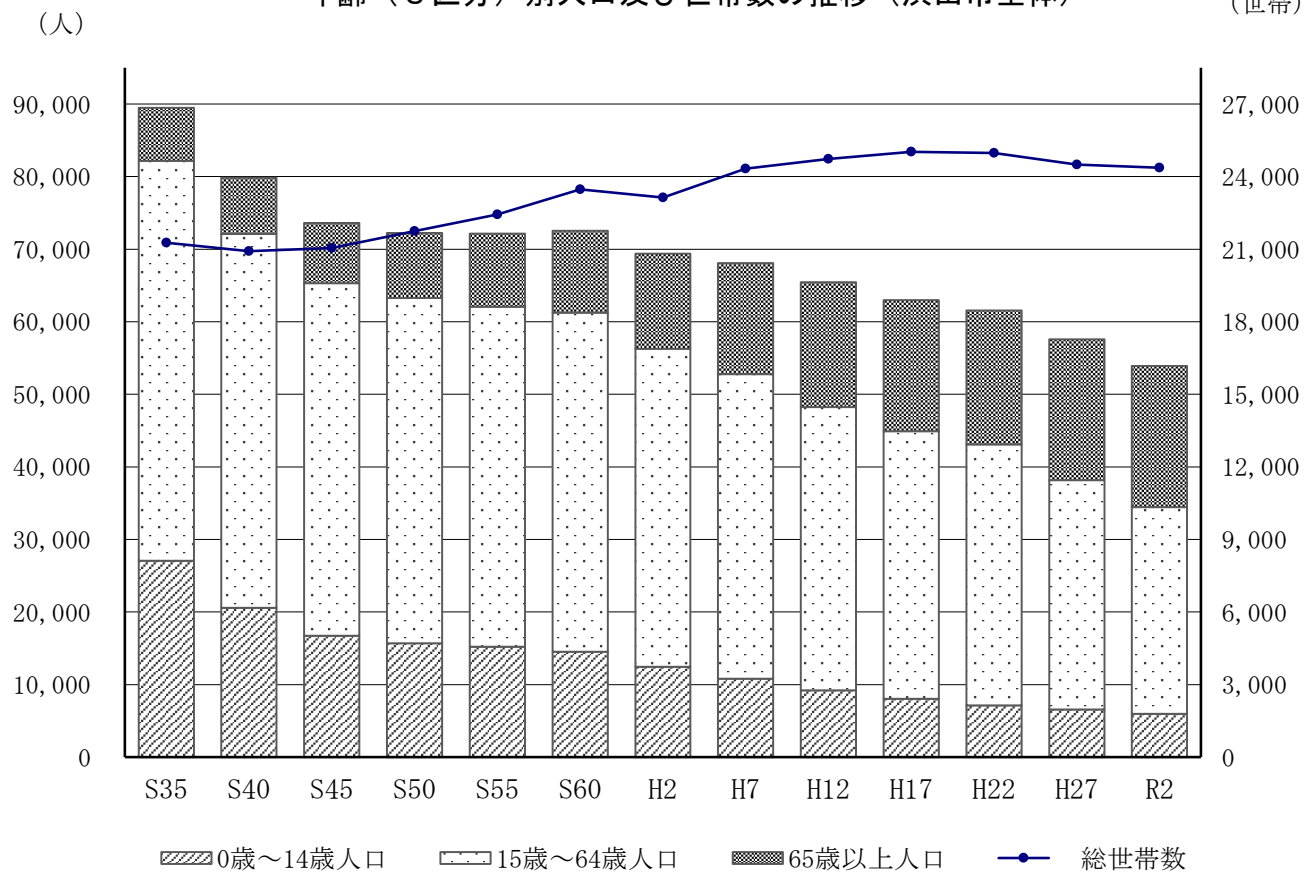
	総数					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
昭和35年	21,262	13,420	1,805	1,617	1,176	3,244
昭和40年	20,917	13,780	1,631	1,531	910	3,065
昭和45年	21,040	14,387	1,526	1,355	825	2,947
昭和50年	21,742	15,290	1,479	1,311	765	2,897
昭和55年	22,440	16,029	1,524	1,263	720	2,904
昭和60年	23,470	16,584	1,735	1,314	733	3,104
平成2年	23,134	16,587	1,659	1,385	648	2,855
平成7年	24,328	17,441	1,691	1,177	695	3,324
平成12年	24,724	18,155	1,663	1,170	708	3,028
平成17年	25,023	18,554	1,685	1,107	634	3,043
平成22年	24,972	18,584	1,704	1,314	591	2,779
平成27年	24,498	18,399	1,641	1,215	531	2,712
令和2年	24,370	17,970	1,536	1,131	493	3,240

(注) 施設等の世帯を含む。

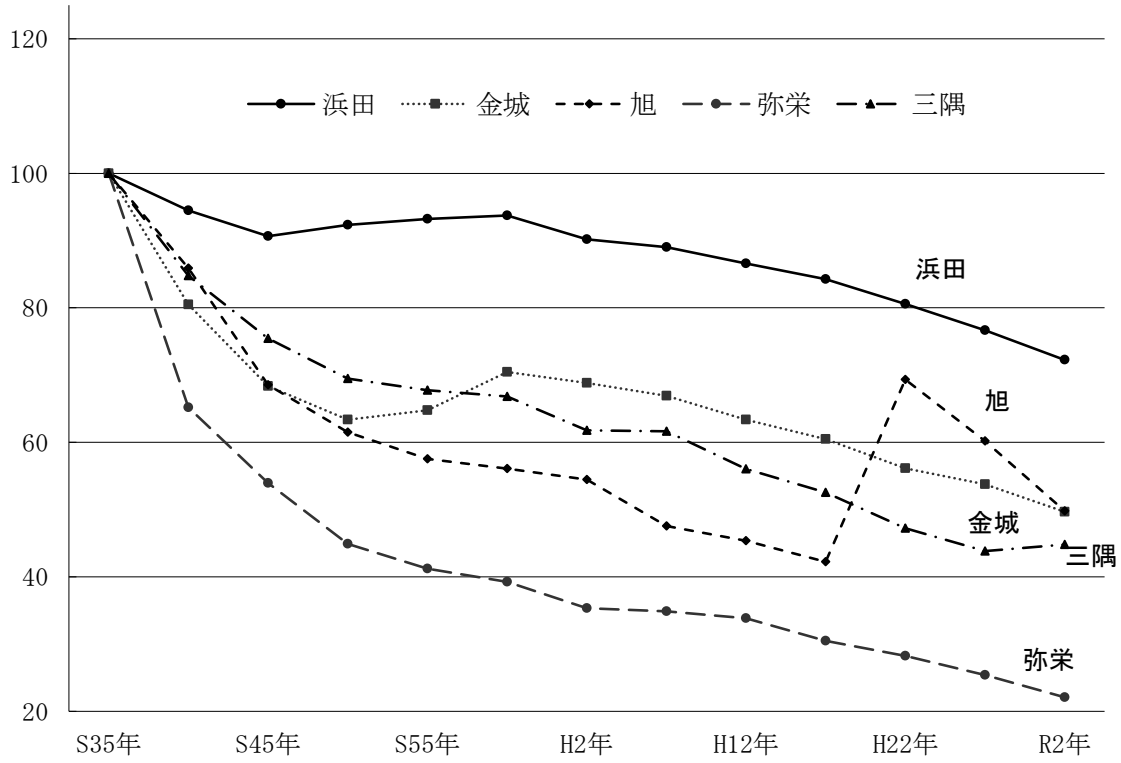
資料：国勢調査（総務省）

年齢（3区分）別人口及び世帯数の推移（浜田市全体）

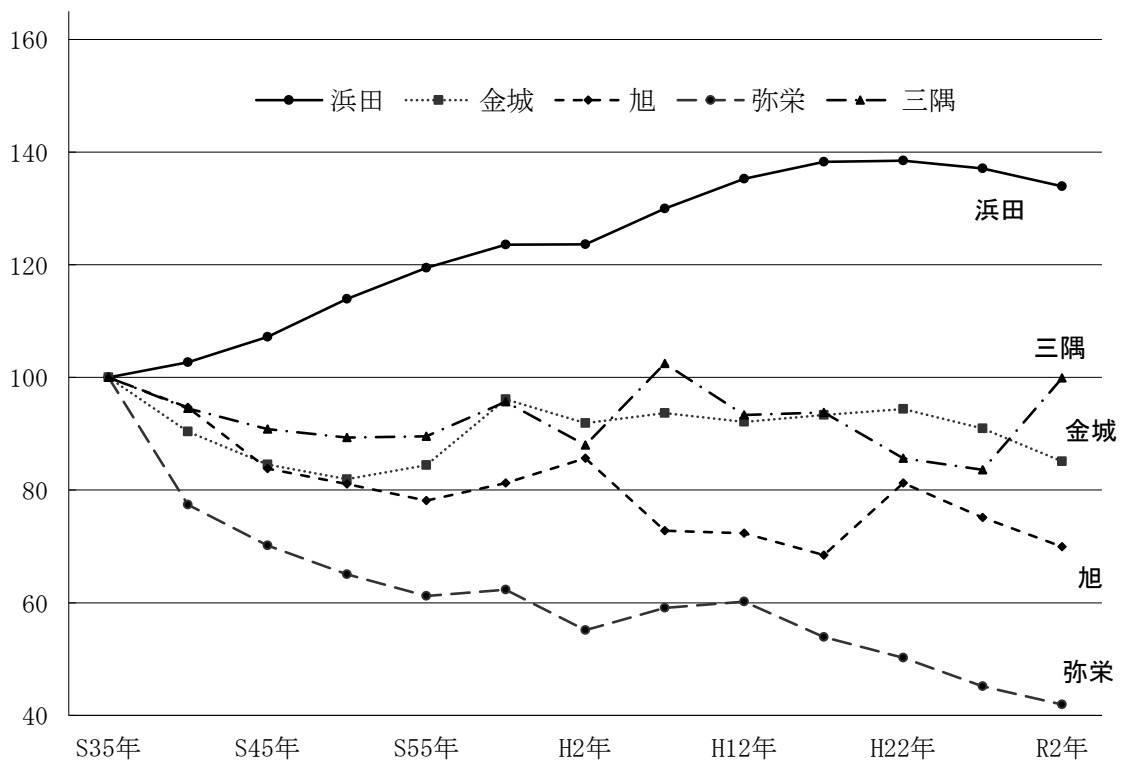
（世帯）



地区別人口の推移（昭和35年=100）



地区別世帯数の推移（昭和35年=100）



(3) 労働力人口の推移

(単位：人、%)

	15歳以上人口総数 (1)	労働力人口						非労働力人口
		総数	就業者			完全失業者		
			総数 (2)	第1次産業 (構成比)	第2次産業 (構成比)		第3次産業 (構成比)	
昭和35年	62,430	47,063	46,808	23,050 (49.2)	8,829 (18.9)	14,929 (31.9)	255 (0.5)	15,359
昭和40年	59,236	42,083	41,641	18,125 (43.5)	7,801 (18.7)	15,715 (37.7)	442 (1.1)	17,146
昭和45年	56,870	41,651	41,184	15,561 (37.8)	8,342 (20.3)	17,281 (42.0)	467 (1.1)	15,217
昭和50年	56,567	39,941	39,247	10,847 (27.6)	10,118 (25.8)	18,207 (46.4)	694 (1.7)	16,626
昭和55年	56,940	39,781	39,003	8,139 (20.9)	11,208 (28.7)	19,642 (50.4)	778 (2.0)	17,076
昭和60年	58,021	39,521	38,407	6,605 (17.2)	11,799 (30.7)	19,994 (52.1)	1,114 (2.8)	18,473
平成2年	56,930	36,694	35,767	4,795 (13.4)	11,473 (32.1)	19,479 (54.5)	927 (2.5)	20,192
平成7年	57,287	37,470	36,447	4,326 (11.9)	11,167 (30.6)	20,915 (57.4)	1,023 (2.7)	19,708
平成12年	56,252	35,191	34,046	3,360 (9.9)	9,483 (27.9)	21,093 (62.0)	1,145 (3.3)	20,883
平成17年	54,912	33,054	31,534	2,973 (9.4)	7,508 (23.8)	20,968 (66.5)	1,520 (4.6)	21,640
平成22年	54,393	30,689	29,146	2,165 (7.4)	6,235 (21.4)	20,338 (69.8)	1,543 (5.0)	22,688
平成27年	51,010	29,217	28,257	2,013 (7.1)	5,830 (20.6)	20,046 (70.9)	960 (3.3)	21,355
令和2年	47,969	27,919	27,156	1,588 (5.8)	5,809 (21.4)	19,329 (71.2)	763 (2.7)	18,892

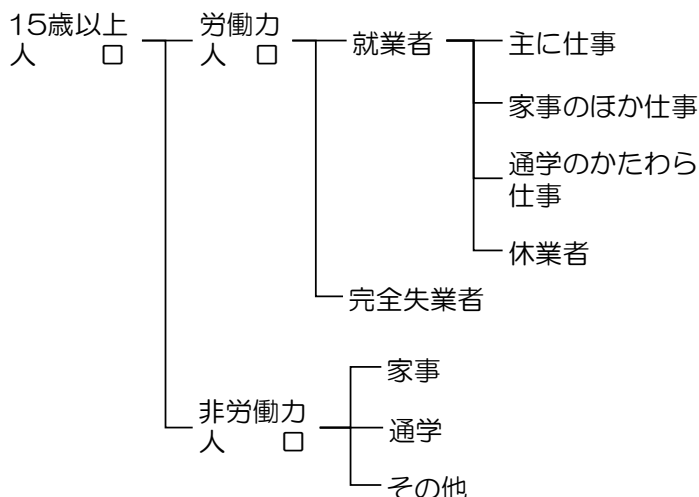
(注) (1) の総数は労働力状態「不詳」を含む。

資料：国勢調査（総務省）

(2) の総数は「分類不能の産業」を含む。

労働力状態

国勢調査における労働力人口は、15歳以上の者について、調査期日前1週間（9月24日～30日まで）に仕事をしたかどうかで、以下のとおり区分される。



◆労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

◆就業者

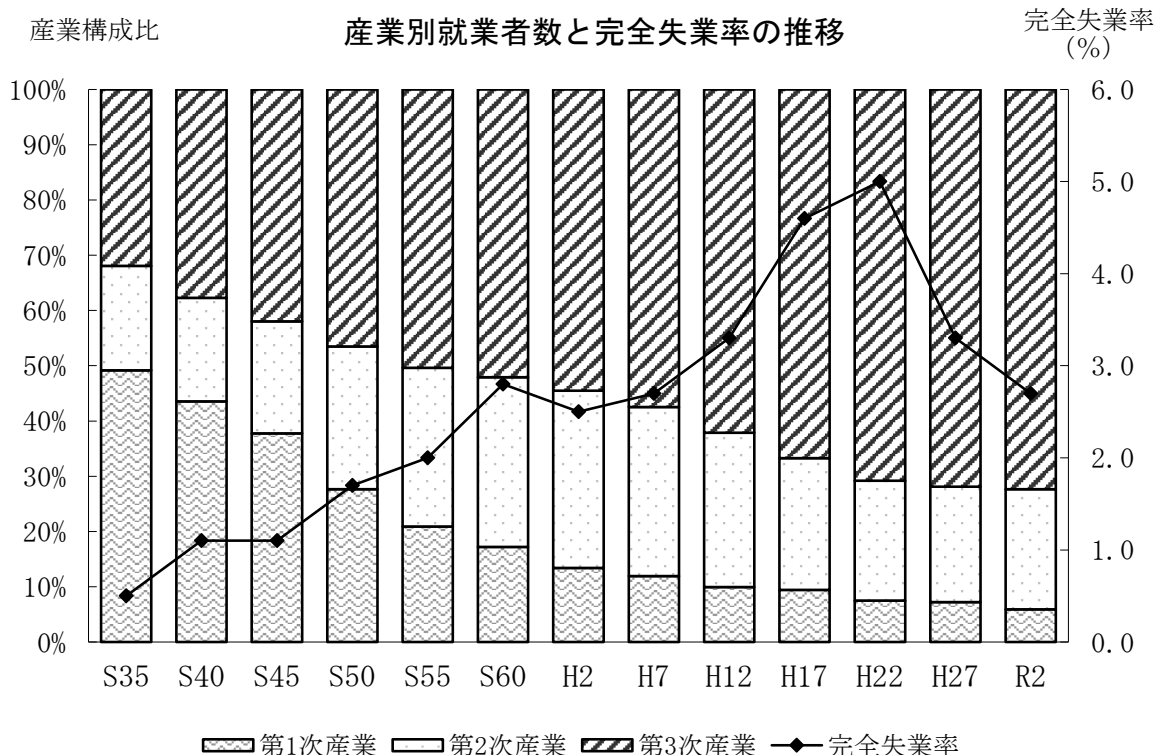
調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

◆完全失業者

調査期間中収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

◆非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）



完全失業率＝完全失業者数を労働力人口で割ったもの

第一次産業＝農業、林業、漁業

第二次産業＝鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第三次産業＝電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業
 保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業
 飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉
 複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)

(4) 昼間人口・夜間人口

(単位：人、%)

	浜田市を常住地とする人口 総数 (夜間人口) (A) ※1	浜田市を従業地・通学地とする人口 総数 (昼間人口) (B) ※2	昼 夜 間 差 (B)-(A)	昼夜間人口比率 (B)/(A) ※3	浜田市からの流出人口 ※4	浜田市への流入人口 ※5
平成27年	58,105	59,574	1,469	102.5	2,795	4,264
令和2年	54,592	55,882	1,290	102.4	2,836	4,126

資料：国勢調査（総務省）

※1 常住地とする人口(夜間人口)＝調査時(10月1日午前零時)に調査の地域(浜田市)に常住している人口

※2 従業地・通学地とする人口(昼間人口)＝就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果から下記により算出された人口

● 浜田市の昼間人口＝(浜田市の夜間人口)－(浜田市からの流出人口)＋(浜田市への流入人口)

※3 昼夜間人口比率＝夜間人口(常住人口)100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えている時は通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している

※4 流出人口＝浜田市を常住地としており、他市区町村で従業・通学している人口

※5 流入人口＝他市区町村を常住地としており、浜田市で従業・通学している人口

2 住民基本台帳からみる人口

(1) 地区別人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	
総計 (うち外国人)	52,738 (639)	26,114 (428)	51,804 (592)	25,911 (404)	50,816 (587)	25,634 (402)	49,907 (634)	25,408 (449)	48,848 (707)	25,114 (527)	47,707 (746)	24,813 (567)	
浜田	地区計	38,951	19,408	38,297	19,257	37,691	19,101	37,123	18,960	36,430	18,760	35,623	18,522
	浜田	8,638	4,597	8,533	4,581	8,392	4,537	8,189	4,440	8,066	4,390	7,841	4,314
	石見	12,548	6,326	12,251	6,260	12,019	6,192	11,866	6,169	11,619	6,076	11,325	5,958
	長浜	5,163	2,546	5,070	2,519	4,962	2,489	4,842	2,453	4,771	2,445	4,653	2,416
	周布	5,201	2,434	5,109	2,407	5,080	2,413	5,075	2,435	4,951	2,417	4,871	2,407
	美川	1,694	840	1,680	832	1,636	821	1,588	813	1,569	801	1,522	789
	国府	5,707	2,665	5,654	2,658	5,602	2,649	5,563	2,650	5,454	2,631	5,411	2,638
金城	地区計	4,107	1,878	4,005	1,871	3,936	1,856	3,864	1,846	3,764	1,820	3,689	1,805
	久佐	320	144	310	152	300	149	304	151	305	153	307	154
	今福	508	225	497	221	492	219	478	222	452	214	438	206
	美又	278	140	272	140	269	143	260	139	248	136	238	131
	雲城	2,389	1,059	2,322	1,048	2,295	1,047	2,264	1,043	2,222	1,038	2,186	1,037
	波佐	440	223	435	223	417	212	404	211	383	199	376	198
	小国	172	87	169	87	163	86	154	80	154	80	144	79
旭	地区計	2,672	1,353	2,611	1,316	2,520	1,289	2,469	1,268	2,378	1,235	2,303	1,222
	今市	1,483	736	1,450	713	1,406	703	1,390	701	1,340	687	1,295	679
	木田	253	125	246	123	238	123	230	120	212	110	204	111
	和田	478	239	475	240	456	231	441	224	428	216	422	214
	都川	224	124	212	117	199	112	198	113	189	108	180	106
	市木	234	129	228	123	221	120	210	110	209	114	202	112
弥栄	地区計	1,214	662	1,171	650	1,141	637	1,111	625	1,065	614	1,027	608
	安城	691	374	665	371	652	366	634	358	605	349	584	349
	杵束	523	288	506	279	489	271	477	267	460	265	443	259
三隅	地区計	5,794	2,813	5,720	2,817	5,528	2,751	5,340	2,709	5,211	2,685	5,065	2,656
	岡見	1,187	597	1,173	592	1,131	581	1,076	566	1,041	556	1,014	541
	三保	1,649	794	1,633	800	1,581	767	1,557	764	1,531	754	1,529	772
	白砂	267	117	265	118	256	115	247	114	238	112	224	107
	三隅	1,796	850	1,772	851	1,735	842	1,683	840	1,659	834	1,590	816
	黒沢	247	120	238	119	220	115	213	109	209	113	202	113
	井野	648	335	639	337	605	331	564	316	533	316	506	307

(注) 数値は各年9月末現在。

資料：市総合窓口課

外国人を含む。

平成27年の集計から、原井町と笠柄町を「石見地区」から「浜田地区」へ変更している。

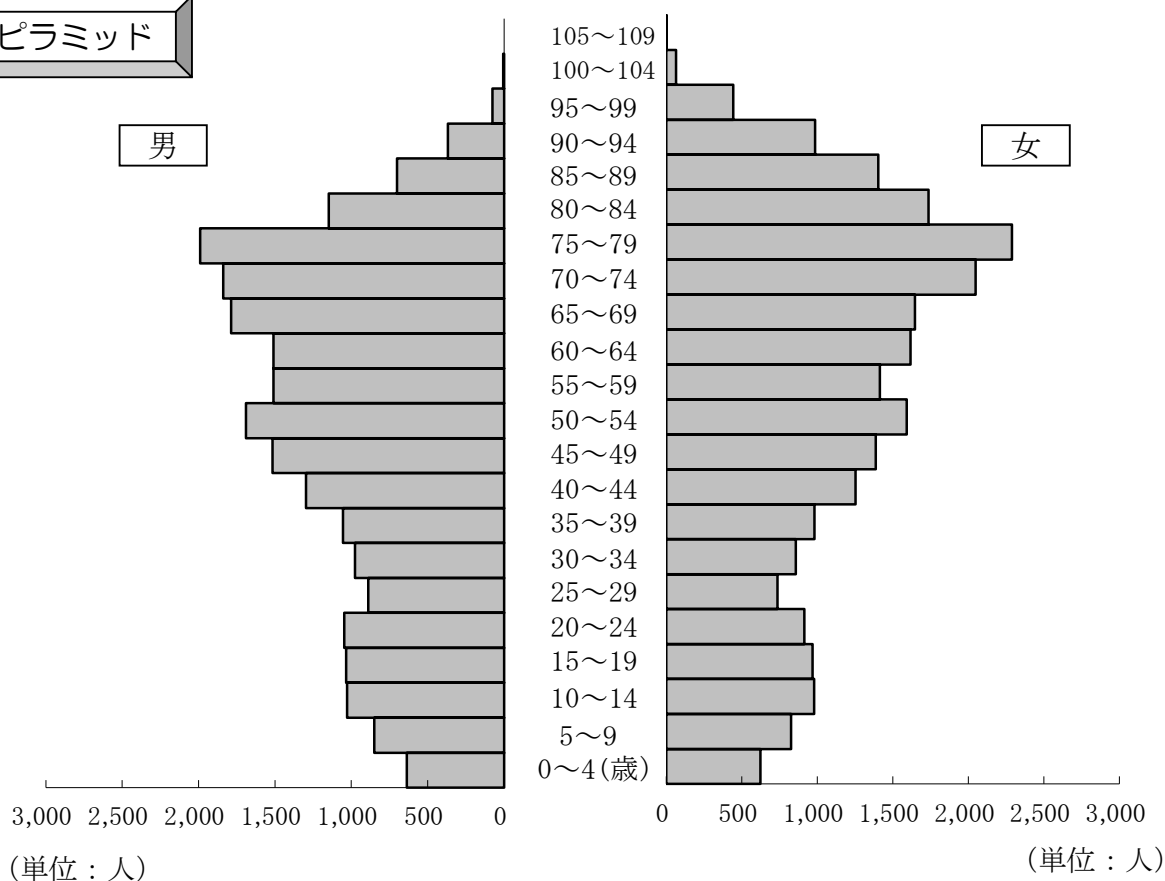
(2) 年齢階級別人口 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	総数		
	男	女	
総数	47,707	22,948	24,759
0～4歳	1,260	636	624
5～9歳	1,675	850	825
10～14歳	2,006	1,027	979
15～19歳	2,002	1,034	968
20～24歳	1,960	1,046	914
25～29歳	1,627	890	737
30～34歳	1,834	976	858
35～39歳	2,035	1,055	980
40～44歳	2,549	1,297	1,252
45～49歳	2,904	1,517	1,387
50～54歳	3,280	1,689	1,591
55～59歳	2,922	1,509	1,413
60～64歳	3,125	1,509	1,616
65～69歳	3,433	1,787	1,646
70～74歳	3,887	1,839	2,048
75～79歳	4,278	1,989	2,289
80歳以上	6,930	2,298	4,632

資料：市総合窓口課

人口ピラミッド



(3) 地区別高齢化率 (令和7年9月末現在)

(単位：人、%)

		65 歳 未 満			65 歳 以 上			総 計	高 齢 化 率
		男	女	男	女				
総 計		29,179	15,035	14,144	18,528	7,913	10,615	47,707	38.84
浜 田	地区計	22,686	11,564	11,122	12,937	5,459	7,478	35,623	36.32
	浜 田	4,889	2,485	2,404	2,952	1,234	1,718	7,841	37.65
	石 見	7,538	3,822	3,716	3,787	1,604	2,183	11,325	33.44
	長 浜	2,820	1,441	1,379	1,833	767	1,066	4,653	39.39
	周 布	3,188	1,595	1,593	1,683	741	942	4,871	34.55
	美 川	795	431	364	727	297	430	1,522	47.77
	国 府	3,456	1,790	1,666	1,955	816	1,139	5,411	36.13
金 城	地区計	2,052	1,071	981	1,637	717	920	3,689	44.38
	久 佐	154	63	91	153	72	81	307	49.84
	今 福	224	125	99	214	91	123	438	48.86
	美 又	96	52	44	142	63	79	238	59.66
	雲 城	1,377	716	661	809	355	454	2,186	37.01
	波 佐	157	89	68	219	92	127	376	58.24
	小 国	44	26	18	100	44	56	144	69.44
旭	地区計	1,268	722	546	1,035	444	591	2,303	44.94
	今 市	876	503	373	419	182	237	1,295	32.36
	木 田	78	41	37	126	53	73	204	61.76
	和 田	190	108	82	232	99	133	422	54.98
	都 川	44	27	17	136	60	76	180	75.56
	市 木	80	43	37	122	50	72	202	60.40
弥 栄	地区計	479	240	239	548	255	293	1,027	53.36
	安 城	269	137	132	315	144	171	584	53.94
	杵 束	210	103	107	233	111	122	443	52.60
三 隅	地区計	2,694	1,438	1,256	2,371	1,038	1,333	5,065	46.81
	岡 見	552	310	242	462	203	259	1,014	45.56
	三 保	832	453	379	697	303	394	1,529	45.59
	白 砂	125	70	55	99	46	53	224	44.20
	三 隅	933	474	459	657	285	372	1,590	41.32
	黒 沢	75	37	38	127	55	72	202	62.87
	井 野	177	94	83	329	146	183	506	65.02

資料：市総合窓口課

3 将来推計人口

(1) 島根県、浜田市の将来推計人口（令和5（2023）年推計）

（単位：人、％）

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
島根県	総人口	671,126	639,610	610,073	581,453	553,085	524,675	496,994
	指数	100.0	95.3	90.9	86.6	82.4	78.2	74.1
浜田市	総人口	54,592	50,270	47,244	44,360	41,563	38,818	36,252
	指数	100.0	92.1	86.5	81.3	76.1	71.1	66.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所

（注）数値は2020年（令和2年）10月1日現在の総人口を基準（指数：2020年＝100）として算出。

(2) 年齢別将来推計人口割合（令和5（2023）年推計）

（単位：％）

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
島根県	年少人口（0～14歳）割合	12.2	11.6	10.8	10.5	10.6	10.7	10.6
	生産年齢人口（15～64歳）割合	53.6	53.1	53.4	53.3	51.6	50.3	49.7
	老年人口（65歳以上）割合	34.2	35.3	35.8	36.1	37.8	39.0	39.7
	75歳以上人口割合	18.4	21.1	22.8	23.4	23.4	23.3	24.8
浜田市	年少人口（0～14歳）割合	10.9	10.2	9.0	8.5	8.6	8.8	8.8
	生産年齢人口（15～64歳）割合	53.4	52.3	53.2	53.7	52.3	51.2	50.6
	老年人口（65歳以上）割合	35.8	37.6	37.8	37.8	39.0	40.0	40.6
	75歳以上人口割合	19.4	22.7	24.3	24.8	24.5	24.0	25.2

資料：国立社会保障・人口問題研究所

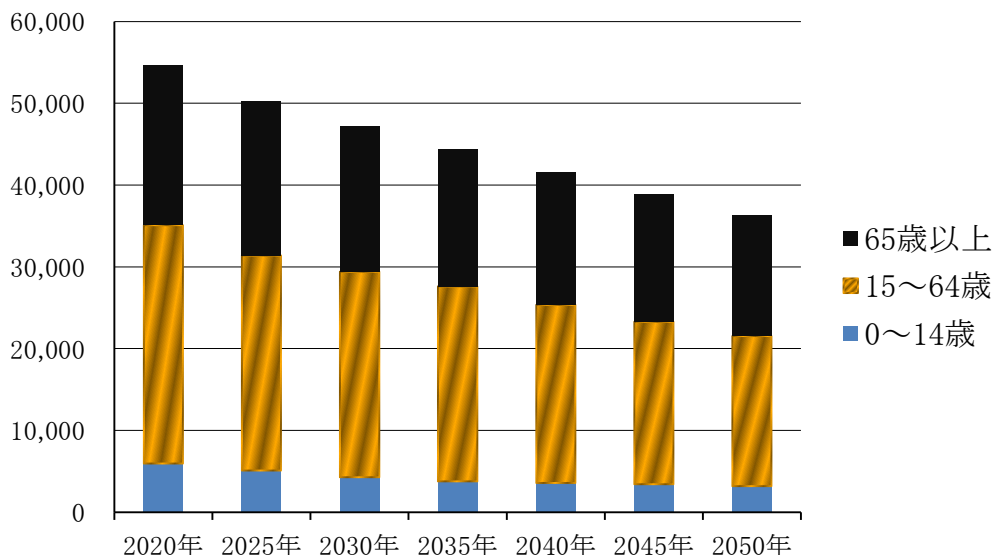
（注）（1）島根県、浜田市の将来推計人口（令和5（2023）年推計）を基準として算出。

日本の総人口の減少は長期に渡って続くと推計されている。

2050年の総人口が2020年の半数未満となる市町村は約20％に達すると推計され、浜田市は、2020年と比較して2050年の総人口が30％以上減少すると推計されている。

また、2050年には老年人口割合が50％以上の市区町村は全市区町村の3割を超えると推計されている。

（人） 浜田市の年齢別将来推計人口の推移



3 財 政

1 一般会計決算額

(1) 歳 入

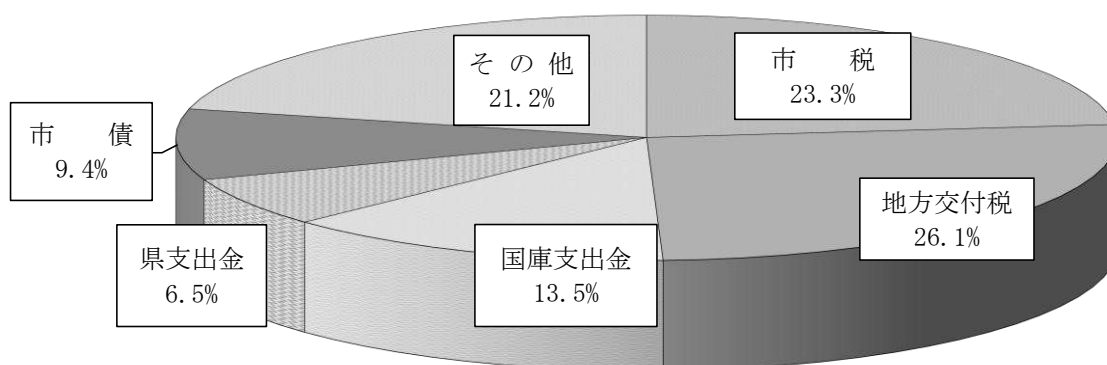
(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 額	44,108,023	42,373,476	42,105,016	40,241,127	41,948,217
市 税	7,387,990	7,327,947	7,377,023	9,788,029	9,779,408
地 方 譲 与 税	386,975	393,574	399,345	401,971	418,713
利 子 割 交 付 金	8,205	7,471	4,790	5,067	5,304
配 当 割 交 付 金	18,041	28,125	23,543	27,235	41,789
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	19,265	25,980	17,360	28,497	52,240
法 人 事 業 税 交 付 金	49,441	90,427	116,704	137,130	141,781
地 方 消 費 税 交 付 金	1,252,355	1,350,988	1,373,312	1,351,131	1,378,625
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,536	15,188	15,505	15,215	14,969
自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	-	-	2,060	-
環 境 性 能 割 交 付 金	18,144	16,499	19,917	23,523	26,418
地 方 特 例 交 付 金	43,505	116,542	37,768	37,965	244,253
地 方 交 付 税	12,333,246	13,110,036	12,893,803	11,169,490	10,960,412
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,736	6,342	5,831	5,062	4,673
分 担 金 及 び 負 担 金	267,003	237,421	213,336	213,878	227,997
使 用 料	334,366	415,326	394,131	307,885	233,613
手 数 料	179,804	182,499	173,809	168,031	164,379
国 庫 支 出 金	10,918,938	8,705,607	7,583,684	6,066,970	5,644,807
県 支 出 金	2,723,111	2,597,119	2,775,311	2,699,933	2,727,514
財 産 収 入	129,496	126,062	158,971	350,095	160,275
寄 附 金	1,203,986	1,248,648	1,226,145	1,127,173	1,416,406
繰 入 金	1,986,778	1,246,919	2,029,255	1,009,024	2,155,755
繰 越 金	591,956	754,567	1,409,456	1,400,048	1,004,478
諸 収 入	1,092,937	961,476	884,968	1,413,384	1,221,990
市 債	3,142,209	3,408,713	2,971,049	2,492,331	3,922,418

(注)借換債を含む。

資料：市財政課

令和 6 年度一般会計決算額 (歳入) 41,948,217千円



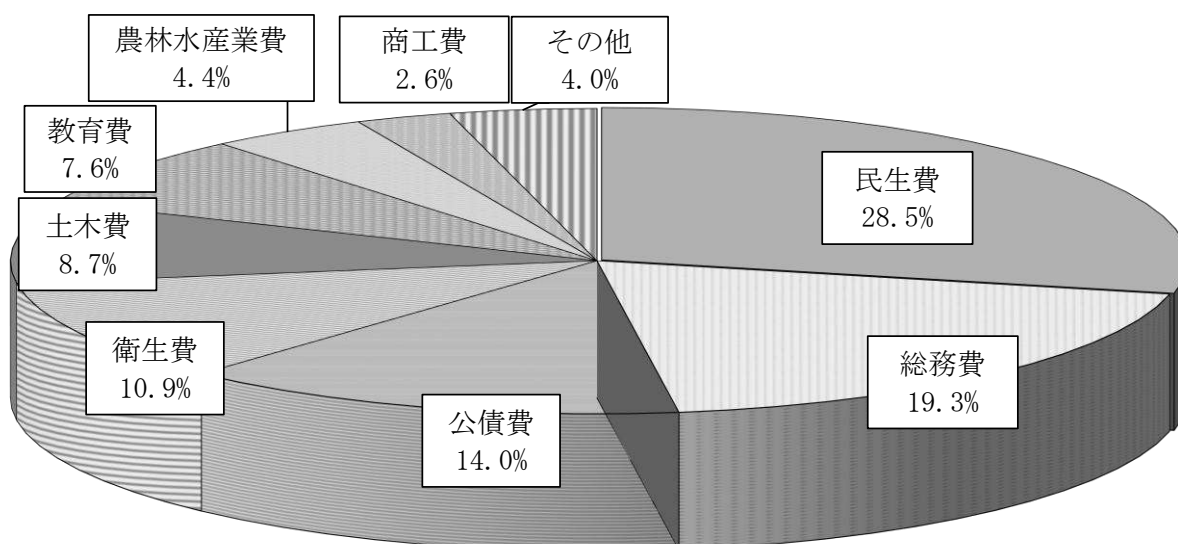
(2) 歳 出

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 額	43,353,456	40,964,020	40,704,968	39,236,649	40,953,640
議 会 費	267,664	243,065	234,052	222,523	237,221
総 務 費	12,420,545	8,036,645	7,086,397	7,337,390	7,889,553
民 生 費	11,009,274	12,307,677	11,258,958	11,665,586	11,675,942
衛 生 費	3,118,672	3,256,745	2,978,637	2,979,989	4,452,514
労 働 費	29,877	23,358	23,000	23,200	23,100
農 林 水 産 業 費	2,427,903	2,688,938	3,502,435	1,694,240	1,796,823
商 工 費	1,167,023	1,496,872	1,108,644	1,392,971	1,080,928
土 木 費	2,720,056	2,549,704	2,971,964	3,273,018	3,545,383
消 防 費	1,285,655	1,229,238	1,330,336	1,480,543	1,308,883
教 育 費	3,230,722	2,525,746	2,843,953	3,015,484	3,127,502
災 害 復 旧 費	203,018	387,180	1,134,605	227,611	89,901
公 債 費	5,473,047	6,218,852	6,231,987	5,924,094	5,725,890

資料：市財政課

令和 6 年度一般会計決算額 (歳出) 40,953,640千円



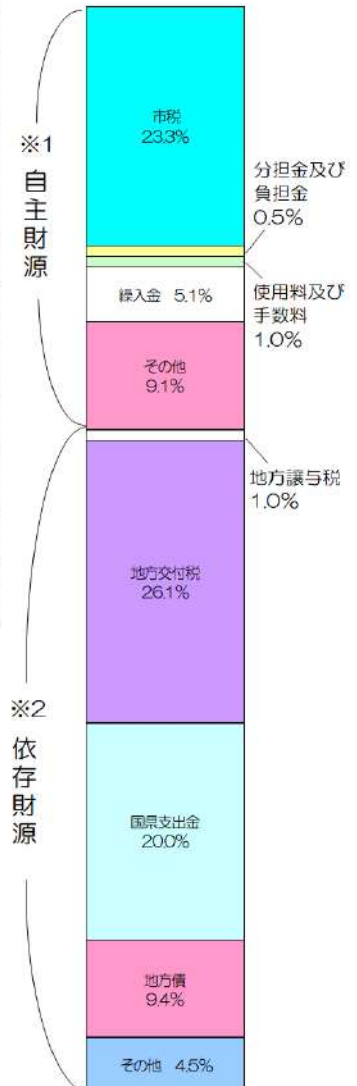
2 令和6年度決算の状況（広報はまだ令和7年10月号掲載内容）

令和6年度の一般会計決算状況は、歳入決算額が419億4,822万円(対前年度比4.2%増、歳出決算額が409億5,364万円(対前年度比4.4%増)、翌年度へ繰り越す財源9,185万円を除いた実質収支で9億273万円の剰余金が生じました。

歳入総額 419億4,822万円

区分		具体的内容
決算額		
自主財源	市税	皆さんが納めた税金（市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・入湯税）
	97億7,941万円	
	分担金及び負担金	特定のサービスを受ける人に負担してもらったお金（保育料・福祉施設入所負担金など）
	2億2,800万円	
	使用料及び手数料	市の施設の使用料や、住民票の発行手数料など
3億9,799万円		
繰入金	基金（市の預金）の取り崩しなどにより繰り入れたお金	
21億5,576万円		
その他	預金利子や市の貸付の返済金・事業受託収入・寄附金など	
38億315万円		
依存財源	地方譲与税	市に一定基準配分される、国が徴収した揮発油税や自動車重量税など
	4億1,871万円	
	地方交付税	市税収入の少ない市でも、市民に一定水準のサービスが行えるよう、国から交付されるお金（所得税や法人税・消費税・酒税などを配分）
	109億6,041万円	
	国庫支出金	市が行う事業に対し、国や県が補助・負担するお金
83億7,232万円		
地方債	多額の経費がかかる事業（道路改修や災害復旧など）を行うために、国や銀行から借りたお金	
39億2,242万円		
その他	地方消費税交付金・交通安全対策特別交付金・地方特例交付金・配当割交付金など	
19億1,005万円		

【歳入】



※1 自主財源：浜田市が自らの権限で調達できる収入

※2 依存財源：国や県により交付されたり、割り当てられたりする収入や、政府・銀行などから借り入れた収入

令和6年度に実施した主な事業



高齢者生活福祉センター改修事業
(令和6年度事業費 1億7,894万円)



浜田駅周辺整備事業
(令和6年度事業費 3億8,611万円)

歳入歳出差引額 9億9,458万円

【内訳】

- ・翌年度繰越金 9,185万円…令和7年度に延長して行う事業に充てられます。
- ・剰余金 9億273万円…「財政調整基金」に積み立てるほか、翌年度の自主財源として活用します。

特別会計・公営企業会計

浜田市の会計には、一般会計のほか、特定の収入で支出を賄う特別会計が令和6年度時点で3つあります。

また、地方公営企業法の適用を受け、独立採算制を原則とした水道事業、工業用水道事業、下水道事業の公営企業会計があります。

■特別会計 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	実質収支
国民健康保険	5,618,612	5,615,398	3,214
事業勘定			
直診勘定	256,478	256,478	0
駐車場事業	22,593	22,593	0
後期高齢者医療	1,025,134	1,000,929	24,205

※令和6年度から、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び生活排水処理事業を公営企業会計に移行し、公共下水道事業会計と一本化して「下水道事業会計」となりました。

■公営企業会計 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引	
水道事業	収益的収支	1,859,166	1,752,133	107,033
	資本的収支	650,087	1,391,759	△741,672
工業用水道事業	収益的収支	143,564	133,403	10,161
	資本的収支	11,213	15,323	△4,110
下水道事業	収益的収支	952,918	911,192	41,726
	資本的収支	1,338,224	1,658,350	△320,126

※資本的収支の不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補っています。

主な会計の状況

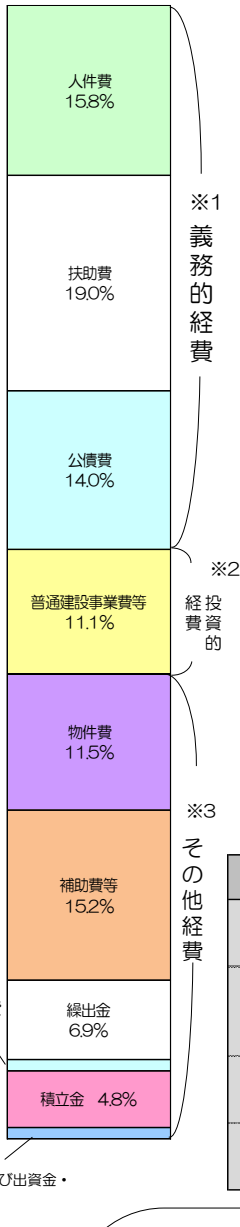
項目	本市	県内平均
国民健康保険特別会計		
被保険者数(年間平均)	8,163人	5,658人
一人当たり医療費	565,054円	523,706円

項目	令和6年度	対前年度比
水道事業会計		
年度末給水人口	47,153人	97.9%
年間配水量(①)	7,457,366m ³	99.0%
年間有収水量(②)	5,745,345m ³	99.0%
有収率②/①×100	77.0%	±00ポイント

項目	令和6年度	対前年度比
下水道事業会計		
年度未接続済人口	9,917人	-
下水道普及率	25.1%	-
年間有収水量	995,095m ³	-
1日平均処理水量	2,726m ³	-

【歳出】

歳出総額 409億5,364万円



区分		具体的な内容
決算額		
義務的経費	人件費 64億8,016万円	市職員の給与や共済費など ※職員の給与などの詳細は、広報はまだ令和7年3月号に掲載
	扶助費 77億7,031万円	生活保護や高齢者・乳幼児の医療費など
	公債費 57億2,589万円	市が借り入れた地方債の支払に要する経費
投資的経費	普通建設事業費等 45億2,737万円	道路・橋りょう・学校など公共用又は公用施設の建設に要する経費及び災害復旧に要する経費
その他経費	物件費 47億4万円	旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料など
	補助費等 62億2,801万円	各種団体に対する補助金・交付金・負担金など
	繰出金 28億4,213万円	一般会計から特別会計に対し繰り出した経費
	維持補修費 5億7,733万円	市が管理する公共用又は公用施設などを維持するために必要な補修経費
	積立金 19億6,616万円	基金などに積み立てる経費
	投資及び出資金・貸付金 1億3,624万円	公営企業会計への出資金や、政策金融・修学費の支援などを目的として貸付を行うための経費

- ※1 義務的経費：歳出のうち支出が義務付けられ、任意に節減ができない経費
- ※2 投資的経費：道路・学校・公園・市営住宅の建設など、社会資本の整備などに使う経費
- ※3 その他経費：特別会計への繰出金や補助費等のほか物件費など、通常の行政活動を支える経費

浜田市の財政指数

指数名	内容	令和6年度 算定結果	財政健全化法	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字率	1年間の標準的な収入と比較した、一般会計の赤字額の割合	—	12.41%	20.00%
連結実質赤字率	1年間の標準的な収入と比較した、特別会計や公営企業会計を含む全ての会計を合算した赤字額の割合	—	17.41%	30.00%
実質公債費比率(3か年平均)	1年間の標準的な収入と比較した、一般会計が負担する借金などの返済額の割合	9.5%	25.0%	35.0%
将来負担率	1年間の標準的な収入と比較した、将来一般会計が返済する借金などの負担割合	3.7%	350.0%	—

浜田さん家の1か月分の家計簿を見ましょう

※決算額（一般会計）を1万分の1に縮小し、さらに12分の1にして1か月分の家計簿風にしてみると…

収入			支出		
	市の性質別区分	金額		市の性質別区分	金額
給料	市税	8万1千円	食費	人件費	5万4千円
家賃収入	使用料及び手数料など	3万7千円	医療費・保育料など	扶助費	6万5千円
預金の取崩し	繰入金	1万8千円	ローンの返済金	公債費	4万8千円
親からの援助	地方交付税・地方譲与税など	11万1千円	家の増築費・新車購入	普通建設費・災害復旧費	3万8千円
兄弟からの援助	国県支出金	7万円	光熱水費・日用雑貨代	物件費	3万9千円
借金	地方債	3万2千円	町内会費・ご祝儀など	補助費等	5万2千円
収入合計		34万9千円	子どもへの仕送り	繰出金	2万3千円
			定期預金	積立金	1万6千円
			家や車の修理代・友人へ貸したお金	維持補修費・投資及び出資金・貸付金	6千円
			支出合計		34万1千円



収入合計から支出合計を差し引いた金額は、毎月約8千円、1年で約9万9千円となりました。そのうち、約9千円は翌年度に使うこととし、残った約9万円は『財政調整基金』銀行への預金などを行います。

資料：市財政課

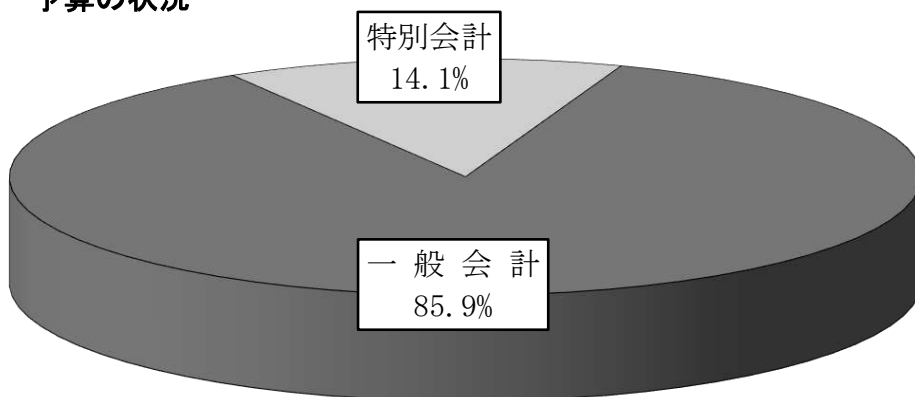
3 予算の状況

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
一	一般会計	37,230,000	38,910,000	37,390,000	39,142,675	43,305,986	
特別会計	国民健康保険	6,572,161	6,217,758	5,714,232	5,821,610	6,037,082	
	内訳	事業勘定	6,308,143	5,948,714	5,433,697	5,529,418	5,741,548
		直営診療施設勘定	264,018	269,044	280,535	292,192	295,534
	駐車場事業	30,747	24,684	30,457	23,057	27,543	
	農業集落排水事業	611,508	649,835	646,355	-	-	
	漁業集落排水事業	47,942	34,024	33,076	-	-	
	生活排水処理事業	54,060	57,777	51,050	-	-	
	後期高齢者医療	929,638	954,231	964,590	1,015,931	1,048,065	
合計		45,476,056	46,848,309	44,829,760	46,003,273	50,418,676	

資料：市財政課

令和7年度 予算の状況



4 地方財政状況調査（決算統計）

(1) 歳 入

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和6年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳 入 合 計	40,240,024 (100.0)	41,948,217 (100.0)	1,708,193	4.2
地 方 税	9,788,029 (24.3)	9,779,408 (23.3)	△ 8,621	△ 0.1
地 方 譲 与 税	401,971 (1.0)	418,713 (1.0)	16,742	4.2
利 子 割 交 付 金	5,067 (0.0)	5,304 (0.0)	237	4.7
配 当 割 交 付 金	27,235 (0.1)	41,789 (0.1)	14,554	53.4
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,497 (0.1)	52,240 (0.1)	23,743	83.3
地 方 特 例 交 付 金	37,965 (0.1)	244,253 (0.6)	206,288	543.4
地 方 交 付 税	11,169,490 (27.8)	10,960,412 (26.1)	△ 209,078	△ 1.9
うち 普 通 交 付 税	9,549,101 (23.7)	9,291,688 (22.2)	△ 257,413	△ 2.7
うち 特 別 交 付 税	1,620,389 (4.0)	1,668,724 (4.0)	48,335	3.0
分 担 金 ・ 負 担 金	213,878 (0.5)	227,997 (0.5)	14,119	6.6
国 庫 支 出 金	6,066,961 (15.1)	5,644,807 (13.5)	△ 422,154	△ 7.0
県 支 出 金	2,699,942 (6.7)	2,727,514 (6.5)	27,572	1.0
財 産 収 入	350,095 (0.9)	160,274 (0.4)	△ 189,821	△ 54.2
繰 入 金	1,009,024 (2.5)	2,155,755 (5.1)	1,146,731	113.6
諸 収 入	1,412,281 (3.5)	1,221,990 (2.9)	△ 190,291	△ 13.5
地 方 債	2,492,331 (6.2)	3,922,418 (9.4)	1,430,087	57.4
そ の 他	4,537,258 (11.3)	4,385,343 (10.5)	△ 151,915	△ 3.3
経常一般財源	21,483,687 (53.4)	21,510,427 (51.3)	26,740	0.1

(注) 数値は普通会計の決算額
 普通会計…地方財政統計上統一的に用いられる会計区分
 (浜田市の場合、平成24年度決算から一般会計のみが対象)

資料：市財政課

(2) 目的別歳出

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和6年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳出合計	39,235,546 (100.0)	40,953,640 (100.0)	1,718,094	4.4
議会費	222,523 (0.6)	237,221 (0.6)	14,698	6.6
総務費	6,487,552 (16.5)	6,902,881 (16.9)	415,329	6.4
民生費	12,402,870 (31.6)	12,640,809 (30.9)	237,939	1.9
衛生費	3,026,952 (7.7)	4,505,724 (11.0)	1,478,772	48.9
労働費	33,749 (0.1)	33,569 (0.1)	△ 180	△ 0.5
農林水産業費	1,694,595 (4.3)	1,796,824 (4.4)	102,229	6.0
商工費	1,386,310 (3.5)	1,073,771 (2.6)	△ 312,539	△ 22.5
土木費	3,068,391 (7.8)	3,352,068 (8.2)	283,677	9.2
消防費	1,631,718 (4.2)	1,348,470 (3.3)	△ 283,248	△ 17.4
教育費	3,016,151 (7.7)	3,136,274 (7.7)	120,123	4.0
災害復旧費	340,641 (0.9)	200,139 (0.5)	△ 140,502	△ 41.2
公債費	5,924,094 (15.1)	5,725,890 (14.0)	△ 198,204	△ 3.3

資料：市財政課

(3) 性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和6年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳出合計	39,235,546 (100.0)	40,953,640 (100.0)	1,718,094	4.4
義務的経費	19,775,940 (50.4)	19,976,360 (48.8)	200,420	1.0
人件費	6,031,783 (15.4)	6,480,160 (15.8)	448,377	7.4
扶助費	7,820,063 (19.9)	7,770,310 (19.0)	△ 49,753	△ 0.6
公債費	5,924,094 (15.1)	5,725,890 (14.0)	△ 198,204	△ 3.3
投資的経費	4,694,372 (12.0)	4,527,370 (11.1)	△ 167,002	△ 3.6
普通建設事業費	4,353,731 (11.1)	4,327,231 (10.6)	△ 26,500	△ 0.6
補助事業費	1,644,983 (4.2)	1,911,637 (4.7)	266,654	16.2
単独事業費	2,581,292 (6.6)	2,258,760 (5.5)	△ 322,532	△ 12.5
県事業負担金	127,456 (0.3)	156,834 (0.4)	29,378	23.0
災害復旧事業	340,641 (0.9)	200,139 (0.5)	△ 140,502	△ 41.2
物件費	4,409,646 (11.2)	4,700,045 (11.5)	290,399	6.6
維持修繕費	404,930 (1.0)	577,332 (1.4)	172,402	42.6
補助費等	4,664,974 (11.9)	6,228,006 (15.2)	1,563,032	33.5
積立金	1,828,424 (4.7)	1,966,157 (4.8)	137,733	7.5
投資・出資・貸付金	187,702 (0.5)	136,242 (0.3)	△ 51,460	△ 27.4
繰出金	3,269,558 (8.3)	2,842,128 (6.9)	△ 427,430	△ 13.1
經常経費充当一般財源等	19,764,180 (50.4)	19,944,919 (48.7)	180,739	0.9

資料：市財政課

5 市 税

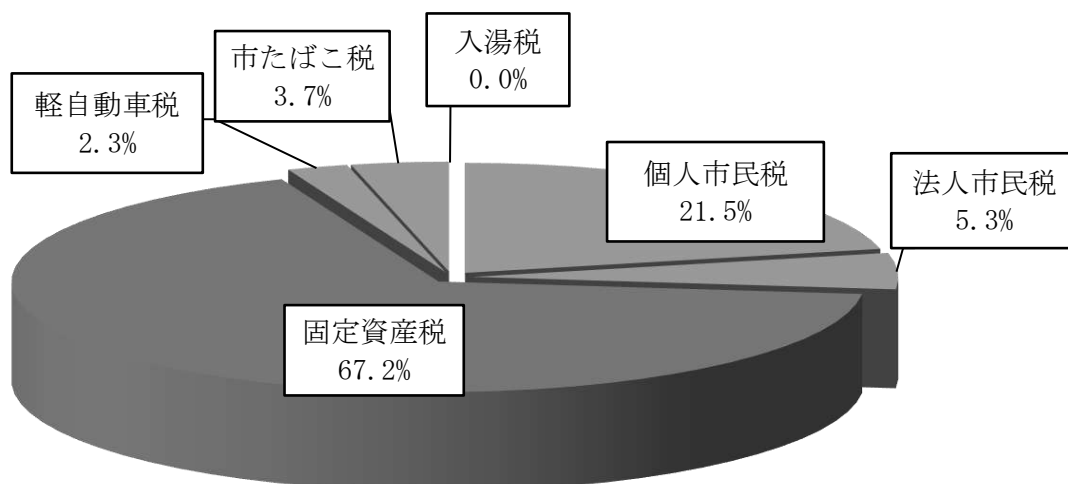
(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 額		7,679,360,010	7,494,906,777	7,517,801,816	9,923,958,394	9,924,899,653
市民税	個人市民税	2,322,531,129	2,302,533,208	2,351,609,421	2,327,788,606	2,134,678,852
	法人市民税	587,943,045	545,506,015	550,124,945	652,732,920	525,964,720
固定資産税		4,192,396,275	4,028,921,393	4,010,347,549	6,344,811,842	6,670,051,744
軽自動車税		209,033,591	212,856,842	221,899,370	222,657,185	226,649,914
市たばこ税		363,644,820	401,143,869	379,846,681	372,467,441	364,169,423
入 湯 税		3,811,150	3,945,450	3,973,850	3,500,400	3,385,000

資料：市税務課

(注) 調定額による。固定資産税については交付金を含む。

市 税



4 議会

1 議会の活動状況

(単位：回、日、件)

	定例会議・臨時会議			委員会・全員協議会	
	開催回数	会議期間日数	議案等件数	開催回数	議案等件数
令和3年度	8	91	187	161	722
令和4年度	8	90	168	147	623
令和5年度	7	90	170	160	675
令和6年度	5	88	151	132	606
令和7年度	6	86	173	137	662

資料：市議会事務局

2 議案等の審議結果

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
可決	124	116	106	95	106
否決	-	-	-	-	-
修正議決	-	-	-	1	-
承認	-	-	-	-	-
許可	2	1	1	-	3
同意	7	3	8	4	11
認定	11	10	10	10	7
動議	-	-	-	1	-
選挙	6	1	-	-	5
選任	4	2	3	-	5
報告	18	24	34	30	35
審議未了・撤回・その他	15	11	8	10	7

資料：市議会事務局

3 請願の審議結果等

(単位：件)

	総数	採択(一部を含む)	不採択	取下げ	審議未了	(継続)
令和3年度	5	3	-	-	1	(2)
令和4年度	4	2	1	-	-	(2)
令和5年度	4	3	-	-	-	(1)
令和6年度	5	4	1	-	-	(3)
令和7年度	89	52	31	-	1	(6)

(注) 総数と採択・不採択等の合計に差がある年度は、その差分の請願を次年度へ継続審査としている

資料：市議会事務局

4 陳情の審査結果等 (委員会)

(単位：件)

	総数	採択(一部を含む)	不採択	取下げ	審議未了	議長預り その他	(継続)
令和3年度	85	55	23	1	1	5	(2)
令和4年度	52	27	19	-	-	6	-
令和5年度	67	30	27	1	-	8	(2)
令和6年度	18	9	5	-	-	4	(2)
令和7年度	12	4	6	-	-	2	-

(注) 総数と採択・不採択等の合計に差がある年度は、その差分の陳情を次年度へ継続審査としている

資料：市議会事務局

5 選挙

1 選挙調

(単位：人、%)

選挙名	執行年月日	有権者数	投票者数	投票率
浜田市長選挙	平成29年10月15日	46,763	31,827	68.06
浜田市議会議員一般選挙	平成29年10月15日	46,763	31,823	68.05
衆議院議員総選挙	平成29年10月22日	47,002	28,139	59.87
最高裁判所裁判官国民審査	平成29年10月22日	46,970	28,049	59.72
島根県知事選挙	平成31年4月7日	44,969	26,510	58.95
島根県議会議員一般選挙	平成31年4月7日	44,964	26,298	58.49
参議院議員通常選挙	令和元年7月21日	46,105	24,463	53.06
浜田市長選挙	令和3年10月17日	43,940	29,459	67.04
浜田市議会議員一般選挙	令和3年10月17日	43,940	29,461	67.05
衆議院議員総選挙	令和3年10月31日	44,208	25,756	58.26
最高裁判所裁判官国民審査	令和3年10月31日	44,179	25,583	57.91
参議院議員通常選挙	令和4年7月10日	43,733	24,367	55.72
島根県知事選挙	令和5年4月9日	42,230	24,378	57.73
島根県議会議員選挙	令和5年4月9日	42,203	24,266	57.50
衆議院議員総選挙	令和6年10月27日	41,723	24,121	57.81
最高裁判所裁判官国民審査	令和6年10月27日	43,733	24,035	54.96
参議院議員通常選挙	令和7年7月20日	41,381	24,998	60.41
浜田市長選挙	令和7年10月19日	40,601	26,270	64.70
浜田市議会議員一般選挙	令和7年10月19日	40,601	26,266	64.69
衆議院議員総選挙	令和8年2月8日	40,648	23,610	58.08

資料：市選挙管理委員会

2 選挙人名簿登録者数

(単位：人)

	浜田市計					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
令和4年3月	43,928	32,290	3,422	2,231	1,027	4,958
6月	43,814	32,258	3,409	2,213	1,017	4,917
9月	43,557	32,090	3,387	2,198	1,018	4,864
12月	43,423	31,998	3,398	2,179	1,014	4,834
令和5年3月	43,211	31,868	3,378	2,163	1,008	4,794
6月	43,071	31,783	3,370	2,152	996	4,770
9月	42,760	31,579	3,340	2,141	999	4,701
12月	42,619	31,490	3,329	2,126	989	4,685
令和6年3月	42,412	31,374	3,302	2,109	982	4,645
6月	42,264	31,312	3,274	2,090	971	4,617
9月	41,865	31,023	3,249	2,059	964	4,570
12月	41,662	30,880	3,246	2,039	951	4,546
令和7年3月	41,482	30,773	3,230	2,022	939	4,518
6月	41,286	30,675	3,202	2,002	935	4,472
9月	40,951	30,405	3,181	1,993	932	4,440
12月	40,815	30,287	3,168	1,995	926	4,439

(注) 数値は各月1日現在

資料：市選挙管理委員会

6 事業所

1 事業所数

(単位：事業所)

	事業所数					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成21年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,811	2,799	279	204	123	406
平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,495	2,620	241	173	97	364
令和元年6月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,433	令和元年度から地域別事業所数は公表されておりません				
平成24年2月1日 (経済センサス-活動調査)	3,359	2,515	234	167	89	354
平成28年6月1日 (経済センサス-活動調査)	3,188	2,407	208	161	83	329
令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	3,110	2,305	230	171	93	311

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 経済センサス-基礎調査：事業所・企業の基本的構造を明らかにする調査（公務を含む）
 経済センサス-活動調査：事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする調査
 経済センサスでは農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所は除かれている。

2 産業別事業所数

(単位：事業所)

産業大分類	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	平成28年 6月1日※ (経済センサス-活動調査)	令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	
	数	民営事業所	数	民営事業所
総数	3,495	3,312	3,110	2,938
(第1次産業)	45	44	61	61
農林漁業	45	44	61	61
(第2次産業)	547	547	466	466
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1
建設業	327	327	286	286
製造業	219	219	179	179
(第3次産業)	2,903	2,721	2,583	2,411
電気・ガス・熱供給・水道業	10	6	16	12
情報通信業	20	19	19	18
運輸業、郵便業	92	91	90	89
卸売業、小売業	918	918	716	716
金融業、保険業	71	71	66	66
不動産業、物品賃貸業	177	175	146	145
学術研究、専門・技術サービス業	106	98	119	110
宿泊業、飲食サービス業	380	377	295	295
生活関連サービス業、娯楽業	316	315	294	293
教育、学習支援業	149	77	137	66
医療、福祉	268	257	301	278
複合サービス事業	56	56	47	47
サービス業（他に分類されないもの）	267	261	279	276
公務（他に分類されないもの）	73	-	58	-

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。
 経済センサス-基礎調査は令和元年度から公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

3 従業者数

(単位：人)

	従業者数					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成21年7月1日※ (経済センサス-基礎調査)	31,216	24,158	2,160	1,474	643	2,781
平成26年7月1日※ (経済センサス-基礎調査)	29,328	22,903	1,937	1,222	540	2,726
平成24年2月1日 (経済センサス-活動調査)	26,301	20,686	1,739	964	472	2,440
平成28年6月1日 (経済センサス-活動調査)	25,674	19,987	1,795	932	503	2,457
令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	28,229	21,883	1,806	1,374	541	2,625

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

※ 経済センサス-基礎調査では公務を含んでいるため、活動調査とは分けて掲載する。
経済センサス-基礎調査は令和元年度から公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

4 産業別従業者数

(単位：人)

産業大分類	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)		平成28年 6月1日※ (経済センサス-活動調査)	令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	
	数	民営事業所		数	民営事業所
総	29,328	26,126	25,674	28,229	25,045
(第1次産業)	624	621	707	699	699
農 林 漁 業	624	621	707	699	699
(第2次産業)	6,036	6,036	5,482	5,314	5,314
鉱業、採石業、砂利採取業	9	9	34	8	8
建 設 業	2,336	2,336	2,189	2,233	2,233
製 造 業	3,691	3,691	3,259	3,073	3,073
(第3次産業)	22,668	19,469	19,485	22,216	19,032
電気・ガス・熱供給・水道業	292	240	231	278	230
情 報 通 信 業	124	117	115	125	123
運 輸 業、 郵 便 業	1,518	1,508	1,406	1,486	1,473
卸 売 業、 小 売 業	5,307	5,307	5,247	4,955	4,955
金 融 業、 保 険 業	551	551	625	621	621
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	427	424	426	361	357
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	771	487	606	959	694
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,270	2,254	2,112	1,823	1,823
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	1,354	1,347	1,422	1,264	1,255
教 育、 学 習 支 援 業	1,553	456	502	1,546	507
医 療、 福 祉	4,782	4,643	4,846	5,252	5,042
複 合 サ ー ビ ス 事 業	607	607	424	328	328
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,552	1,528	1,523	1,640	1,624
公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,560	-	-	1,578	-

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

※ 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。
経済センサス-基礎調査は令和元年度から公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

5 男女別従業者数

男女の合計には男女の別「不詳」を含む

(単位：人)

産業大分類	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)						平成28年6月1日※1 (経済センサス-活動調査)			令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)					
	うち民営事業所									うち民営事業所					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総数	29,328 (24,468)	16,237 (13,219)	13,066 (11,224)	26,126 (21,304)	14,228 (11,236)	11,873 (10,043)	25,674 (21,559)	13,818 (11,254)	11,800 (10,250)	28,229 (24,384)	15,718 (13,271)	12,110 (10,713)	25,045 (21,215)	13,771 (11,327)	10,873 (9,488)
第1次産業	624 (404)	517 (336)	107 (68)	621 (403)	514 (335)	107 (68)	707 (546)	519 (413)	178 (123)	699 (435)	514 (313)	185 (122)	699 (435)	514 (313)	185 (122)
農林漁業	624 (404)	517 (336)	107 (68)	621 (403)	514 (335)	107 (68)	707 (546)	519 (413)	178 (123)	699 (435)	514 (313)	185 (122)	699 (435)	514 (313)	185 (122)
第2次産業	6,036 (4,921)	4,213 (3,388)	1,823 (1,533)	6,036 (4,921)	4,213 (3,388)	1,823 (1,533)	5,482 (4,630)	3,851 (3,225)	1,631 (1,405)	5,314 (4,526)	3,677 (3,085)	1,608 (1,412)	5,314 (4,526)	3,677 (3,085)	1,608 (1,412)
鉱業、採石業、 砂利採取業	9 (7)	7 (5)	2 (2)	9 (7)	7 (5)	2 (2)	34 (32)	32 (30)	2 (2)	8 (6)	6 (4)	2 (2)	8 (6)	6 (4)	2 (2)
建設業	2,336 (1,773)	1,979 (1,535)	357 (238)	2,336 (1,773)	1,979 (1,535)	357 (238)	2,189 (1,707)	1,858 (1,485)	331 (222)	2,233 (1,739)	1,870 (1,477)	334 (233)	2,233 (1,739)	1,870 (1,477)	334 (233)
製造業	3,691 (3,141)	2,227 (1,848)	1,464 (1,293)	3,691 (3,141)	2,227 (1,848)	1,464 (1,293)	3,259 (2,891)	1,961 (1,710)	1,298 (1,181)	3,073 (2,781)	1,801 (1,604)	1,272 (1,177)	3,073 (2,781)	1,801 (1,604)	1,272 (1,177)
第3次産業	22,668 (19,143)	11,507 (9,495)	11,136 (9,623)	19,469 (15,980)	9,501 (7,513)	9,943 (8,442)	19,485 (16,383)	9,448 (7,616)	9,991 (8,722)	22,216 (19,423)	11,527 (9,873)	10,317 (9,179)	19,032 (16,254)	9,580 (7,929)	9,080 (7,954)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	292 (275)	259 (242)	33 (33)	240 (227)	221 (208)	19 (19)	231 (219)	210 (198)	21 (21)	278 (255)	252 (232)	26 (23)	230 (207)	214 (194)	16 (13)
情報通信業	124 (106)	89 (71)	35 (35)	117 (99)	86 (68)	31 (31)	115 (105)	82 (72)	33 (33)	125 (103)	83 (64)	42 (39)	123 (101)	83 (64)	40 (37)
運輸業、郵便業	1,518 (1,353)	1,351 (1,214)	167 (139)	1,508 (1,343)	1,346 (1,209)	162 (134)	1,406 (1,310)	1,239 (1,164)	167 (146)	1,486 (1,355)	1,309 (1,200)	177 (155)	1,473 (1,342)	1,299 (1,190)	174 (152)
卸売業、小売業	5,307 (4,302)	2,835 (2,204)	2,468 (2,094)	5,307 (4,302)	2,835 (2,204)	2,468 (2,094)	5,247 (4,241)	2,865 (2,245)	2,380 (1,994)	4,955 (4,199)	2,646 (2,167)	2,007 (1,730)	4,955 (4,199)	2,646 (2,167)	2,007 (1,730)
金融業、保険業	551 (517)	249 (222)	302 (295)	551 (517)	249 (222)	302 (295)	625 (594)	252 (228)	373 (366)	621 (591)	242 (225)	335 (323)	621 (591)	242 (225)	335 (323)
不動産業、物品賃貸業	427 (199)	235 (108)	192 (91)	424 (196)	233 (106)	191 (90)	426 (215)	222 (99)	204 (116)	361 (144)	217 (89)	144 (55)	357 (140)	214 (86)	143 (54)
学術研究、専門・技 術サービス業	771 (653)	581 (492)	190 (161)	487 (373)	332 (244)	155 (129)	606 (484)	393 (308)	213 (176)	959 (838)	731 (640)	228 (198)	694 (573)	516 (425)	178 (148)
宿泊業、飲食サー ビス業	2,270 (1,635)	865 (567)	1,384 (1,047)	2,254 (1,619)	861 (563)	1,372 (1,035)	2,112 (1,639)	798 (572)	1,308 (1,062)	1,823 (1,384)	762 (555)	1,035 (803)	1,823 (1,384)	762 (555)	1,035 (803)
生活関連サー ビス業、娯楽業	1,354 (950)	560 (385)	794 (565)	1,347 (948)	557 (384)	790 (564)	1,422 (963)	641 (434)	781 (529)	1,264 (941)	544 (404)	720 (537)	1,255 (932)	540 (400)	715 (532)
教育、学習支援業	1,553 (1,409)	689 (622)	864 (787)	456 (327)	215 (159)	241 (168)	502 (372)	239 (162)	263 (210)	1,546 (1,434)	727 (673)	819 (761)	507 (410)	258 (207)	249 (203)
医療、福祉	4,782 (4,352)	1,214 (1,024)	3,568 (3,328)	4,643 (4,214)	1,169 (979)	3,474 (3,235)	4,846 (4,543)	1,235 (1,043)	3,611 (3,500)	5,252 (4,843)	1,585 (1,347)	3,667 (3,496)	5,042 (4,633)	1,519 (1,281)	3,523 (3,352)
複合サービス事業	607 (565)	394 (363)	213 (202)	607 (565)	394 (363)	213 (202)	424 (405)	291 (279)	133 (126)	328 (308)	223 (216)	105 (92)	328 (308)	223 (216)	105 (92)
サービス業 (他に分類されないもの)	1,552 (1,274)	1,021 (822)	531 (452)	1,528 (1,250)	1,003 (804)	525 (446)	1,523 (1,293)	981 (812)	504 (443)	1,640 (1,450)	1,076 (931)	564 (519)	1,624 (1,434)	1,064 (919)	560 (515)
公務 (他に分類されないもの)	1,560 (1,553)	1,165 (1,159)	395 (394)	-	-	-	-	-	-	1,578 (1,578)	1,130 (1,130)	448 (448)	-	-	-

(注) () 内は、うち常用雇用者数※2

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

※1 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。

※2 常用雇用者…雇用期間が1ヶ月以上、又は期間が定まっていない人

(個人業主や雇用期間が1カ月未満の臨時雇用者は含まない。)

※ 経済センサス-基礎調査は令和元年度から公表される調査結果が新規事業所に関係する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

6 従業者規模別事業所数、従業者数【令和3年経済センサス-活動調査結果】

産業大分類	事業所数	従業者数	民営							
			0人		1~4人		5~9人			
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	3,110	28,229 (24,384)	2,938	25,045 (21,215)	789	1,360 (-)	1,143	3,467 (2,385)	446	3,405 (2,887)
第1次産業	61	699 (435)	61	699 (435)	17	166 (-)	23	84 (62)	7	69 (44)
農林漁業	61	699 (435)	61	699 (435)	17	166 (-)	23	84 (62)	7	69 (44)
第2次産業	466	5,314 (4,526)	466	5,314 (4,526)	97	147 (-)	167	617 (368)	82	696 (535)
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	8 (6)	1	8 (6)	-	-	-	-	1	8 (6)
建設業	286	2,233 (1,739)	286	2,233 (1,739)	71	112 (-)	106	411 (238)	48	393 (309)
製造業	179	3,073 (2,781)	179	3,073 (2,781)	26	35 (-)	61	206 (130)	33	295 (220)
第3次産業	2,583	22,216 (19,423)	2,411	19,032 (16,254)	675	1,047 (-)	953	2,766 (1,955)	357	2,640 (2,308)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	16	278 (255)	12	230 (207)	1	- (-)	6	32 (13)	1	8 (8)
情報通信業	19	125 (103)	18	123 (101)	1	2 (-)	12	25 (24)	2	14 (12)
運輸業、郵便業	90	1,486 (1,355)	89	1,473 (1,342)	10	12 (-)	23	74 (58)	20	160 (131)
卸売業、小売業	716	4,955 (4,199)	716	4,955 (4,199)	172	288 (-)	296	893 (637)	121	865 (770)
金融業、保険業	66	621 (591)	66	621 (591)	7	9 (-)	20	50 (42)	18	118 (114)
不動産業、物品賃貸 業	146	361 (144)	145	357 (140)	99	163 (-)	39	120 (70)	4	23 (21)
学術研究、専門・技術 サービス業	119	959 (838)	110	694 (573)	30	46 (-)	49	137 (99)	14	105 (93)
宿泊業、飲食サービス 業	295	1,823 (1,384)	295	1,823 (1,384)	98	188 (-)	111	388 (225)	49	379 (319)
生活関連サービス 業、娯楽業	294	1,264 (941)	293	1,255 (932)	154	185 (-)	95	262 (173)	24	183 (167)
教育、学習支援業	137	1,546 (1,434)	66	507 (410)	27	34 (-)	23	59 (42)	8	59 (54)
医療、福祉	301	5,252 (4,843)	278	5,042 (4,633)	31	47 (-)	64	238 (158)	68	537 (451)
複合サービス事業	47	328 (308)	47	328 (308)	7	16 (-)	34	103 (99)	5	28 (28)
サービス業 (他に分類されないもの)	279	1,640 (1,450)	276	1,624 (1,434)	38	57 (-)	181	385 (315)	23	161 (140)
公務 (他に分類されないもの)	58	1,578 (1,578)	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) () 内は、うち常用雇用者数※1

※1 常用雇用者…雇用期間が1ヶ月以上、又は期間が定まっていない人
(個人業主や雇用期間が1カ月未満の臨時雇用者は含まない。)

産業大分類	民 営									
	10～19人		20～29人		30～49人		50～99人		100人以上	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	308	4,552 (4,165)	109	2,759 (2,580)	78	3,123 (2,937)	49	3,341 (3,276)	16	3,038 (2,985)
第 1 次 産 業	7	120 (94)	4	103 (99)	2	99 (79)	1	58 (57)	-	-
農 林 漁 業	7	120 (94)	4	103 (99)	2	99 (79)	1	58 (57)	-	-
第 2 次 産 業	65	984 (868)	18	470 (433)	17	682 (651)	14	922 (885)	6	796 (786)
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	43	650 (567)	9	245 (222)	5	201 (196)	4	221 (207)	-	-
製造業	22	334 (301)	9	225 (211)	12	481 (455)	10	701 (678)	6	796 (786)
第 3 次 産 業	236	3,448 (3,203)	87	2,186 (2,048)	59	2,342 (2,207)	34	2,361 (2,334)	10	2,242 (2,199)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1	18	-	-	2	92	1	80	-	-
情報通信業	2	36	-	-	1	46	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13	31 200	6	145	13	34 526	3	186	1	170
卸売業、小売業	90	181 1,257	22	141 556	9	481 349	4	180 302	2	170 445
金融業、保険業	15	1,192 187	3	522 65	1	334 32	1	299 51	1	445 109
不動産業、物品賃貸 業	2	178 28	1	65 23	-	32	-	51	-	109
学術研究、専門・技 術サービス業	12	28 175	1	21 30	2	71	2	130	-	-
宿泊業、飲食サー ビス業	20	157 289	9	27 222	5	67 183	3	130 174	-	-
生活関連サー ビス業、娯楽業	8	270 122	7	215 172	2	181 104	3	174 227	-	-
教育、学習支援業	3	113 44	1	165 22	2	90 83	1	224 52	1	154
医療、福祉	52	44 823	31	22 806	17	78 655	12	52 869	3	118 1,067
複合サービス事業	-	738	-	737	-	628	-	861	-	1,060
サービス業 (他に分類されないもの)	18	- 269	6	- 145	5	- 201	4	- 290	1	181 116
公務 (他に分類されないもの)	-	253	-	133	-	194	-	283	-	116

資料：経済センサス-活動調査（総務省）
（令和3年6月1日現在）

7 農林業

1 総農家数

(単位：戸)

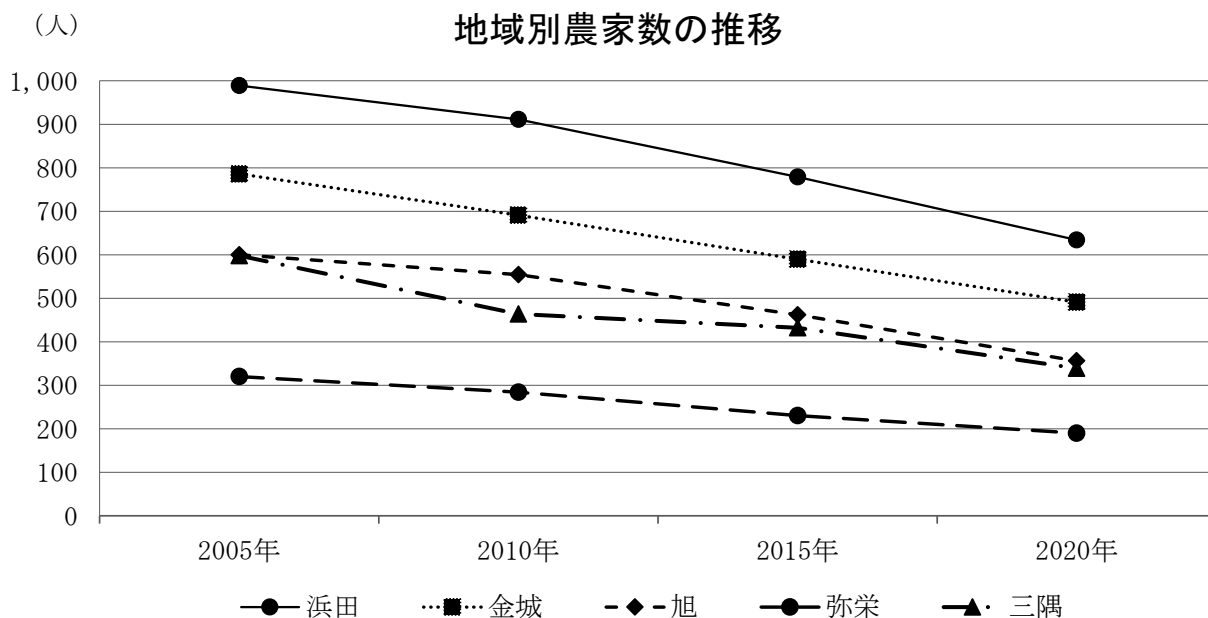
		総農家数 ※1	販売農家数 ※2	自給的農家数 ※3
平成27年2月1日 (2015年)	浜田市	2,493	1,364	1,129
	浜田	779	263	516
	金城	590	418	172
	旭	462	317	145
	弥栄	230	165	65
	三隅	432	201	231
令和2年2月1日 (2020年)	浜田市	2,010	1,062	948
	浜田	634	203	431
	金城	491	338	153
	旭	356	240	116
	弥栄	190	126	64
	三隅	339	155	184

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1 農家＝経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

※2 販売農家＝経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

※3 自給的農家＝経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家



2 専兼業・主副業別農家数、個人経営体数

		総数	専業農家	兼業農家	専業農家 (割合)	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	主準農家 (割合)
平成17年2月1日 (2005年) 【販売農家】	浜田市	1,943	471	1,472	24.2	153	443	1,347	30.7
	浜田	413	93	320	22.5	34	83	296	28.3
	金城	593	118	475	19.9	29	151	413	30.4
	旭	418	127	291	30.4	33	89	296	29.2
	弥栄	235	51	184	21.7	32	59	144	38.7
	三隅	284	82	202	28.9	25	61	198	30.3
平成22年2月1日 (2010年) 【販売農家】	浜田市	1,659	462	1,197	27.8	150	423	1,086	34.5
	浜田	350	105	245	30.0	37	70	243	30.6
	金城	500	122	378	24.4	41	142	317	36.6
	旭	374	119	255	31.8	34	86	254	32.1
	弥栄	188	51	137	27.1	27	59	102	45.7
	三隅	247	65	182	26.3	11	66	170	31.2
平成27年2月1日 (2015年) 【販売農家】	浜田市	1,364	359	1,005	26.3	99	240	1,025	24.9
	浜田	263	64	199	24.3	19	33	211	19.8
	金城	418	100	318	23.9	31	102	285	31.8
	旭	317	88	229	27.8	23	45	249	21.5
	弥栄	165	44	121	26.7	15	31	119	27.9
	三隅	201	63	138	31.3	11	29	161	19.9
令和2年2月1日 (2020年) 【個人経営体】	浜田市	1,075	2020年農林業センサスにおいて、 専業農家と分類されても定年帰農 等により年金収入に依存している 高齢専業農家が存在するなど、農 業の担い手となる実態を明らかに することが困難となっているため、 専兼業別農家数を把握する調 査項目が廃止された。			80	159	832	22.2
	浜田	209				13	23	172	17.2
	金城	343				24	54	265	22.7
	旭	240				23	38	176	25.4
	弥栄	127				11	22	94	26.0
	三隅	156				9	22	125	19.9

資料：農林業センサス（農林水産省）

(注) 2015年調査以前と2020年調査では集計方法が変更となっている。

専業農家＝世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者または自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家

兼業農家＝世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

主業経営体＝農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体＝農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体＝調査期日1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

3 農家の世帯員（※）数

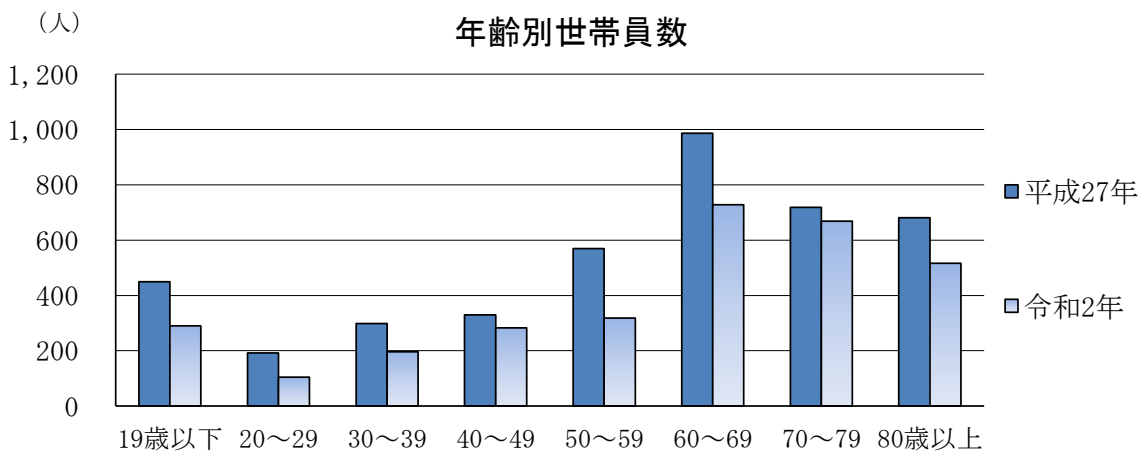
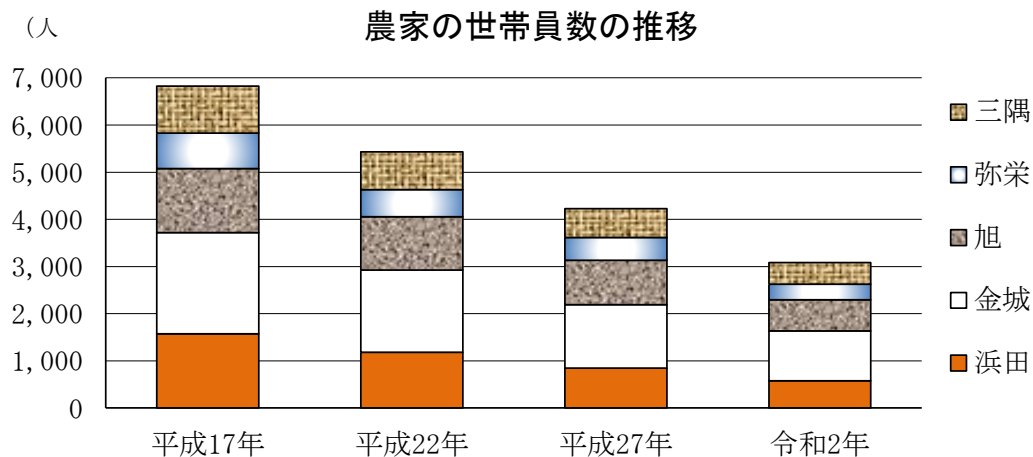
(単位：人)

		総 数		
		男	女	
平成27年2月1日 (2015年) 【販売農家】	浜田市	4,227	2,103	2,124
	浜田	848	428	420
	金城	1,345	665	680
	旭	939	462	477
	弥栄	481	241	240
	三隅	614	307	307
令和2年2月1日 (2020年) 【個人経営体】	浜田市	3,104	1,592	1,512
	浜田	580	307	273
	金城	1,057	528	529
	旭	656	332	324
	弥栄	331	170	161
	三隅	459	245	214

資料：農林業センサス（農林水産省）

(注) 2015年調査以前と2020年調査では集計方法が変更となっている。

※ 世帯員＝原則として住居と生計を共にしている者。出稼ぎに出ている者は含み、勉学や就職のため別居している子弟及び住み込みの雇人は除く。



4 農業従事者・基幹的農業従事者の平均年齢

(単位：歳)

		農業従事者※1			基幹的農業従事者※2		
		男女の 平均年齢	男	女	男女の 平均年齢	男	女
平成27年2月1日 (2015年) 【販売農家】	浜田市	62.6	61.2	64.3	71.8	71.6	72.1
	浜田	62.6	60.8	66.1	73.4	73.6	73.2
	金城	61.5	59.6	63.8	70.9	70.7	71.1
	旭	64.7	63.6	66.0	72.2	71.9	72.7
	弥栄	62.6	62.1	63.2	71.1	70.2	72.7
	三隅	64.0	63.7	64.6	72.7	72.6	73.5
令和2年2月1日 (2020年) 【個人経営体】	浜田市	64.8	63.7	66.4	72.7	72.7	72.6
	浜田	65.3	65.2	65.4	72.9	73.9	71.0
	金城	64.0	62.2	66.4	72.7	72.5	73.0
	旭	65.6	64.7	67.0	72.5	72.1	72.9
	弥栄	65.4	64.7	66.3	70.8	70.9	70.8
	三隅	65.4	64.8	66.3	74.3	74.5	74.0

資料：農林業センサス（農林水産省）

(注) 2015年調査以前と2020年調査では集計方法が変更となっている。

※1 農業従事者＝15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

※2 基幹的農業従事者＝15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

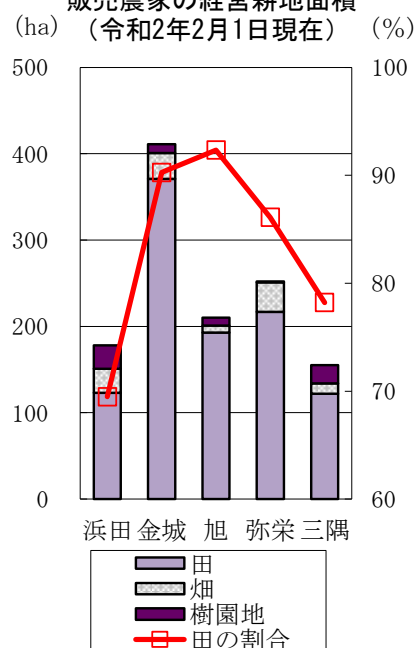
5 経営耕地面積

(単位：ha)

		経営耕地面積			
		総数	田	畑	樹園地
平成27年 2月1日 (2015年) 【販売農家】	浜田市	1,194	1,057	82	54
	浜田	192	146	28	19
	金城	399	374	19	6
	旭	272	251	13	9
	弥栄	178	165	12	1
	三隅	152	122	11	19
令和2年 2月1日 (2020年) 【農業経営体】	浜田市	1,218	1,036	110	72
	浜田	177	123	28	27
	金城	411	371	30	10
	旭	209	193	8	9
	弥栄	252	217	34	1
	三隅	156	122	12	21

資料：農林業センサス（農林水産省）

販売農家の経営耕地面積
(令和2年2月1日現在)



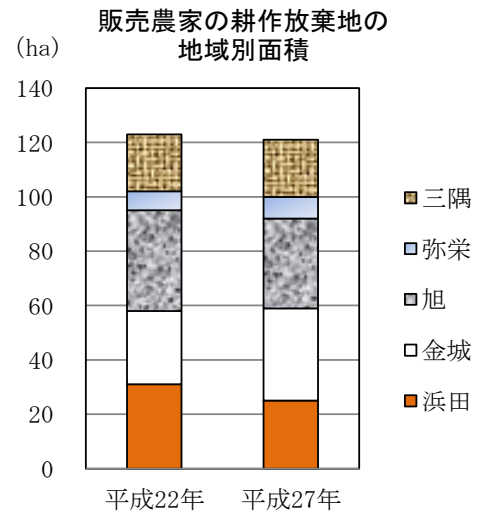
(注) 2015年調査以前と2020年調査では集計方法が変更となっている。

数値は公表値の単位が(a)だったため、(ha)に換算し、小数点第1位四捨五入。

6 耕作放棄地（※）（販売農家）

(単位：戸、ha)

		実農家数	面積
平成22年 2月1日 (2015年)	浜田市	568	123
	浜田	115	31
	金城	163	27
	旭	156	37
	弥栄	42	7
	三隅	92	21
平成27年 2月1日 (2020年)	浜田市	579	121
	浜田	101	25
	金城	184	34
	旭	163	33
	弥栄	49	8
	三隅	82	21



資料：農林業センサス（農林水産省）

(注) 数値は公表値の単位が(a)だったため、(ha)に換算し、小数点第1位四捨五入。

※ 耕作放棄地＝以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を 作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

「食料・農業・農村基本計画」において、荒廃農地の再生利用や発生防止に努めることとされており、市町村・農業委員会が毎年現地調査を実施し、客観的な荒廃農地面積を把握していることから、2020年農林業センサスにおいて耕作放棄地面積を把握する調査項目が廃止された。

7 保有山林面積規模別林家数

(単位：戸、ha)

		林家数 ※1							保有山林面積 ※2
		総数	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上	総数
平成27年 2月1日 (2015年)	浜田市	3,506	1,551	787	665	307	82	114	24,674
	浜田	1,290	620	291	210	106	23	40	8,521
	金城	690	237	175	161	67	22	28	6,275
	旭	524	217	111	116	47	16	17	3,742
	弥栄	280	88	67	66	37	8	14	2,182
	三隅	722	389	143	112	50	13	15	3,954
令和2年 2月1日 (2020年)	浜田市	3,160	1,384	706	599	286	76	109	23,112
	浜田	1,165	555	264	183	101	22	40	8,286
	金城	640	213	164	150	66	20	27	5,987
	旭	460	190	95	105	40	14	16	3,347
	弥栄	265	85	59	64	36	8	13	2,108
	三隅	630	341	124	97	43	12	13	3,384

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1 林家＝保有山林面積が1ha以上ある世帯

※2 保有山林面積＝自らが林業経営に利用できる（している）山林

（所有山林のうち、他に貸し付けている山林等を除いたものに、他から借りている山林等を加えたもの）

8 漁・水産業

1 漁業センサスの結果

(1) 経営組織 ※1) 別経営体数

(単位：経営体、%)

	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
総計	275	214 (△ 22.2)	193 (△ 9.8)	135 (△ 30.1)	123 (△ 8.9)	96 (△ 22.0)
個人経営体 ※2	259	201 (△ 22.4)	184 (△ 8.5)	128 (△ 30.4)	115 (△ 10.2)	89 (△ 22.6)
団体経営体 ※3	14	13 (△ 7.1)	9 (△ 30.8)	7 (△ 22.2)	7 (0.0)	7 (0.0)
会社	8	7 (△ 12.5)	5 (△ 28.6)	5 (0.0)	5 (0.0)	4 (△ 20.0)
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	3	3 (0.0)	2 (△ 33.3)	2 (0.0)	2 (0.0)	2 (0.0)
共同経営	3	3 (0.0)	2 (△ 33.3)	- (△ 100.0)	-	1 (100.0)
その他	2	-	-	-	1	-

資料：漁業センサス（農林水産省）

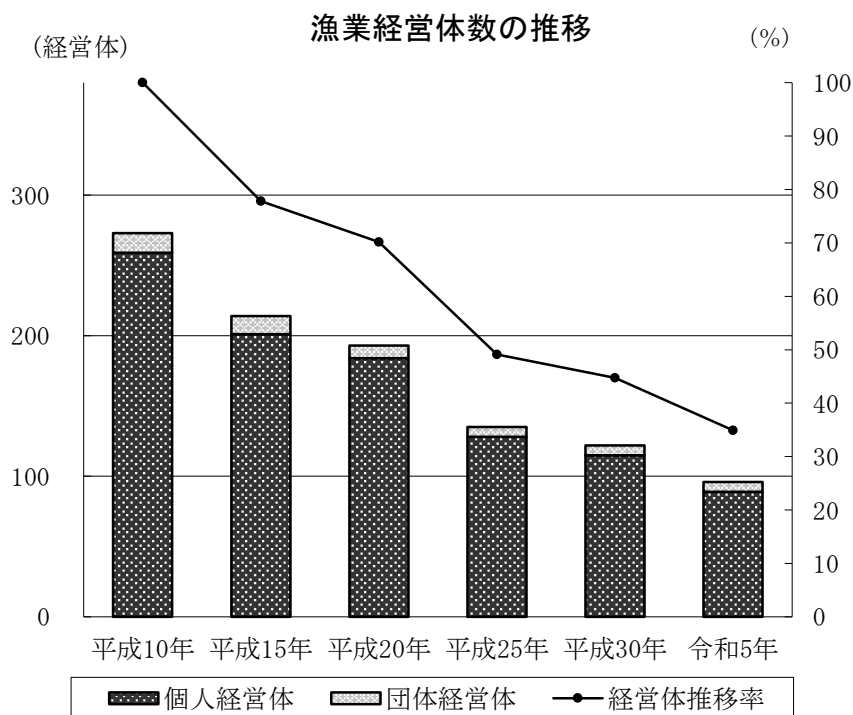
(注) カッコ内の数値は前回からの増減率

「その他」について、2008年漁業センサスから学校及び試験場は調査の対象外となった。

※1 経営組織・・・漁業経営体を経営形態別に分類する区分

※2 個人経営体・・・漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯

※3 団体経営体・・・個人経営対以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分



◆漁業経営体・・・調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯、事業所（ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く）

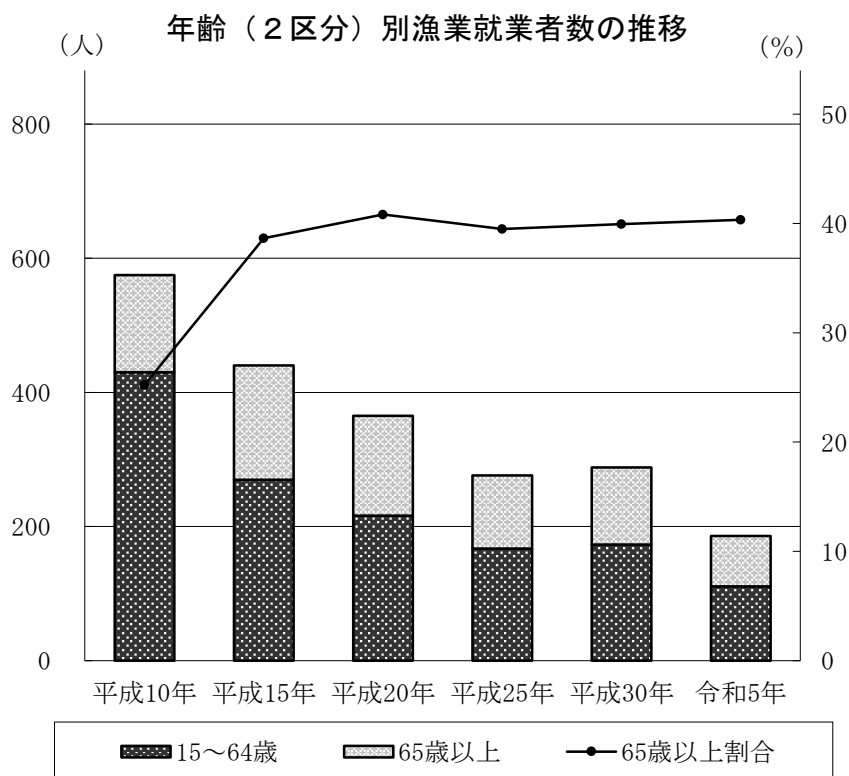
(2) 年齢別漁業就業者数

(単位：人)

	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
総計	575	440	365	276	288	186
15～19歳	1	2	5	10	11	3
20～24歳	5	7	5	9	30	14
25～29歳	9	11	13	10	13	16
30～34歳	13	7	8	10	11	8
35～39歳	9	13	7	10	14	6
40～44歳	25	13	13	14	10	16
45～49歳	54	27	18	13	16	11
50～54歳	83	46	38	17	14	12
55～59歳	106	72	52	33	19	13
60～64歳	125	72	57	41	35	12
65歳以上	145	170	149	109	115	75

資料：漁業センサス（農林水産省）

※ 漁業就業者＝満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者

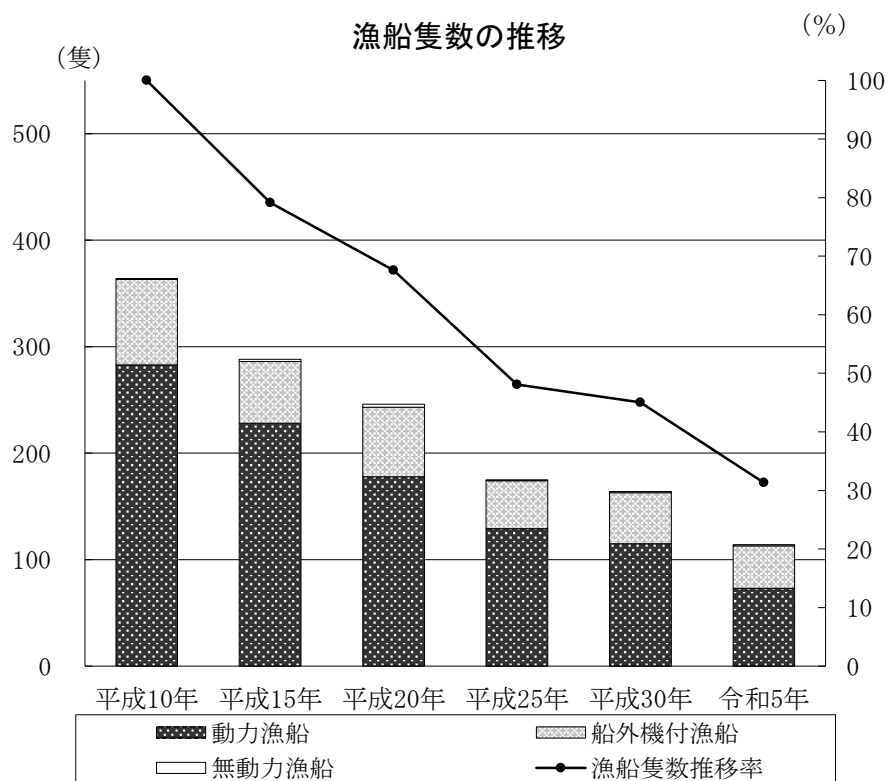


(3) 漁船隻数

(単位：隻)

	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	
漁船総隻数	364	288	246	175	164	114	
無動力漁船隻数	1	2	3	1	1	1	
船外機付漁船隻数	80	58	65	45	48	40	
計	283	228	178	129	115	73	
動力漁船隻数	1 t 未 満	23	24	17	16	12	6
	1 ～ 3 t	128	97	81	58	54	38
	3 ～ 5 t	60	47	35	18	19	7
	5 ～ 10 t	29	22	19	13	7	6
	10 ～ 20 t	16	18	11	10	11	6
	20 ～ 30 t	-	-	-	-	-	-
	30 ～ 50 t	4	1	1	-	-	-
	50 ～ 100 t	16	16	12	12	10	7
	100 ～ 150 t	4	1	1	1	1	3
	150 ～ 200 t	3	2	1	1	1	-
	200 t 以 上	-	-	-	-	-	-

資料：漁業センサス（農林水産省）



(4) 主とする漁業種類別経営体数

(単位：経営体)

		平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
総計		275	214	193	135	123	96
底びき網	沖合底びき網	6	6	4	4	4	3
	小型底びき網	3	2	-	-	-	-
船びき網		-	-	-	-	-	-
まき網		4	3	2	2	2	1
刺網		-	-	1	1	1	-
大型定置網		2	2	1	-	1	1
小型定置網		2	1	2	1	1	1
はえ縄		14	13	5	4	4	5
釣	いか釣	129	73	41	33	27	19
	その他の釣	65	74	85	56	54	34
採貝・採藻		47	33	48	30	25	25
その他の漁業		3	6	3	4	4	6
海面養殖		-	1	1	-	-	1

資料：漁業センサス（農林水産省）

(5) 販売金額別経営体数

(単位：経営体)

		平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
総計		275	214	193	135	123	96
漁獲金額なし		2	-	-	-	-	-
100万円未満		81	68	89	70	71	46
100～500万円		138	110	80	53	39	41
500～1,000万円		32	19	11	5	5	3
1,000～2,000万円		6	2	4	1	1	1
2,000～5,000万円		3	6	2	-	-	1
5,000万円～1億円		3	-	1	-	1	-
1億円～10億円		10	9	5	5	5	4
10億円以上		-	-	1	1	1	-

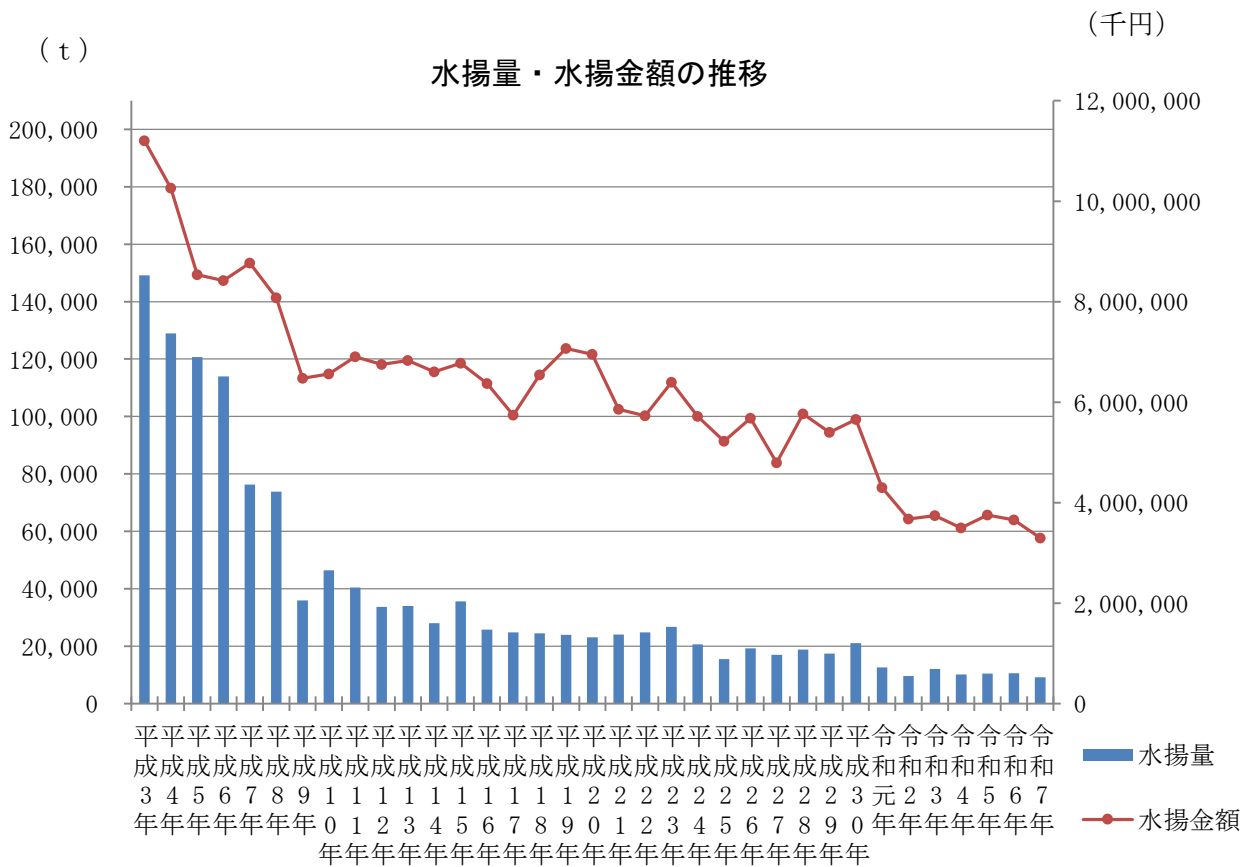
資料：漁業センサス（農林水産省）

2 水揚高

(単位：t、千円)

	水揚量	水揚金額
令和2年	9,657	3,675,184
令和3年	12,106	3,738,407
令和4年	10,184	3,495,015
令和5年	10,510	3,755,774
令和6年	10,571	3,653,816
令和7年	9,177	3,297,904

資料：市水産振興課



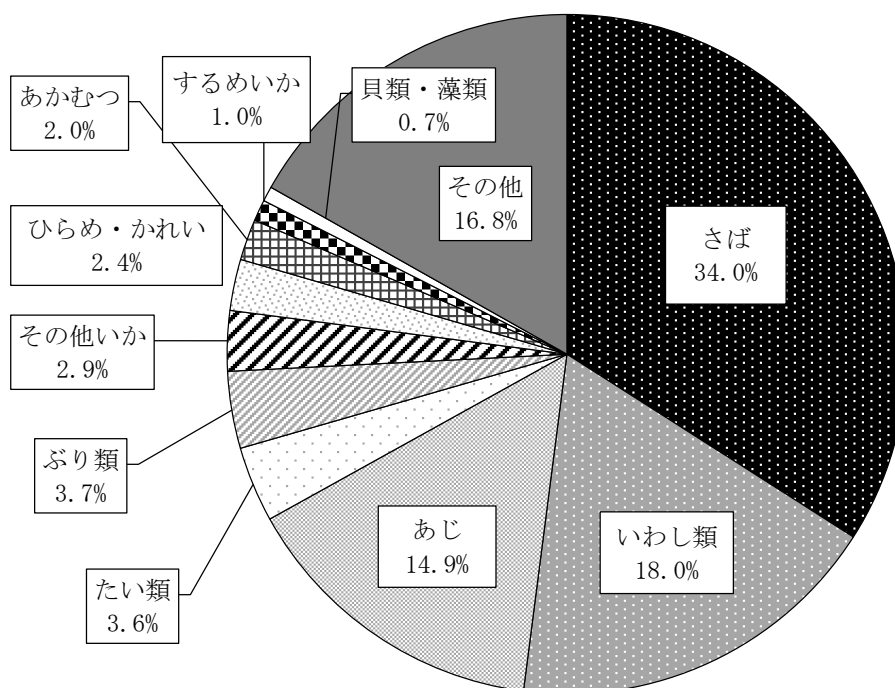
3 魚種別水揚量

(単位：t)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	9,657	12,106	10,184	10,510	10,571	9,177
いわし類	207	512	750	774	1,923	1,652
あじ	3,041	3,714	2,989	2,186	2,665	1,367
さば	1,737	4,281	2,926	4,800	3,280	3,124
ひらめ・かれい	587	391	357	249	311	224
ふぐ	95	42	38	60	51	89
たい類	396	453	623	570	482	330
ほうぼう・かながしら	14	14	15	16	22	15
あかむつ	236	246	236	178	153	179
ぶり類	976	347	517	291	178	336
するめいか	226	231	224	146	106	93
その他のいか	354	527	202	276	258	263
貝類	28	30	17	24	24	19
藻類	33	57	93	64	68	46
その他	1,727	1,261	1,197	876	1,050	1,440

資料：市水産振興課

水揚量の魚種別割合

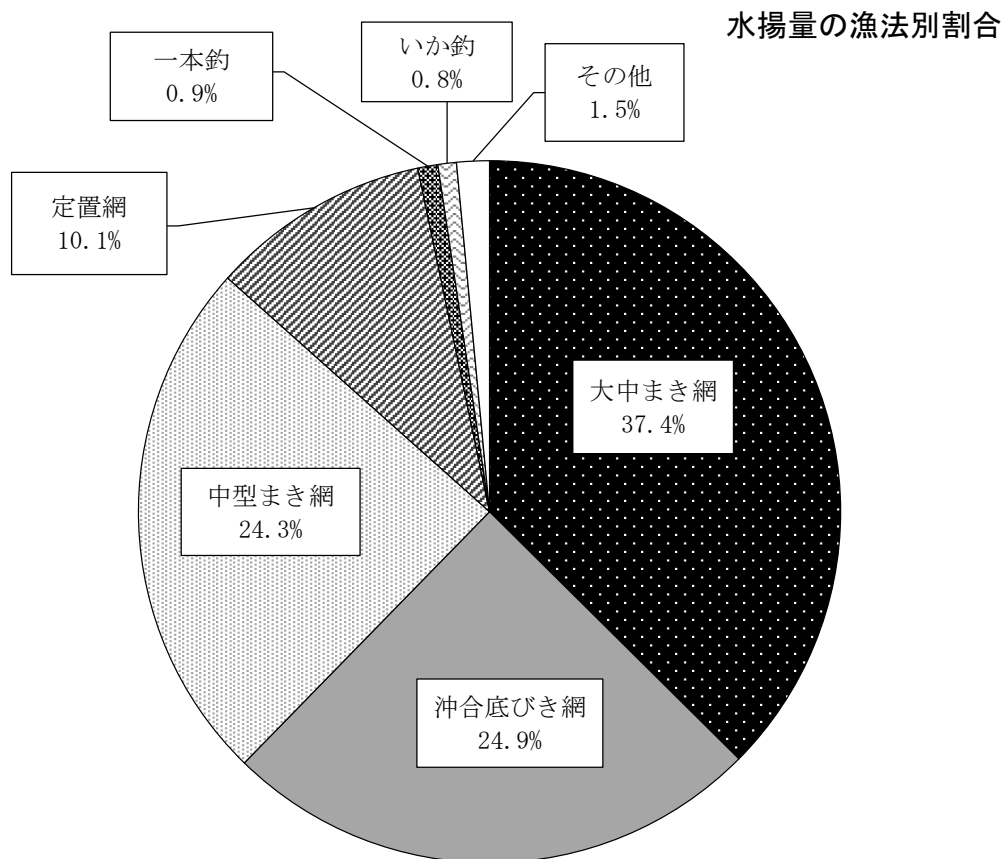


4 漁法別水揚量

(単位：t)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	9,657	12,106	10,184	10,510	10,571	9,177
大中まき網	3,330	3,785	4,029	4,449	4,427	3,435
中型まき網	2,806	5,102	3,064	3,528	3,284	2,229
沖合底びき網	2,724	2,394	2,321	1,957	2,043	2,283
定置網	251	297	341	155	372	929
一本釣	124	93	89	86	83	85
いか釣	35	156	103	100	80	78
採貝藻	35	62	98	73	77	41
その他の漁業	72	29	22	50	51	11
陸送	280	188	117	112	154	86

資料：市水産振興課



9 製造業

1 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

(単位：事業所、人、万円)

	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	現金給与 総額	原材料 使用額等	粗付加価値額
令和元年	102	2,698	6,855,848	815,625	3,654,610	2,983,906
令和2年	99	2,618	6,612,983	793,767	3,408,596	2,974,858
令和3年	84	2,662	6,545,206	808,818	3,681,249	2,637,507
令和4年	108	2,504	6,592,602	841,996	3,709,440	2,675,900
令和5年	107	2,565	7,635,391	872,185	4,144,899	3,205,174
令和6年	106	2,629	7,522,325	873,906	4,332,015	2,949,468

資料：工業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）
経済構造実態調査製造業事業所調査（総務省）

- 調査期日・・・ 毎年6月1日
(製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等、粗付加価値額については調査年の前年1月～12月の数値)
- 調査対象・・・ 製造業(日本標準産業分類大分類E-製造業)に属する事業所を対象
(工業統計調査) 国に属する事業所以外の従業者4人以上の事業所
(経済センサス-活動調査) 個人経営を除く全ての事業所、従業者4人以上の事業所を対象
(製造業事業所調査) 個人経営を除く全ての事業所を対象
- 製造品出荷額等・・・ 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造工程から出たくず及び廃物の荷額 + 製造業以外の収入額
- 現金給与総額・・・ 事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額
- 原材料使用額等・・・ 原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額
- 粗付加価値額・・・ 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

【留意事項】

- 調査によって集計範囲が異なるため、単純比較ができない。
- 平成29年～令和2年は工業統計調査の数値、令和3年は経済センサス-活動調査の数値、令和4年、5年は経済構造実態調査製造業事業所調査の数値である。
- 工業統計調査は令和4年4月1日付けで中止（廃止）となった。
- 経済構造実態調査は、5年ごとの「経済センサス-活動調査」の実施年以外の年に実施される。

2 産業別製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

(令和6年6月1日)

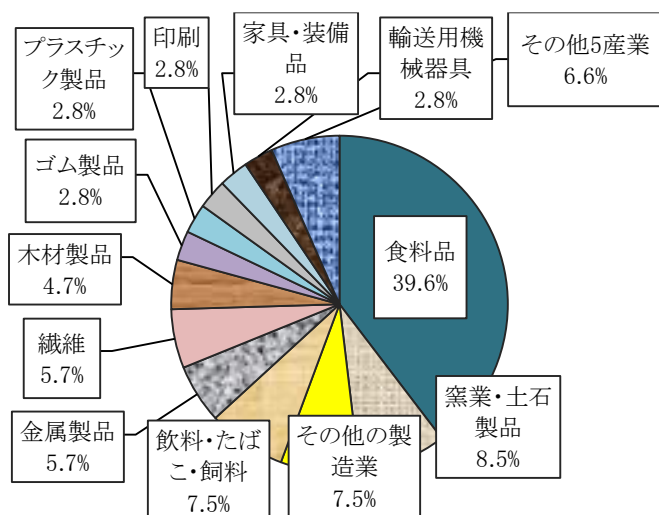
(単位：事業所、人、万円)

産業中分類	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	現金給与総額	原材料使用額等	粗付加価値額
総数	106	2,629	7,522,325	873,906	4,332,015	2,949,468
食料品製造業	42	943	1,726,597	236,839	1,067,681	612,839
飲料・たばこ・飼料製造業	8	111	447,387	39,315	152,207	272,467
繊維工業	6	197	373,988	63,687	268,702	95,808
木材・木製品製造業 (家具を除く)	5	218	2,176,309	125,049	866,688	1,206,889
家具・装備品製造業	3	82	117,546	15,961	82,018	32,485
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	19	X	X	X	X
印刷・同関連業	3	45	108,846	13,628	53,517	50,934
石油製品・石炭製品製造業	1	5	X	X	X	X
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	3	44	39,315	10,344	18,560	18,868
ゴム製品製造業	3	245	346,483	94,007	197,831	135,175
窯業・土石製品製造業	9	88	143,123	30,191	63,026	72,815
金属製品製造業	6	291	811,928	123,925	537,103	261,181
生産用機械器具製造業	1	3	X	X	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	19	X	X	X	X
電気機械器具製造業	2	56	X	X	X	X
輸送用機械器具製造業	3	238	1,077,941	91,237	956,939	112,627
その他の製造業	8	25	17,284	6,276	5,385	10,816

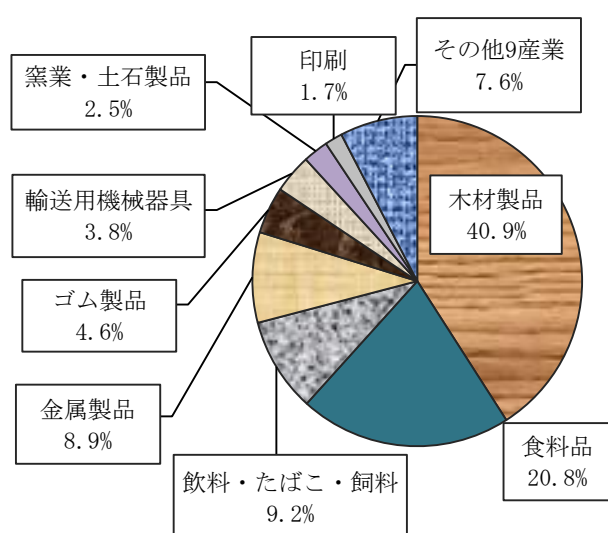
資料：経済構造実態調査（総務省）

※製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等、粗付加価値額については令和5年1月～12月の数値

製造事業所数の割合



粗付加価値額の割合



10 商業

1 商業事業所数※、従業者数

(単位：事業所、人)

	事業所数			従業者数		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成24年2月1日 (経済センサス-活動)	789	152	637	4,462	1,073	3,389
平成26年7月1日 (商業統計調査)	771	159	612	4,308	1,097	3,211
平成28年6月1日 (経済センサス-活動)	760	167	593	4,674	1,211	3,463
令和3年6月1日 (経済センサス-活動)	626	156	470	4,149	1,205	2,944

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

(注) 数値は民営事業所のみ。商業統計調査は、平成26年調査をもって廃止された。

※ 商業事業所＝日本標準産業分類に掲げる「大分類E-卸売・小売業」に属する事業所

2 商品販売額

(単位：百万円)

	年間商品販売額		
	合計	卸売業	小売業
平成24年2月1日 (経済センサス-活動)	116,601	50,782	65,818
平成26年7月1日 (商業統計調査)	132,239	64,982	67,258
平成28年6月1日 (経済センサス-活動)	124,280	62,269	62,010
令和3年6月1日 (経済センサス-活動)	111,898	57,033	54,865

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

(注) 年間商品販売額は万円単位から百万円単位に換算し、単位未満四捨五入。

3 事業所数、従業者数の推移

(1) 事業所数の推移

(単位：事業所)

	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
合計	1,035	1,041	789	771	760	626
卸売業	195	222	152	159	167	156
小売業	840	819	637	612	593	470

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

(2) 従業者数の推移

(単位：人)

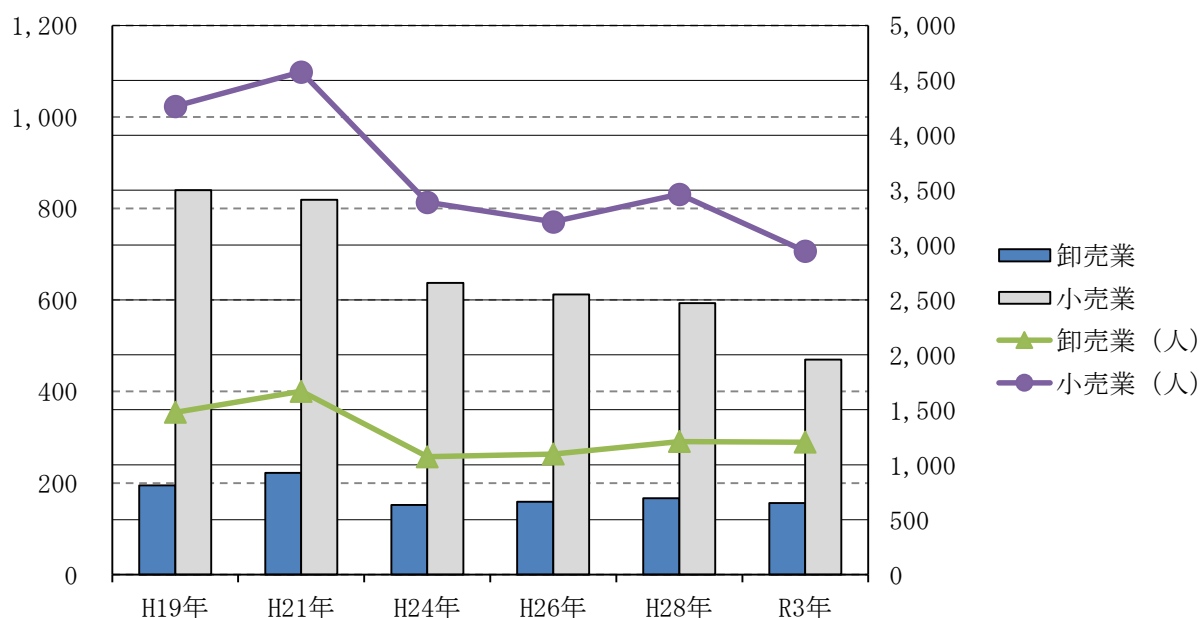
	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
合計	5,741	6,245	4,462	4,308	4,674	4,149
卸売業	1,477	1,669	1,073	1,097	1,211	1,205
小売業	4,264	4,576	3,389	3,211	3,463	2,944

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

卸売業・小売業における事業所数、従業者数の推

(事業所数)

(人)



平成21年経済センサス-基礎調査から、新しい調査方法を取り入れ、外観では把握困難な事業所が新たに捕捉されてる。

そのため、増減以外の要素が含まれており、それ以前の調査と単純に比較はできない。

また、令和元年から調査方法の変更に伴い経済センサス基礎調査の公表結果が新規事業所に関するもののみとなったため、令和元年以降の経済センサス-基礎調査の数値については記載していない。

4 業種別商業事業所数、従業者数

(単位：事業所、人)

	産業分類	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
		(経済センサス-活動)	(商業統計調査)	(経済センサス-活動)	(経済センサス-活動)
事業所数	総 数	789	771	760	626
	卸 売 業 計	152	159	167	156
	小 売 業 計	637	612	593	470
	各種商品小売業	3	2	3	2
	織物・衣服・身の回り品小売業	71	71	69	52
	飲食料品小売業	200	192	186	128
	機械器具小売業	92	98	101	89
	その他の小売業	248	232	222	185
	無店舗小売業	23	17	12	14
従業者数	総 数	4,462	4,308	4,674	4,149
	卸 売 業 計	1,073	1,097	1,211	1,205
	小 売 業 計	3,389	3,211	3,463	2,944
	各種商品小売業	204	144	202	8
	織物・衣服・身の回り品小売業	199	225	210	146
	飲食料品小売業	1,292	1,093	1,298	1,265
	機械器具小売業	514	557	577	567
	その他の小売業	1,076	1,101	1,098	873
	無店舗小売業	104	91	78	85

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

5 売り場面積

(単位：㎡)

	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
浜田市	94,835	88,973	84,413	75,511	72,093

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

11 観光

1 観光客入り込み客数

(単位：人)

観光地・施設名	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	1,340,757	1,542,194	1,503,121	1,508,202
石見海浜公園	525,760	516,770	539,260	544,700
アクアス	330,079	343,468	366,995	379,324
海浜公園海水浴場	45,247	37,916	38,867	34,788
海浜公園キャンプ場	20,949	19,310	16,961	14,328
その他	129,485	116,076	116,437	116,260
石見畳ヶ浦	69,850	67,800	69,890	74,170
海水浴場	21,970	22,980	21,150	15,530
国府海水浴場	19,300	20,500	18,800	13,500
浜田海岸海水浴場	1,680	1,570	1,470	1,280
折居海岸海水浴場	990	910	880	750
浜田市全域釣り	46,110	26,150	26,090	29,700
その他海岸	71,730	…	…	…
浜田海岸	69,590	…	…	…
折居海岸	2,140	…	…	…
はまだお魚市場	161,566	177,615	169,381	167,306
美又温泉	59,479	72,089	80,817	86,713
旭温泉	27,201	27,307	28,171	30,143
湯屋温泉	64,314	82,670	82,884	73,815
浜田市ふるさと体験村	…	8,010	9,924	7,764
かなぎウェスタンライディングパーク	25,273	26,605	24,992	24,851
浜田市ゴルフ場	61,527	60,109	59,617	53,078
浜田ゴルフリンクス	34,846	33,479	34,398	27,827
金城カントリークラブ	26,681	26,630	25,219	25,251
浜田市世界こども美術館	38,627	45,653	47,915	54,293
石正美術館	8,179	7,599	7,793	8,135
石州和紙会館	…	…	6,139	5,896
アクアみすみ	55,291	55,440	…	…
三隅発電所ふれあいホール	5,679	9,003	…	…
道の駅ゆうひパーク三隅	83,094	83,684	84,883	84,668
道の駅ゆうひパーク浜田	…	219,611	220,071	221,686
浜田の夜神楽週末公演	1,656	1,990	2,631	3,154
石州浜っ子春まつり	-	2,000	300	3,000
石州浜っ子夏まつり	4,000	15,000	17,000	10,000
BB大鍋フェスティバル	3,500	10,000	-	8,000
三隅つつじ祭り	…	4,109	4,213	…
三隅のつつじ ポケットマルシェ	…	…	…	1,600
三階山	…	…	…	…
エクス和紙の館	…	…	…	…
三隅公園	2,390	…	…	…
三隅海岸	…	…	…	…
コワ温泉	3,561	…	…	…

(注) 島根県観光動態調査の報告地点見直しによって観光地・施設等の集計項目が変更されています。

資料：市観光交流課

(令和7年 月別内訳)

観光地・施設名	1月	2月	3月	4月	5月	6月
総 数	79,060	57,852	110,196	135,095	172,810	98,336
石見海浜公園	21,610	15,930	38,400	47,140	65,750	36,420
アクアス	15,581	10,572	27,488	30,534	49,521	23,451
海浜公園海水浴場	-	-	-	-	-	-
海浜公園キャンプ場	47	33	329	1,004	2,155	682
その他	5,982	5,325	10,583	15,602	14,074	12,287
石見畳ヶ浦	1,050	700	1,780	15,990	21,420	1,810
海水浴場	-	-	-	-	-	-
国府海水浴場	-	-	-	-	-	-
浜田海岸海水浴場	-	-	-	-	-	-
折居海岸海水浴場	-	-	-	-	-	-
浜田市全域釣り	1,110	770	640	610	3,290	2,330
はまだお魚市場	8,756	6,656	13,029	12,976	18,409	12,037
美又温泉	7,928	5,578	8,824	6,635	8,005	5,680
旭温泉	2,695	2,364	2,826	2,400	2,804	2,036
湯屋温泉	7,026	5,142	7,347	5,840	6,951	5,079
浜田市ふるさと体験村	226	294	601	504	625	681
かなぎウェスタンライディングパーク	901	756	2,473	2,630	3,345	2,447
浜田市ゴルフ場	2,987	1,555	3,993	4,751	5,365	5,052
浜田ゴルフリンクス	1,963	1,105	1,759	2,329	2,617	2,700
金城カントリークラブ	1,024	450	2,234	2,422	2,748	2,352
浜田市世界こども美術館	3,760	2,151	3,350	2,854	3,867	2,096
石正美術館	335	207	568	663	546	541
石州和紙会館	258	312	299	368	504	416
アクアみすみ
三隅発電所ふれあいホール
道の駅ゆうひパーク三隅	5,479	3,764	7,139	7,560	8,663	6,190
道の駅ゆうひパーク浜田	14,869	11,574	18,679	19,413	22,881	15,321
浜田の夜神楽週末公演	70	99	248	161	385	200
石州浜っ子春まつり	-	-	-	3,000	-	-
石州浜っ子夏まつり	-	-	-	-	-	-
BB大鍋フェスティバル	-	-	-	-	-	-
三隅のつつじポケットマルシェ	-	-	-	1,600	-	-

観光地・施設名	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数	138,122	253,587	118,705	130,146	127,347	86,946
石見海浜公園	59,340	106,590	49,130	42,710	38,780	22,900
アクアス	38,904	80,886	35,187	25,873	24,857	16,470
海浜公園海水浴場	16,179	18,609	-	-	-	-
海浜公園キャンプ場	2,661	4,501	933	1,128	786	69
その他	1,596	2,594	13,010	15,709	13,137	6,361
石見畳ヶ浦	4,610	13,740	1,590	6,060	4,930	490
海水浴場	6,020	9,510	-	-	-	-
国府海水浴場	4,900	8,600	-	-	-	-
浜田海岸海水浴場	740	540	-	-	-	-
折居海岸海水浴場	380	370	-	-	-	-
浜田市全域釣り	2,140	2,550	5,070	4,920	4,260	2,010
はまだお魚市場	14,346	25,154	13,953	13,401	16,101	12,488
美又温泉	5,365	7,983	6,617	7,022	9,049	8,027
旭温泉	2,083	3,002	2,205	2,341	2,678	2,709
湯屋温泉	4,646	8,930	5,354	5,616	6,059	5,825
浜田市ふるさと体験村	788	1,127	634	567	1,105	612
かなぎウエスタンライディングパーク	1,435	3,326	1,846	2,186	2,263	1,243
浜田市ゴルフ場	4,464	4,346	4,402	5,574	6,044	4,545
浜田ゴルフリンクス	2,540	2,172	2,145	2,959	3,073	2,465
金城カントリークラブ	1,924	2,174	2,257	2,615	2,971	2,080
浜田市世界子ども美術館	5,858	15,685	3,345	4,031	4,842	2,454
石正美術館	800	736	549	681	1,821	688
石州和紙会館	474	802	322	540	1,008	593
アクアみすみ
三隅発電所ふれあいホール
道の駅ゆうひパーク三隅	6,695	11,014	6,419	7,742	7,779	6,224
道の駅ゆうひパーク浜田	18,894	28,800	16,979	18,422	19,925	15,929
浜田の夜神楽週末公演	164	292	290	333	703	209
石州浜っ子春まつり	-	-	-	-	-	-
石州浜っ子夏まつり	-	10,000	-	-	-	-
BB大鍋フェスティバル	-	-	-	8,000	-	-
三隅のつつじポケットマルシェ	-	-	-	-	-	-

資料：市観光交流課

2 宿泊客数

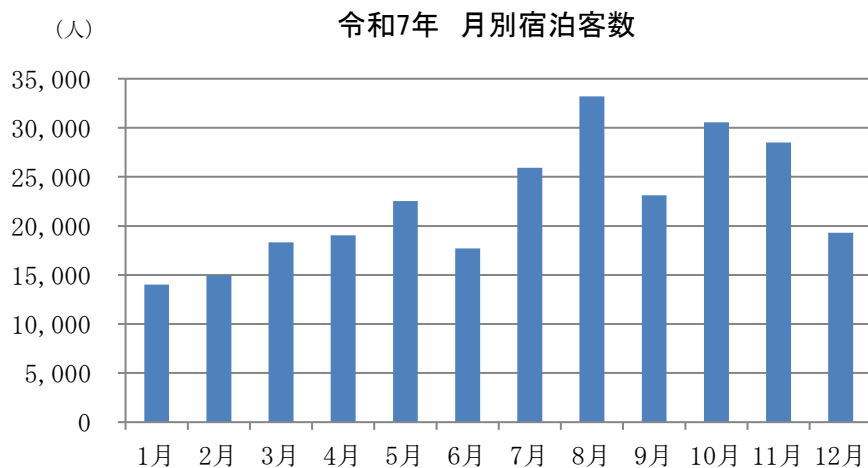
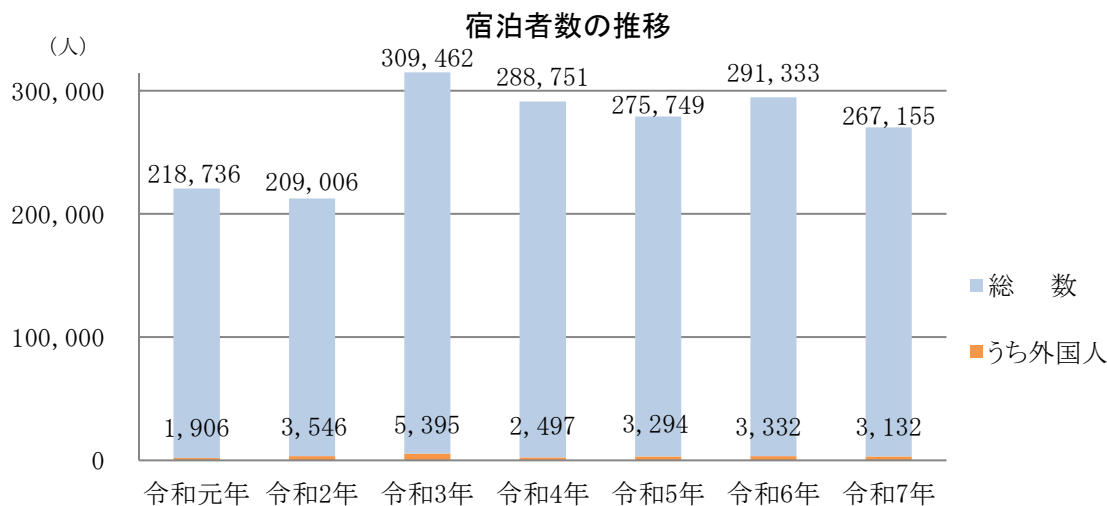
(単位：人泊)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数 (うち外国人)	288,751 (2,497)	275,749 (3,294)	291,333 (3,332)	267,155 (3,132)
1月	17,206 (268)	15,808 (204)	14,320 (80)	14,003 (193)
2月	16,020 (251)	15,873 (69)	16,507 (67)	14,949 (321)
3月	24,339 (218)	22,643 (144)	25,296 (230)	18,319 (164)
4月	24,939 (165)	17,697 (121)	29,884 (489)	19,029 (173)
5月	29,013 (276)	32,757 (185)	33,311 (463)	22,526 (211)
6月	21,872 (238)	17,325 (460)	25,464 (350)	17,709 (113)
7月	26,296 (395)	26,469 (329)	27,938 (563)	25,932 (358)
8月	32,791 (250)	30,787 (383)	32,461 (276)	33,201 (193)
9月	22,907 (123)	24,939 (552)	20,678 (220)	23,125 (223)
10月	28,180 (138)	28,992 (532)	24,036 (141)	30,550 (542)
11月	27,180 (93)	25,992 (217)	25,712 (330)	28,493 (332)
12月	18,008 (82)	16,467 (98)	15,726 (123)	19,319 (309)

資料：市観光交流課

(注) 宿泊施設(令和7年12月時点 41施設)における延べ数

()内の数値は外国人宿泊客延べ数



12 運輸

1 道路の状況

(単位：km、%)

		総 数			
		国 道	県 道	市町村道	
平成31年	実延長	1,900	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,073 (56.5)	88 (100.0)	232 (74.6)	753 (50.1)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	308 (99.3)	1,352 (90.1)
令和2年	実延長	1,901	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,075 (56.6)	88 (100.0)	232 (74.7)	754 (50.3)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)
令和3年	実延長	1,901	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,076 (56.6)	88 (100.0)	233 (75.0)	754 (50.3)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)
令和4年	実延長	1,901	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,082 (56.9)	88 (100.0)	233 (75.0)	760 (50.6)
	舗装済延長 (舗装率)	1,750 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)
令和5年	実延長	1,900	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,083 (57.0)	88 (100.0)	234 (75.2)	761 (50.7)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)

(注) 自転車道、西日本高速道路株式会社管理を含まない。

資料：島根県統計書

改良率及び舗装率は小数点第2位四捨五入。

数値は各年4月1日現在のもの。

2 車種別保有自動車台数

(単位：台)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	42,971	42,853	42,549	42,388	41,935
貨 物	2,740	2,792	2,811	2,768	2,736
乗 合	171	157	153	139	137
乗 用 車	15,562	15,320	15,092	14,904	14,690
普通	6,680	6,723	6,681	6,749	6,868
小 型	8,882	8,597	8,411	8,155	7,822
特殊・大型	1,116	1,104	1,085	1,063	1,061
小型二輪車	413	454	482	523	545
軽自動車	22,969	23,026	22,926	22,991	22,766

(注) 数値は各年3月31日現在のもの。

資料：島根県統計書

3 駅別乗客人員数等

(単位：人)

駅名	駅間 キロ程	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	34 km	955	945	958	994
久代	2	3	3	4	6
下府	4	80	63	62	62
浜田	4	543	560	584	590
西浜田	5	141	125	118	132
周布	4	68	66	61	70
折居	5	6	7	7	5
三保三隅	5	84	88	98	99
岡見	5	30	33	24	30

資料：島根県統計書

4 浜田港 出入船舶及び貨物取扱状況

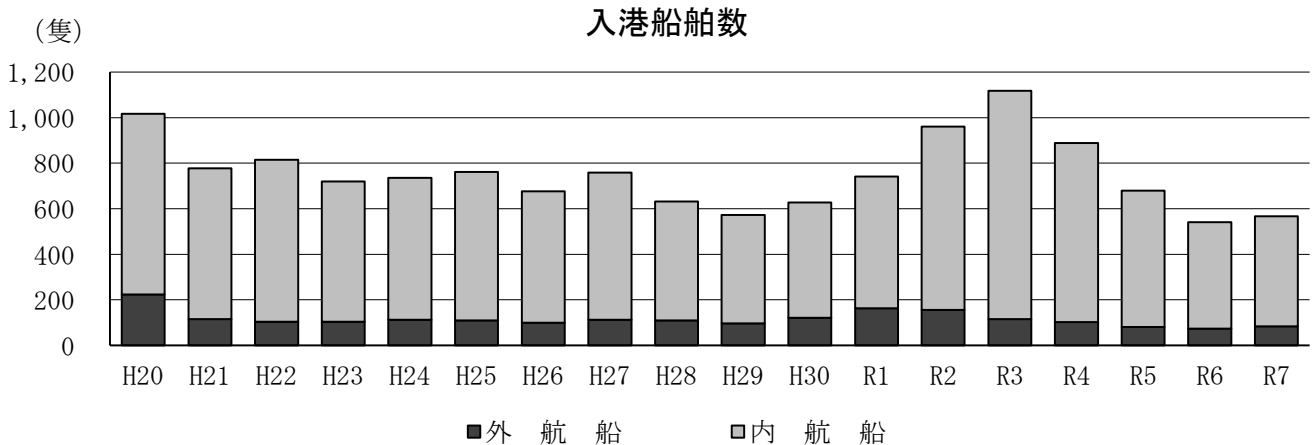
(1) 入港船舶

(単位：隻、t)

	外航船		内航船		合計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
令和2年	155	1,139,058	806	519,044	961	1,658,102
令和3年	115	953,182	1,003	430,203	1,118	1,383,385
令和4年	102	992,023	787	665,025	889	1,657,048
令和5年	81	652,286	598	327,283	679	979,569
令和6年	73	598,193	468	324,939	541	923,132
令和7年	83	746,173	484	250,903	567	997,076

(注) 令和7年の数値は速報値

資料：浜田港湾振興センター



(2) 輸移出・輸移入貨物

輸 移 出

(単位： t)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (速報値)
農 水 産 品	649	252	245	168	91	0
林 産 品	6,869	12,936	5,633	6,589	20,307	25,991
鉱 産 品	37,681	50,193	51,769	47,600	34,545	24,824
金属機械工業品	517	386	3,070	4,612	10,576	10,714
化学工業品	21,174	17,429	24,456	18,692	8,668	29,478
軽工業品	22,134	14,250	17,983	15,561	25,613	23,876
雑工業品	533	285	152	0	0	44
特 殊 品	1,180	2,028	1,823	1,785	412	824
合 計	90,737	97,759	105,131	95,007	100,212	115,751

輸 移 入

(単位： t)

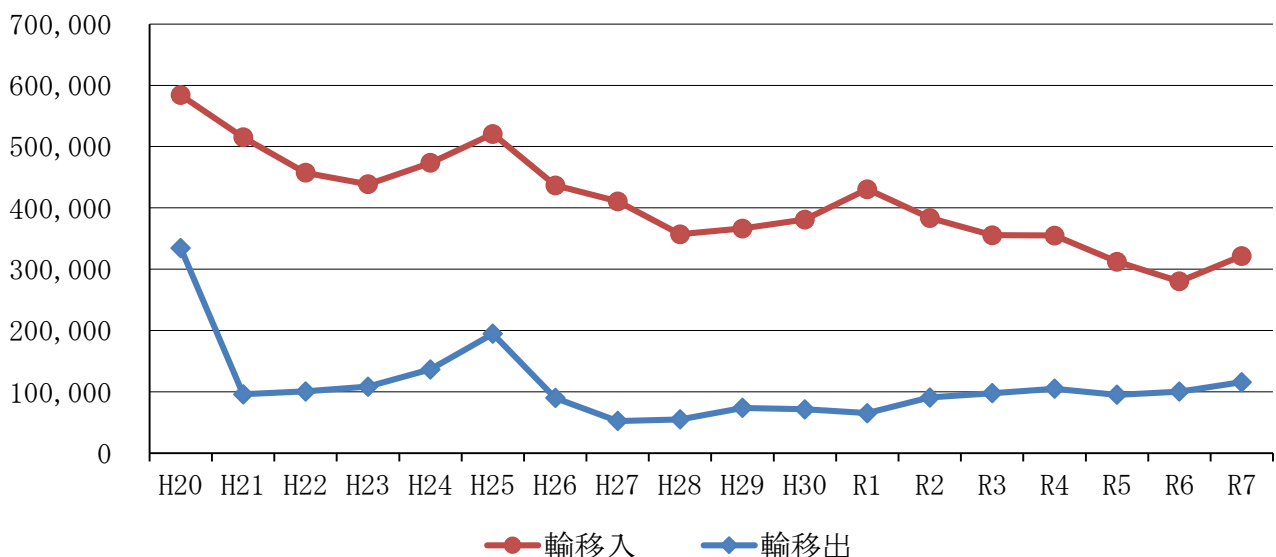
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (速報値)
農 水 産 品	6,449	3,397	2,484	2,872	4,371	2,903
林 産 品	100,011	114,133	106,682	96,356	91,037	107,345
鉱 産 品	85,636	85,836	97,884	84,527	84,716	103,646
金属機械工業品	4,768	4,364	4,863	376	960	2,349
化学工業品	184,028	142,435	140,069	126,449	97,541	100,194
軽工業品	1,057	1,885	1,256	1,407	1,185	895
雑工業品	256	3,497	87	102	96	246
特 殊 品	1,442	4	1,752	1	203	3,900
合 計	383,647	355,551	355,077	312,090	280,109	321,478

(注) 令和7年の数値は速報値

資料：浜田港湾振興センター

(t)

輸移出入貨物量



13 社会福祉

1 老人福祉実施状況

(1) 高齢者クラブ連合会

(単位：クラブ、人)

		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
令和2年4月1日	クラブ数	50	22	6	4	5	13
	会員数	1,716	804	314	202	83	313
令和3年4月1日	クラブ数	52	22	6	5	6	13
	会員数	1,705	782	314	215	81	313
令和4年4月1日	クラブ数	47	22	6	5	6	8
	会員数	1,594	782	305	216	75	216
令和5年4月1日	クラブ数	45	20	6	5	6	8
	会員数	1,528	751	284	214	58	221
令和6年4月1日	クラブ数	35	13	6	5	3	8
	会員数	1,224	465	294	209	41	215
令和7年4月1日	クラブ数	36	13	6	5	4	8
	会員数	1,198	463	291	204	46	194

(2) 老人福祉施設(令和7年4月1日)

資料：市健康医療対策課
(単位：施設)

		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
養護老人ホーム		4	1	0	1	1	1
特別養護老人ホーム		10	5	2	1	1	1
軽費老人ホーム (ケアハウス)		1	1	0	0	0	0

(3) その他高齢者向け施設(令和7年4月1日)

資料：市健康医療対策課
(単位：施設)

		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
有料老人ホーム		8	4	2	1	1	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		8	5	1	0	1	1
介護老人保健施設		4	1	1	1	0	1
サービス付き 高齢者向け住宅		1	0	0	0	0	1

(4) 介護医療院(令和7年4月1日)

資料：市健康医療対策課
(単位：施設)

		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
介護医療院		1	1	0	0	0	0

資料：市健康医療対策課

2 保育所（園）・認定こども園数及び在籍者数

(単位：園、人)

		保育所（園）・認定こども園数			定 員			在 籍 者 数		
		私 立			私 立			私 立		
		総 数	保育所 （園）	認定 こども園	総 数	保育所 （園）	認定 こども園	総 数	保育所 （園）	認定 こども園
令和4年3月1日	浜田市	27	22	5	1,820	1,210	610	1,788	1,266	522
	浜田	17	13	4	1,390	860	530	1,369	923	446
	金城	4	4	-	160	160	-	139	139	-
	旭	1	-	1	80	-	80	76	-	76
	弥栄	2	2	-	40	40	-	29	29	-
	三隅	3	3	-	150	150	-	175	175	-
令和5年3月1日	浜田市	27	21	6	1,740	1,100	640	1,701	1,122	579
	浜田	17	12	5	1,330	770	560	1,330	815	515
	金城	4	4	-	150	150	-	124	124	-
	旭	1	-	1	80	-	80	64	-	64
	弥栄	2	2	-	40	40	-	24	24	-
	三隅	3	3	-	140	140	-	159	159	-
令和6年3月1日	浜田市	26	19	7	1,640	1,040	600	1,579	1,031	548
	浜田	17	12	5	1,290	780	510	1,248	784	464
	金城	4	4	-	130	130	-	109	109	-
	旭	1	-	1	70	-	70	61	-	61
	弥栄	1	-	1	20	-	20	23	-	23
	三隅	3	3	-	130	130	-	138	138	-
令和7年3月1日	浜田市	26	19	7	1,580	1,020	560	1,484	970	514
	浜田	17	12	5	1,240	760	480	1,192	742	450
	金城	4	4	-	130	130	-	106	106	-
	旭	1	-	1	60	-	60	48	-	48
	弥栄	1	-	1	20	-	20	16	-	16
	三隅	3	3	-	130	130	-	122	122	-
令和8年3月1日	浜田市	26	18	8	1,555	990	565	1,368	902	466
	浜田	18	12	6	1,245	760	485	1,124	706	418
	金城	3	3	-	110	110	-	89	89	-
	旭	1	-	1	60	-	60	38	-	38
	弥栄	1	-	1	20	-	20	10	-	10
	三隅	3	3	-	120	120	-	107	107	-

資料：市子ども・子育て支援課

3 放課後児童クラブ数及び登録児童数

(単位：クラブ、人)

年 月 日		放課後児童クラブ数	利 用 定 員	登 録 児 童 数
令和4年3月1日	浜田市	20	915	625
	浜田	14	685	440
	金城	2	70	51
	旭	1	40	43
	弥栄	1	20	70
	三隅	2	100	21
令和5年3月1日	浜田市	20	925	637
	浜田	14	695	459
	金城	2	70	52
	旭	1	40	38
	弥栄	1	20	24
	三隅	2	100	64
令和6年3月1日	浜田市	20	925	660
	浜田	14	685	478
	金城	2	80	53
	旭	1	40	37
	弥栄	1	20	23
	三隅	2	100	69
令和7年3月1日	浜田市	19	915	783
	浜田	13	655	609
	金城	2	80	62
	旭	1	60	38
	弥栄	1	20	21
	三隅	2	100	53
令和8年3月1日	浜田市	19	915	646
	浜田	13	655	497
	金城	2	80	48
	旭	1	60	37
	弥栄	1	20	19
	三隅	2	100	45

資料：市子ども・子育て支援課

4 就学前児童数と保育所入所者数の比較

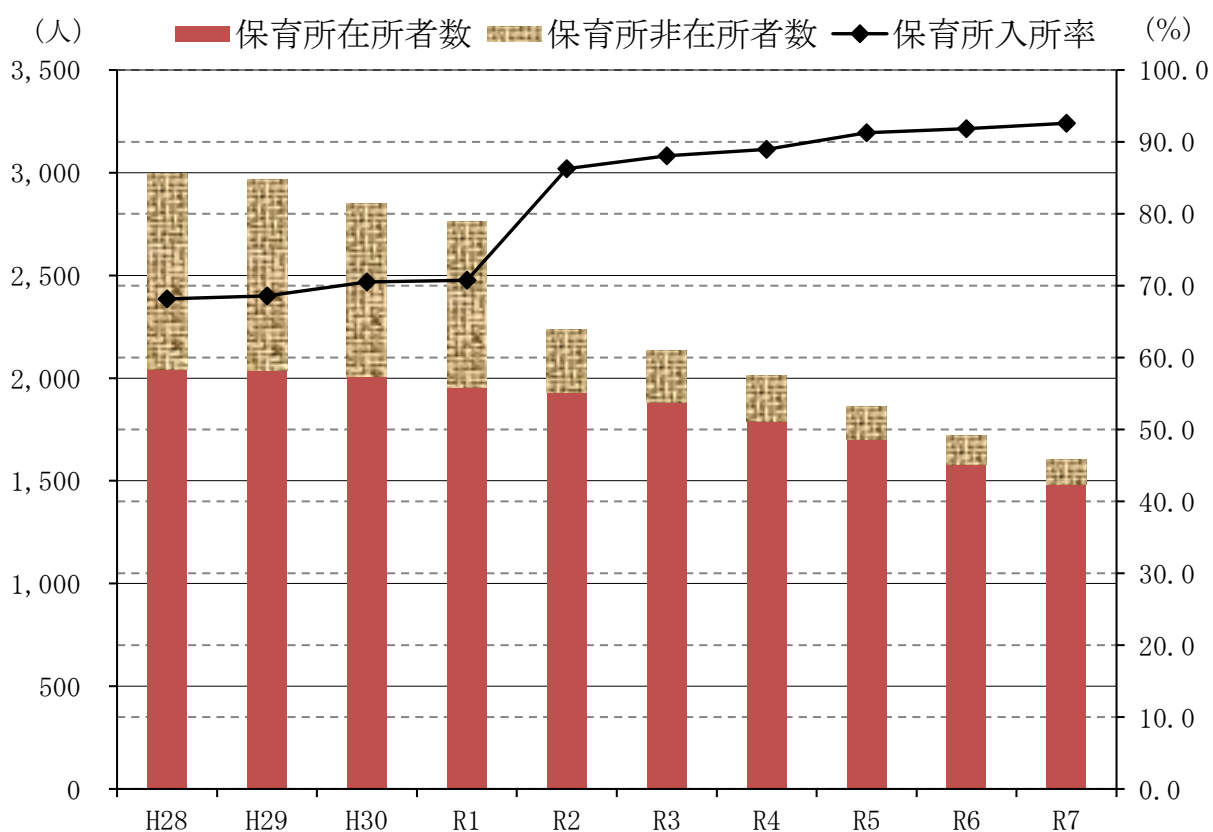
(単位：人、%)

	就学前児童数	保育所在所者数	保育所入所率
令和2年3月1日	2,239	1,932	86.3
令和3年3月1日	2,135	1,880	88.1
令和4年3月1日	2,010	1,788	89.0
令和5年3月1日	1,864	1,701	91.3
令和6年3月1日	1,719	1,579	91.9
令和7年3月1日	1,603	1,484	92.6
令和8年3月1日	1,489	1,368	91.9

(注) 就学前児童数は住民基本台帳に登録の0歳～6歳児人口

資料：市総合窓口課

市子ども・子育て支援課



(注) 数値は各年3月1日現在のもの。

5 生活保護法による保護状況

(1) 保護世帯数、人口

(単位：世帯、人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護世帯数		351	334	312	296	288
保護人員		418	387	362	356	339
扶助別人員	生活	349	323	299	291	270
	住宅	274	251	242	236	222
	教育	13	9	11	18	17
	介護	89	78	68	68	69
	医療	353	305	304	294	287
	出産	1	2	0	1	0
	生業	4	4	4	5	2
	葬祭	11	7	5	7	5
保護率 (対人口千人比)		7.79	7.33	6.99	7.00	6.78

(注) 数値は月平均

資料：市地域福祉課

(但し、出産、葬祭は年間の合計数値)

(2) 保護費

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総計		52,618	44,996	41,792	39,326	38,471
扶助別保護費	生活	13,161	12,135	11,207	10,901	10,052
	住宅	4,195	3,830	3,781	3,676	3,534
	教育	121	72	90	162	147
	介護	1,745	1,064	1,156	1,087	1,100
	医療	33,183	27,708	25,463	23,303	23,554
	出産	34	32	0	19	0
	生業	94	53	45	91	24
	葬祭	85	102	50	87	60

(注) 数値は月平均

資料：市地域福祉課

6 国民健康保険の加入状況

(単位：世帯、人)

	世帯数	被保険者数
令和3年3月31日	6,936	9,912
令和4年3月31日	6,714	9,458
令和5年3月31日	6,359	8,773
令和6年3月31日	6,113	8,343
令和7年3月31日	5,883	7,934

資料：市保険年金課

7 国民年金の状況

(単位：人)

	被 保 険 者 数								
	第1号	任意加入	第3号	保険料免除者数					付加年金
				法定免除	申請免除 (全額)	若年者 納付猶予	申請免除 (一部)	学生 納付特例	
令和3年3月31日	4,012	61	1,860	571	605	135	96	639	202
令和4年3月31日	3,869	59	1,719	578	582	138	107	594	206
令和5年3月31日	3,697	62	1,588	576	579	122	84	556	211
令和6年3月31日	3,660	61	1,441	569	551	127	85	527	207
令和7年3月31日	3,618	67	1,265	566	512	134	92	539	204

つづき

(単位：人)

	受 給 権 者 数		
	老齢給付	障害給付	遺族給付
令和3年3月31日	18,858	1,231	101
令和4年3月31日	18,831	1,228	96
令和5年3月31日	18,577	1,231	109
令和6年3月31日	18,501	1,225	105
令和7年3月31日	18,282	1,221	96

資料：市保険年金課

8 国民健康保険の医療費状況

		被保険者 給付者数 (人)	給付件数 (件)	診療件数 (件)	診療等 日 数 (日)	医療費費用額 (円)	年 間 受診率 (%)	1人当り 費用額 (円)	1件当り 費用額 (円)
国 保 一 般	令和2年度	9,912	201,856	127,990	280,402	5,212,098,650	1,291.3	525,837	40,723
	令和3年度	9,458	201,836	127,978	276,209	5,164,823,547	1,353.1	546,080	40,357
	令和4年度	8,773	193,589	122,634	262,829	4,925,136,817	1,397.9	561,397	40,161
	令和5年度	8,343	181,496	115,055	250,982	4,834,557,927	1,379.1	579,475	42,020
	令和6年度	7,934	171,867	108,256	235,168	4,679,656,943	1,364.5	589,823	43,228
国 保 退 職	令和2年度	0	5	4	4	24,760	0.0	0	6,190
	令和3年度	0	0	0	0	0	0.0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	△ 5,250	0.0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：市保険年金課

※退職者医療制度は平成19年度末で廃止となり、令和5年度末で経過措置も終了となった。

9 介護保険被保険者数及び認定状況

(単位：人)

	第1号 被保険者数	要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）						
		総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和2年度	19,489	4,631	1,002	938	1,045	668	551	427
令和3年度	19,365	4,530	948	917	1,042	663	534	426
令和4年度	19,039	4,402	930	875	1,021	626	494	456
令和5年度	18,939	4,413	997	848	976	605	529	458
令和6年度	18,693	4,309	986	897	897	556	526	447

資料：浜田地区広域行政組合

10 介護保険給付費状況

(単位：千円)

	合計	居宅サービス に係る給付費	施設サービス に係る給付費	地域密着型 サービスに 係る給付費	高額 サービス等 費	高額医療合算 介護サービス 等費	その他諸費	特定入所者 介護サービス 等費
令和2年度	7,368,359	2,942,946	2,644,711	1,304,700	171,965	29,184	9,594	265,259
令和3年度	7,448,561	3,000,933	2,675,231	1,345,996	175,525	29,777	9,806	211,293
令和4年度	7,214,401	2,884,175	2,641,692	1,309,581	165,652	30,805	9,689	172,807
令和5年度	7,200,738	2,877,176	2,625,372	1,325,982	166,764	28,449	9,569	167,426
令和6年度	7,307,219	2,807,988	2,817,257	1,319,305	172,151	29,483	9,271	151,764

資料：浜田地区広域行政組合

14 教育・文化

1 幼稚園の状況

(単位：園、学級、人)

	園 数			学 級 数			教員数	園児数
	公立	私立	公立	私立				
令和2年5月1日	6	4	2	10	7	3	20	90
令和3年5月1日	6	4	2	10	7	3	19	80
令和4年5月1日	6	4	2	9	6	3	17	67
令和5年5月1日	3	1	2	6	3	3	13	59
令和6年5月1日	3	1	2	3	2	1	13	39
令和7年5月1日	3	1	2	3	2	1	14	44

資料：学校基本調査（文部科学省）

2 小学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	児 童 数						
				総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
令和2年5月1日	16	151	242	2,488	396	400	426	429	421	416
令和3年5月1日	16	148	234	2,434	403	383	388	416	427	417
令和4年5月1日	16	143	237	2,401	386	406	385	385	414	425
令和5年5月1日	16	147	237	2,341	378	388	394	386	384	411
令和6年5月1日	15	140	229	2,279	366	370	386	391	385	381
令和7年5月1日	15	141	238	2,210	321	366	368	382	389	384

資料：学校基本調査（文部科学省）

3 中学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	生 徒 数			
				総数	1年	2年	3年
令和2年5月1日	9	66	156	1,245	421	412	412
令和3年5月1日	9	66	157	1,233	405	415	413
令和4年5月1日	9	66	160	1,226	409	408	409
令和5年5月1日	9	67	157	1,227	417	402	408
令和6年5月1日	8	63	145	1,219	400	419	400
令和7年5月1日	8	62	139	1,191	369	399	423

資料：学校基本調査（文部科学省）

4 高校卒業後の状況

(1) 進路別卒業生数

(単位：人、%)

	総数	進学		就職 〔一時的な仕事に就いた 場合を含む〕		その他
		進学者	進学率	就職者	就職率	人数
令和2年5月1日	316	232	73.4	66	20.9	18
令和3年5月1日	336	231	68.8	77	22.9	28
令和4年5月1日	298	214	71.8	60	20.1	24
令和5年5月1日	298	220	73.8	62	20.8	16
令和6年5月1日	298	219	73.5	63	21.1	16
令和7年5月1日	300	233	77.7	58	19.3	9

(注) 高等学校全日制・定時制

資料：学校基本調査（文部科学省）

(2) 就職先別県外就職者数

(単位：%、人)

	県外 就職率	総数	北海道 東北	関東	信越 北陸	東海	近畿	中国	四国	九州 沖縄	その他
			令和2年5月1日	39.4	26	-	4	-	-	2	18
令和3年5月1日	37.7	29	-	3	-	1	10	14	-	1	-
令和4年5月1日	31.7	19	1	3	-	-	2	11	1	1	-
令和5年5月1日	35.5	22	-	6	-	2	1	13	-	-	-
令和6年5月1日	25.4	16	-	3	-	-	3	8	2	-	-
令和7年5月1日	41.4	24	-	5	-	-	5	14	-	-	-

資料：学校基本調査（文部科学省）

(注) 県外就職率＝県外就職者／高卒就職者数（一時的就職を除く）

小数点第2位四捨五入

◎地域区分は下記のとおり

北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

信越・北陸（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野）

東海（岐阜、静岡、愛知、三重）

近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

中国（鳥取、岡山、広島、山口）

四国（徳島、香川、愛媛、高知）

九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

5 図書館の利用状況

(単位：館、冊)

	館(室)数	蔵書冊数	貸出冊数
令和2年度	5	285,824	256,037
令和3年度	5	292,325	271,961
令和4年度	5	297,709	253,084
令和5年度	5	303,426	248,512
令和6年度	5	311,714	245,578

資料：浜田市立中央図書館

6 指定文化財

令和8年3月現在

(単位：件)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
総	数	25	13	3	-	1	8
国	指 定	8	5	1	-	-	2
	国 宝	-	-	-	-	-	-
	重 要 文 化 財	1	1	-	-	-	-
	史 跡・名 勝 天 然 物	5	4	-	-	-	1
	重 要 民 俗 文 化 財	1	-	1	-	-	-
	重 要 無 形 文 化 財	1	-	-	-	-	1
	伝 統 的 建 造 物 群・そ の 他	-	-	-	-	-	-
県	指 定	17	8	2	-	1	6
	有 形 文 化 財	7	3	-	-	-	4
	史 跡・名 勝 天 然 物	6	4	1	-	1	-
	有 形 民 俗 文 化 財	1	-	1	-	-	-
	無 形 民 俗 文 化 財	3	1	-	-	-	2
	無 形 文 化 財	-	-	-	-	-	-

資料：市文化振興課

7 市指定文化財

令和8年3月現在

(単位：件)

	浜田市					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
総数	74	45	11	1	1	16
絵画	8	7	-	-	-	1
彫刻	3	1	-	-	-	2
工芸品	9	7	1	-	-	1
書跡	2	1	-	-	-	1
典籍	1	1	-	-	-	-
古文書	12	8	2	-	-	2
考古資料	6	2	2	1	1	-
歴史資料	2	1	1	-	-	-
無形文化財	1	1	-	-	-	-
有形民俗文化財	3	3	-	-	-	-
無形民俗文化財	1	1	-	-	-	-
史跡	16	6	4	-	-	6
天然記念物	10	6	1	-	-	3

資料：市文化振興課

8 国登録文化財

令和8年3月現在

(単位：件)

	総数	建造物
浜田市	2	2

資料：市文化振興課

15 衛生

1 ごみ排出量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ収集人口(人) ※1	53,645	52,557	51,629	50,596	49,548
年間ごみ排出量総計(t)	19,370	19,070	17,987	16,843	16,058
年間収集量(t)	11,485	11,448	11,259	10,519	9,863
燃やせるごみ	8,936	8,905	8,838	8,315	7,774
燃やせないごみ	431	415	429	392	378
資源ごみ	2,118	2,128	1,992	1,812	1,711
古紙	965	939	907	794	741
かん	172	163	150	138	129
ペット・プラ 容器包装	666	656	621	590	567
びん	315	302	288	271	256
廃乾電池 ※2	0	68	26	19	18
年間直接搬入量(t)	7,885	7,622	6,728	6,324	6,195
燃やせるごみ	6,972	6,693	6,000	5,683	5,283
燃やせないごみ	676	714	509	436	448
資源ごみ	237	215	219	205	464
1人1日あたりごみ排出量 (g)	989	994	954	910	888

資料：市環境課

(注) 表示単位未満は、単純四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 ごみ収集人口は各年度3月末現在の数値

(島根あさひ社会復帰促進センター入所者見込1,500人を含む)

※2 令和2年度は廃乾電池のサイクル処理を行っていないため「0」。

2 ごみ処理の内訳と資源化率

(単位：t、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中間処理量	直接焼却	15,908	15,598	14,838	13,998	13,057
	直接資源化	1,161	1,178	1,103	813	759
	破碎・圧縮	2,301	2,294	2,046	1,827	1,778
最終処分量	直接埋立	58	158	48	72	63
	焼却残渣	532	483	552	393	481
	破碎・圧縮残渣	387	426	355	286	247
資源化量 ※1		3,927	3,781	3,591	3,330	3,319
処理合計 ※2		19,370	19,070	17,987	16,843	16,058
資源化率 ※3		20.2	19.8	20.0	19.8	20.7

資料：市環境課

※1 資源化量…「1 ごみ排出量」の「資源ごみ」の数量から汚れなどの理由により資源化できなかったものの数量を除き、エコクリーンセンターの可燃ごみの焼却から発生した「スラグ」及び「メタル」と不燃ごみ処理場の不燃ごみから回収した「金属（鉄くず）」の数量を加えたもの

※2 処理合計…年間ごみ排出量総計

※3 資源化率…「処理合計」に対する「資源化量」の割合

16 住宅

1 県営住宅

(単位：戸)

		令和8年1月31日現在					
		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
総	数	706	677	-	-	-	29
木	造	17	12	-	-	-	5
簡	易	-	-	-	-	-	-
耐	火	-	-	-	-	-	-
平	家	-	-	-	-	-	-
簡	易	-	-	-	-	-	-
耐	火	-	-	-	-	-	-
2	階	-	-	-	-	-	-
準	耐	-	-	-	-	-	-
火	2	-	-	-	-	-	-
階							
中	層	515	491	-	-	-	24
耐	火						
高	層	174	174	-	-	-	-
耐	火						

資料：島根県住宅供給公社浜田住宅管理事務所

2 市営住宅

(単位：戸)

		令和8年1月31日現在					
		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
総	数	749	532	32	97	44	44
木	造	64	-	-	14	44	6
簡	易	105	100	-	-	-	5
耐	火	80	32	4	11	-	33
平	家						
簡	易	88	-	16	72	-	-
耐	火						
2	階						
準	耐	242	230	12	-	-	-
火	2						
階							
中	層	170	170	-	-	-	-
耐	火						
高	層						
耐	火						

資料：市建築住宅課

3 新設住宅着工戸数

(単位：戸)

	総戸数	持家住宅	貸家住宅	給与住宅 ※1	分譲住宅 ※2
令和2年度	168	108	55	-	5
令和3年度	205	113	90	-	2
令和4年度	186	101	78	-	7
令和5年度	131	84	44	-	3
令和6年度	158	78	55	6	19
令和7年度	157	61	93	-	3

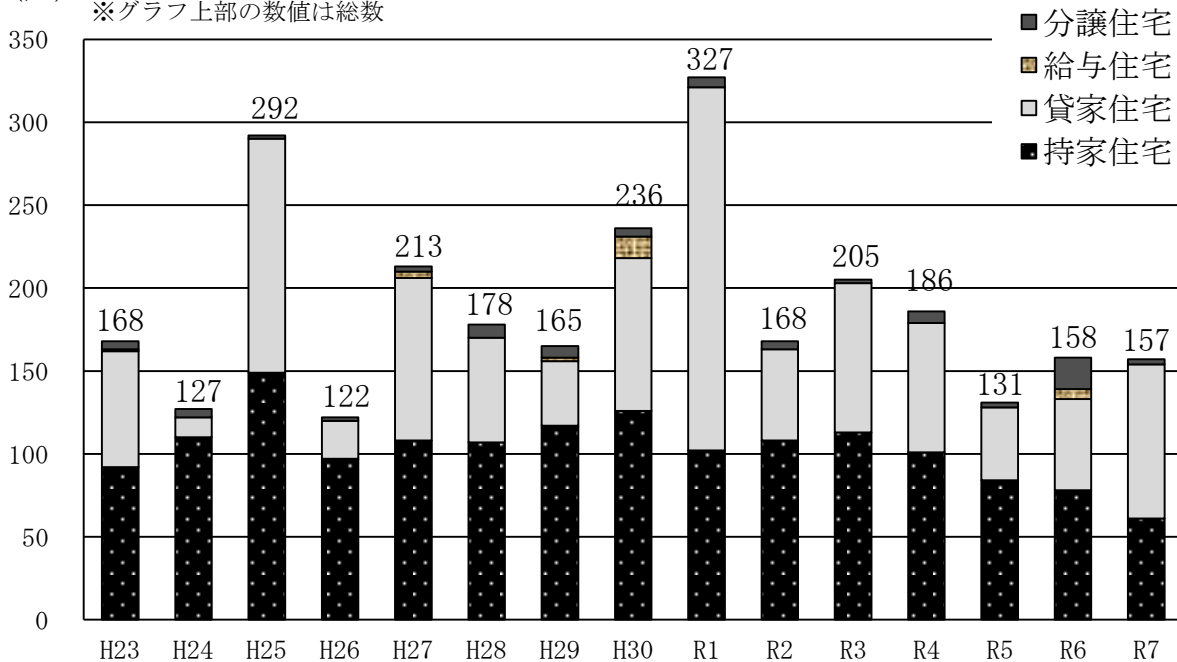
資料：島根県建築住宅課

※1 給与住宅…企業や官公庁などが給与の一部として与える住宅。社宅や官舎など。

※2 分譲住宅…分譲地に建設・販売される住宅。所有権を譲渡することを目的として建設される。

(戸)

※グラフ上部の数値は総数



新設住宅着工の動きは景気変動に対し先行性があるとされており、景気動向指数の先行系列として利用されている。

17 交通・公安

1 運転免許保有者数

(単位：人)

	種 類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第一種免許	大 型	2,828	2,742	2,638	2,543	2,467	2,412
	中 型	25,215	24,719	24,306	23,877	23,426	22,928
	準 中 型	3,771	3,724	3,654	3,594	3,432	3,327
	普 通	1,547	1,854	2,141	2,414	2,628	2,841
	大型特殊	1	1	1	1	2	2
	けん引	-	-	-	-	-	-
	大型二輪	5	5	7	8	37※	40※
	普通二輪	31	27	27	31		
	小型特殊	4	3	3	3	4	4
	原 付	461	400	360	339	341	311
	小 計	33,863	33,475	33,137	32,810	32,300	31,825
第二種免許	大型二種	430	415	386	364	353	350
	中型二種	389	360	332	303	283	267
	普通二種	21	28	34	45	50	58
	大特二種	2	1	1	2	1	1
	けん引二種	-	-	-	-	-	-
	小 計	842	804	753	714	687	676
合 計	34,705	34,279	33,890	33,524	32,987	32,501	

資料：島根県警察本部

※令和6年から「大型二輪」と「普通二輪」の区分は、まとめて「二輪」となった。

2 犯罪発生件数

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	119	196	119	155	152	170
凶悪犯	2	4	2	1	2	2
粗暴犯	8	14	12	16	15	26
窃盗犯	66	134	65	91	53	79
知能犯	14	16	13	29	46	31
風俗犯	3	2	2	2	3	10
その他	26	26	25	16	33	22

資料：島根県警察本部

※犯罪統計規則に基づき、浜田市を発生地として計上した刑法犯認知件数

3 違反種別人身交通事故発生件数

(単位：件)

	総数	違反種別										死者	負傷者		
		安全運転義務違反	交通安全義務違反	差通行違反	点行違反	横歩(自転車)妨	断者(自転車)害	追違	越反	信無	号視			飲運	酒転
令和2年	51	27	1	2	-	4	-	-	17	-	1	58			
令和3年	49	31	1	6	-	2	-	-	9	-	1	59			
令和4年	44	28	2	7	-	4	1	-	-	1	2	44			
令和5年	47	27	1	3	-	4	-	1	11	-	3	49			
令和6年	25	15	1	1	-	2	-	-	6	-	1	28			
令和7年	32	22	-	2	-	-	-	2	6	-	-	33			

資料：島根県警察本部

4 事故当事者の年齢別状況

(単位：人)

	総数	16歳未満	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	不明
令和2年	51	-	2	10	9	6	9	6	9	-
令和3年	49	-	1	5	5	12	5	6	15	-
令和4年	44	-	1	5	3	6	8	9	12	-
令和5年	47	-	2	3	6	-	5	11	18	-
令和6年	25	-	2	-	6	1	1	6	9	-
令和7年	33	-	4	8	3	4	4	6	4	-

資料：島根県警察本部

5 道路別人身交通事故発生状況

(単位：件)

	総数	国道			主要地方道	一般県道	市道	その他
		総数	9号線	186号線				
令和2年	51	29	24	5	4	3	12	3
令和3年	49	29	24	5	2	4	9	5
令和4年	44	25	21	4	1	1	17	-
令和5年	47	21	16	5	4	2	17	3
令和6年	25	16	10	6	-	2	6	1
令和7年	32	19	15	4	4	1	5	3

資料：島根県警察本部

(注) 主要地方道は、浜田八重可部線、浜田美都線、浜田港線

18 労働

1 一般職業紹介状況（学卒を除く、パートを含む）

（単位：件、人、％）

	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数	新規求人数	月間有効 求人数	紹介件数	就職件数	就職率
令和2年	3,657	16,086	7,681	20,980	3,348	1,706	46.7
令和3年	3,583	15,630	8,850	24,189	3,334	1,702	47.5
令和4年	3,469	14,617	10,028	27,808	3,219	1,665	48.0
令和5年	3,649	14,418	8,001	22,863	3,323	1,713	46.9
令和6年	3,561	15,276	7,584	21,406	3,274	1,616	45.4
令和7年	3,381	15,244	7,234	20,415	3,331	1,574	46.6

（令和7年の月別状況）

	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数 ※1	新規求人数	月間有効 求人数 ※2	紹介件数	就職件数	就職率 ※3
令和7年1月	350	1,247	628	1,789	250	98	28.0
令和7年2月	350	1,344	707	1,888	384	155	44.3
令和7年3月	305	1,373	662	1,865	388	212	69.5
令和7年4月	422	1,410	637	1,801	354	155	36.7
令和7年5月	260	1,371	525	1,651	302	155	59.6
令和7年6月	273	1,339	545	1,566	229	129	47.3
令和7年7月	267	1,305	639	1,614	272	131	49.1
令和7年8月	229	1,236	596	1,635	218	102	44.5
令和7年9月	245	1,191	555	1,692	239	114	46.5
令和7年10月	259	1,184	612	1,682	260	119	45.9
令和7年11月	215	1,141	555	1,596	209	102	47.4
令和7年12月	206	1,103	573	1,636	226	102	49.5

資料：浜田公共職業安定所

※1 月間有効求職者数＝前月から繰り越された有効求職者数と当月の新規求職申込件数の合計

※2 月間有効求人数＝前月から繰り越された有効求人数と当月の新規求人数の合計

※3 就職率＝就職件数／新規求職申込件数としている

2 雇用保険一般求職者給付状況（短時間を含む基本手当基本分）

（単位：件、人、千円）

	受給資格 決定件数	初回 受給者数	受給者 実人員	支給金額	支給終了者数
令和2年	1,030	901	3,658	403,747	533
令和3年	969	757	3,625	397,276	481
令和4年	887	681	2,997	325,388	495
令和5年	1,030	769	2,967	331,761	466
令和6年	977	748	3,345	378,890	519
令和7年	917	806	3,477	412,792	479

（注）支給金額については、千円未満端数処理の関係上、月の合計と必ずしも一致しない。

（令和7年の月別状況）

	受給資格 決定件数	初回 受給者数	受給者 実人員	支給金額	支給終了者数
令和7年1月	97	72	255	33,203	39
令和7年2月	58	49	249	27,944	29
令和7年3月	71	36	239	28,351	44
令和7年4月	152	91	254	29,103	39
令和7年5月	94	84	273	31,172	23
令和7年6月	79	87	315	32,499	26
令和7年7月	66	91	343	45,438	37
令和7年8月	62	61	325	38,283	44
令和7年9月	77	62	331	38,354	50
令和7年10月	67	63	318	41,837	59
令和7年11月	49	50	289	34,635	39
令和7年12月	45	60	286	31,973	50

資料：浜田公共職業安定所

19 海上保安

1 海事関係違反等

(単位：件)

	総数	海事関係 法令違反	漁業関係 法令違反	出入国 関係 法令違反	銃器・ 薬物関係 法令違反	海上環境 関係 法令違反	刑法犯	その他の 法令違反
令和2年	(6)	(6)	-	-	-	-	-	-
	81	74	4	-	-	3	-	-
令和3年	(5)	(5)	-	-	-	-	-	-
	24	3	12	-	1	5	3	-
令和4年	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-
	38	3	21	-	-	4	7	3
令和5年	(4)	(2)	-	-	-	(1)	-	(1)
	36	2	24	-	-	3	4	3
令和6年	(5)	(3)	-	-	-	(1)	-	(1)
	40	6	25	-	-	3	6	-
令和7年	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-
	33	6	17	-	6	2	2	-

(注) 大田市～益田市海域の数値

資料：浜田海上保安部

() 内は警告件数

2 海難事故発生状況

(単位：件、人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
船 舶	人員	死者	-	-	-	-	-
		負傷者	1	1	-	-	-
	機関故障	1	1	3	-	3	-
	乗揚	1	-	2	-	3	-
	浸水	1	2	1	-	1	1
	転覆	1	4	-	1	1	-
	衝突	1	-	6	-	7	1
	火災	1	-	1	-	-	-
	推進器障害	1	-	3	1	4	1
	その他	4	4	1	1	1	3
人身 事故	件数	10	16	16	16	8	18
	人数	12	17	28	18	8	19
	死亡	7	3	8	7	2	5

(注) 大田市～益田市海域の数値。

資料：浜田海上保安部

20 司 法

1 松江地方裁判所浜田支部の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	民 事			刑 事		
		総 数	訴 訟	その他	総 数	通 常	その他
令和2年度	新 受	466	22	444	49	33	16
	既 済	457	24	433	47	31	16
令和3年度	新 受	406	16	390	75	49	26
	既 済	440	16	424	72	46	26
令和4年度	新 受	436	20	416	91	51	40
	既 済	421	21	400	97	57	40
令和5年度	新 受	475	28	447	70	47	23
	既 済	492	29	463	67	44	23
令和6年度	新 受	411	29	382	35	26	9
	既 済	420	28	392	44	35	9

資料：松江地方裁判所

2 松江家庭裁判所浜田支部の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	総 数	家 事			
			調 停	審 判	人事訴訟	その他
令和2年度	新 受	1,312	73	1,216	2	21
	既 済	1,317	63	1,229	2	23
令和3年度	新 受	1,418	52	1,341	1	24
	既 済	1,382	66	1,293	2	21
令和4年度	新 受	1,460	70	1,372	1	17
	既 済	1,473	54	1,397	-	22
令和5年度	新 受	1,431	49	1,353	2	27
	既 済	1,441	64	1,349	1	27
令和6年度	新 受	1,470	74	1,376	3	17
	既 済	1,443	64	1,358	4	17

資料：松江地方裁判所

3 浜田簡易裁判所の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	民 事					刑 事		
		総 数	訴 訟	調 停	督 促	その他	総 数	通 常	その他
令和2年度	新 受	114	35	12	43	24	466	5	461
	既 済	113	36	11	43	23	469	5	464
令和3年度	新 受	102	34	6	39	23	637	2	635
	既 済	103	34	7	38	24	635	2	633
令和4年度	新 受	144	47	20	50	27	623	-	623
	既 済	135	41	16	51	27	621	-	621
令和5年度	新 受	155	54	13	58	30	648	-	648
	既 済	149	48	13	58	30	651	-	651
令和6年度	新 受	146	33	20	51	42	375	4	371
	既 済	158	48	22	46	42	370	4	366

資料：松江地方裁判所

(注) 民事訴訟は、通常訴訟、手形・小切手訴訟、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立、再審訴訟を含む。
刑事のその他は略式事件を含む。

21 消 防

1 火災の発生状況

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数 (件)	総 数	27	23	33	25	33	28
	建 物	12	10	10	10	14	8
	山林原野	5	4	6	5	6	6
	そ の 他	10	9	17	10	9	13
焼損面積	建 物 (㎡)	974	971	898	668	822	4,065
	山林原野 (a)	63	21	28	65	34	36
り災世帯 (世帯)	全 損	3	4	1	4	8	3
	半 損	-	1	-	1	2	-
	小 損	10	3	10	3	8	5
死 傷 者 (人)	死 者	1	4	-	-	3	1
	負 傷 者	4	2	2	1	1	4
損 害	見積額(千円)	35,709	69,606	146,771	37,887	40,643	298,405

資料：浜田市消防本部

2 原因別火災発生件数

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	27	23	33	25	33	28
た ば こ	-	1	1	-	1	2
こ ん ろ	1	-	1	1	-	-
風 呂 か ま ど	1	-	-	-	-	-
ス ト ー ブ	-	-	-	1	1	-
ボ イ ラ ー	-	-	1	-	-	-
煙 突 ・ 煙 道	-	-	-	-	-	-
排 気 管	-	-	1	-	1	-
電 気 機 器	1	1	1	1	1	-
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	-	-	1	-	3	1
配 線 器 具	1	1	-	1	2	-
火 あ そ び	-	-	-	-	-	-
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	-	1	-	1	1	2
た き 火	9	8	15	12	11	12
溶 接 機 ・ 切 断 機	-	-	-	1	-	-
取 灰	-	-	1	-	-	-
火 入 れ	-	-	2	-	1	-
放 火	1	-	1	-	1	-
放 火 の 疑 い	-	1	1	-	-	3
そ の 他	9	3	5	3	2	6
不 明 ・ 調 査 中	4	7	2	4	8	2

資料：浜田市消防本部

3 消防施設

(単位：人、台、基)

	消 防 本 部	消 防 団
人 員	126	719
化学消防ポンプ自動車	1	-
水槽付消防ポンプ自動車	1	-
消防ポンプ自動車	7	-
小型動力ポンプ付積載車 (軽積載車含む)	-	72
小型動力ポンプ	7	85
救急自動車	8	-
はしご付消防ポンプ自動車	1	-
救助工作車	1	-
指 揮 車	1	-
防災活動車	-	1
資機材搬送車	-	1
原因調査車	-	1
後方支援車	1	-
貯 水 槽 (公設)	266	
消 火 栓 (公設)	800	

資料：浜田市消防本部

(注) 消防本部は、浜田市消防本部、消防団は浜田市消防団を示す。
貯水槽、消火栓は水利の基準に適合するもの。

4 救急車出動件数

(単位：件)

	総 数	火 災	自 然 災 害 事 故	水 事 難 故	交 通 事 故	労 働 災 害 事 故	運 動 競 技 事 故	一 般 負 傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	その他
令和3年	(2,635)	(3)	-	(1)	(118)	(43)	(12)	(484)	(7)	(9)	(1,737)	(221)
	2,839	11	-	5	137	45	12	506	9	16	1,863	235
令和4年	(2,830)	(2)	-	(5)	(118)	(26)	(10)	(447)	-	(14)	(2,005)	(203)
	3,054	4	-	18	132	27	10	491	1	23	2,135	213
令和5年	(2,987)	(1)	-	(1)	(108)	(17)	(22)	(535)	(2)	(16)	(2,031)	(254)
	3,268	2	-	11	127	18	22	583	4	33	2,196	272
令和6年	(3,099)	-	-	-	(97)	(30)	(13)	(560)	(4)	(12)	(2,134)	(249)
	3,335	15	-	3	105	30	13	592	8	20	2,291	258
令和7年	(3,049)	(3)	-	(2)	(128)	(19)	(23)	(584)	(9)	(18)	(2,033)	(230)
	3,296	13	-	5	130	21	23	621	11	24	2,182	266

(注) ()内は、搬送人員
資料：浜田市消防本部
1件の出動で2名以上の搬送をする場合、及び、搬送人員なしの場合を含む。

付 録

浜田市の1日

世帯人口



1世帯当たり1.9人
令和8年3月1日現在

出生



1日に0.5人
令和7年

転入



1日に4.2人
令和7年

転出



1日に5.2人
令和7年

死亡



1日に2.5人
令和7年

結婚



2.9日に1組（戸籍受理分）
令和7年

離婚



6.9日に1組（戸籍受理分）
令和7年

火災



13日に1件
令和7年

救急出動



1日に9件
令和7年

人身交通事故



11.4日に1件
令和7年

市内官公署・その他の機関

● 浜田市役所・各支所

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市役所	殿町 1 番地	22-2612
浜田市金城支所	金城町下来原 171 番地	42-1234
浜田市旭支所	旭町今市 637 番地	45-1234
浜田市弥栄支所	弥栄町長安本郷 542 番地 1	48-2111
浜田市弥栄支所 杵束出張所	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2101
浜田市三隅支所	三隅町三隅 1434 番地	32-2800

● 広域行政組合

名 称	所 在 地	電話番号
浜田地区広域行政組合総務課 (エコクリーンセンター)	江津市波子町口 321-1	(0855)53-5081
浜田地区広域行政組合介護保険課	殿町 1 番地 (浜田市役所北分庁舎 1 階)	25-1520

● 国・県の地方機関

名 称	所 在 地	電話番号
自衛隊島根地方協力本部浜田出張所	殿町 83 番地 191	22-1334
松江地方検察庁浜田支部浜田区検察庁	田町 116 番地 1	22-0376
松江地方裁判所浜田支部	殿町 980 番地	22-0678
松江家庭裁判所浜田支部	殿町 980 番地	22-0678
浜田簡易裁判所	殿町 980 番地	22-0678
松江地方法務局浜田支局	田町 116 番地 1	22-0959
浜田税務署	殿町 1177 番地	22-0360
浜田税関支署	長浜町 1785 番地 16	27-0366
日本年金機構浜田年金事務所	原井町 908 番地 26	22-0670
浜田労働基準監督署	田町 116 番地 9	22-1840
浜田公共職業安定所 (ハローワーク浜田)	殿町 21 番地 6	22-8609
浜田保健所	片庭町 254 番地	29-5537
島根森林管理署浜田森林事務所	田町 116 番地 8	22-0664
中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所	長浜町 1785 番地 16	24-7380
中国地方整備局浜田河川国道事務所	相生町 3973 番地	22-2480
島根あさひ社会復帰促進センター	旭町丸原 380 番地 15	45-8171
浜田海上保安部	長浜町 1785 番地 16	27-0770
島根県浜田合同庁舎 (西部県民センター)	片庭町 254 番地	29-5505
浜田特別地域気象観測所 (無人)	大辻町	

● 消防署

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市消防本部	原井町 908 番地 11	22-0119
浜田消防署	原井町 908 番地 11	22-1229
桜ヶ丘出張所	下府町 1821 番地 53	23-0119
東部消防署	金城町七条イ 631 番地 4	42-0119
金城出張所	金城町七条イ 631 番地 4	42-0119
旭出張所	旭町丸原 1534 番地 6	45-8119
西部消防署	三隅町向野田 3156 番地	32-0119
弥栄出張所	弥栄町木都賀イ 493 番地 1	48-2119

● 診療所

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市休日応急診療所	田町 757 番地 3	25-1123
浜田市国民健康保険大麻診療所	西村町 1031 番地 5	26-0014
波佐診療所	金城町波佐イ 441 番地 1	44-0001
あさひ診療所	旭町丸原 138 番地 1	45-0002
弥栄診療所	弥栄町木都賀イ 530 番地 1	48-5001

● 警察関係

名 称	所 在 地	電話番号
浜田警察署	黒川町 3748 番地 10	22-0110
浜田駅前交番	浅井町 58 番地 7	22-2400
西交番	原井町 943 番地 4	22-0416
長浜駐在所	長浜町 1371 番地 3	22-0110※ 各駐在所へは浜田警察署からお繋ぎします。
周布駐在所	周布町イ 39 番地 3	
内村駐在所	内村町 683 番地 9	
上府駐在所	上府町イ 20 番地 12	
唐鐘駐在所	国分町 1819 番地 23	
今福駐在所	金城町今福 74 番地 1	
雲城駐在所	金城町下来原 168 番地 8	
波佐駐在所	金城町波佐イ 367 番地 4	
今市駐在所	旭町今市 643 番地 1	
和田駐在所	旭町本郷 362 番地 46	
弥栄駐在所	弥栄町長安本郷 552 番地 9	
三隅駐在所	三隅町向野田 3155 番地 2	
岡見駐在所	三隅町岡見 586 番地 1	
島根県西部運転免許センター	竹迫町 2385 番地 3	23-7900※

※ 浜田警察署及び島根県西部運転免許センターでは音声ガイダンスを導入しています。

● 小学校

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立原井小学校	港町 208 番地	22-0863
浜田市立松原小学校	浅井町 1415 番地 2	22-0262
浜田市立石見小学校	黒川町 3738 番地ノ 4	22-0512
浜田市立美川小学校	内田町 1020 番地	27-0802
浜田市立周布小学校	周布町イ 63 番地ノ 3	27-1006
浜田市立長浜小学校	長浜町 1 番地	27-0221
浜田市立国府小学校	下府町 2164 番地 81	28-0028
浜田市立三階小学校	竹迫町 2396 番地 2	23-2400
浜田市立雲城小学校	金城町下来原 1541 番地 5	42-0006
浜田市立今福小学校	金城町今福 1425 番地 5	42-0304
浜田市立波佐小学校	金城町波佐イ 558 番地 2	44-0028
浜田市立旭小学校	旭町丸原 1517 番地 4	45-0014
浜田市立弥栄小学校	弥栄町長安本郷 325 番地 1	48-2210
浜田市立三隅小学校	三隅町古市場 450 番地	32-4040
浜田市立岡見小学校	三隅町岡見 4743 番地	32-0403

● 中学校

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立第一中学校	黒川町 3745 番地	22-0946
浜田市立第二中学校	原井町 963 番地 15	22-1268
浜田市立第三中学校	日脚町 572 番地	27-1150
浜田市立浜田東中学校	下府町 699 番地	28-3210
浜田市立金城中学校	金城町下来原 1402 番地 6	42-0044
浜田市立旭中学校	旭町今市 1354 番地	45-0076
浜田市立弥栄中学校	弥栄町木都賀イ 2735 番地	48-2239
浜田市立三隅中学校	三隅町古市場 1991 番地	32-0062

● 幼稚園

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立浜田幼稚園	熱田町 820 番地 1	27-0575

● 保育所（園）

名 称	所 在 地	電話番号
ちどり保育所	松原町 239 番地 1	22-0986
浜田ひかり保育所	原町 79 番地 4	23-0986
聖バルナバ保育園	浅井町 260 番地	23-1239
美川保育園	内村町 809 番地 1	27-3919
周布保育園	周布町イ 328 番地 2	27-1120
つくし保育園	佐野町イ 359 番地 5	42-0565
れんげ保育園	熱田町 566 番地 22	26-1353

名 称	所 在 地	電話番号
あおい保育園	大辻町 87 番地 1	23-5874
みのり保育園	相生町 1391 番地 11	23-5686
ちどり第 2 保育所	長浜町 699 番地 3	24-7311
上府保育園	上府町イ 2488 番地 5	25-5100
みのり第 2 保育園	相生町 3973 番地 5	25-7771
今福保育園	金城町今福 1422 番地 3	42-1769
くもぎ保育園	金城町七条イ 977 番地 11	42-0009
おぐに保育園	金城町小国イ 142 番地 1	44-0136
三保保育園	三隅町湊浦 352 番地	32-0372
三隅保育所	三隅町向野田 604 番地	32-0044
岡見保育所	三隅町岡見 515 番地 1	32-1382

● 認定こども園

名 称	所 在 地	電話番号
みなと子ども園	港町 263 番地 1	22-1121
こくふ子ども園	国分町 2205 番地 3	24-8531
日脚保育園	日脚町 771 番地	27-1064
ながさわ子ども園	長沢町 1655 番地 7	23-1491
うみかぜこども園	久代町 882 番地	24-8444
夕陽ヶ丘聖母幼稚園	殿町 55 番地 1	22-3328
あさひ子ども園	旭町丸原 155 番 15	45-8181
やさかこども園	弥栄町木都賀イ 539 番地 5	48-2613

● 放課後児童クラブ

名 称	所 在 地	電話番号
ふたば学級放課後児童クラブ	港町 262 番地 5	23-0911
にこにこ学級放課後児童クラブ	港町 208 番地	23-2202
くすのき学級放課後児童クラブ	浅井町 1415 番地 2	23-0003
杉の子学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-0523
杉の子第 2 学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-6833
杉の子第 3 学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-5113
山ばと学級放課後児童クラブ	内田町 1117 番地 2	26-0787
ひまわり学級放課後児童クラブ	周布町イ 63 番地 3	27-4073
ひまわり第 2 学級放課後児童クラブ	日脚町 1053 番地 8	26-1607
とびうお学級放課後児童クラブ	長浜町 1 番地	27-0311
かぜの子学級放課後児童クラブ	下府町 2164 番地 81	28-1722
かもめ学級放課後児童クラブ	下府町 2164 番地 81	28-2270
あおぞら学級放課後児童クラブ	下府町 2103 番地 32	090-7454-9620
さくら学級放課後児童クラブ	竹迫町 2396 番地 2	23-3390
さくら第 2 学級放課後児童クラブ	竹迫町 2396 番地 2	23-3392
雲城地区児童クラブ	金城町下来原 1541 番地 5	42-2329

名 称	所 在 地	電話番号
今福地区児童クラブ	金城町今福 1422 番地 3	42-0562
今市児童クラブ	旭町丸原 615 番地	45-0180
やさか児童クラブ	弥栄町長安本郷 325 番地 1	48-2439
三隅小児童クラブ	三隅町古市場 450 番地	32-3211
岡見小児童クラブ	三隅町岡見 516 番地	32-3360

● 子育て・青少年育成

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市子育て世代包括支援センター	野原町 859 番地 1	22-1253
浜田市青少年サポートセンター	殿町 22 番地	25-0985

● 図書館

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立中央図書館	黒川町 3748 番地 1	22-0480
浜田市立金城図書館	金城町下来原 171 番地	42-1823
浜田市立旭図書館	旭町今市 637 番地	45-1439
浜田市立弥栄図書館	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2258 (杵束まちづくり センターへ)
浜田市立三隅図書館	三隅町古市場 2002 番地	32-0338

● 環境・水道

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市不燃ごみ処理場	生湯町 935 番地	28-3147
浜田浄苑	治和町口 742 番地 1	27-2797
美川浄水場	内村町 934 番地	27-0690

● まちづくりセンター

名 称	所 在 地	電話番号
浜田まちづくりセンター	殿町 6 番地 1	22-9358
石見まちづくりセンター	黒川町 131 番地 2	22-1380
石見まちづくりセンター 長沢サブセンター	長沢町 3016 番地	25-5333
石見まちづくりセンター 細谷分館	三階町 2130 番地 1	22-7531
石見まちづくりセンター 長見分館	長見町 956 番地 2	22-5323
石見まちづくりセンター 後野分館	後野町 779 番地 2	23-2419
石見まちづくりセンター 佐野分館	佐野町イ 337 番地 1	42-0689
石見まちづくりセンター 宇津井分館	宇津井町 529 番地	42-1309
長浜まちづくりセンター	熱田町 1441 番地 18	27-4614
周布まちづくりセンター	周布町イ 374 番地	27-0058
大麻まちづくりセンター	西村町 1038 番地 8	27-0897
美川まちづくりセンター	内村町 592 番地 1	27-3657
美川まちづくりセンター 東分館	鍋石町 530 番地 3	27-3828

名 称	所 在 地	電話番号
美川まちづくりセンター 西分館	田橋町 494 番地 2	27-3503
国府まちづくりセンター	国分町 1981 番地 136	28-1270
国府まちづくりセンター 宇野分館	宇野町 243 番地 1	28-2646
国府まちづくりセンター 有福分館	下有福町 20 番地 1	28-2841
久佐まちづくりセンター	金城町久佐イ 575 番地 7	42-2666
今福まちづくりセンター	金城町今福 105 番地 2	42-2083
美又まちづくりセンター	金城町追原 177 番地 1	42-1704
雲城まちづくりセンター	金城町下来原 1541 番地 20	42-2076
波佐まちづくりセンター	金城町波佐イ 441 番地 1	44-0146
小国まちづくりセンター	金城町小国イ 160 番地 1	44-0254
今市まちづくりセンター	旭町今市 641 番地 1	45-1757
木田まちづくりセンター	旭町木田 219 番地 13	45-1105
和田まちづくりセンター	旭町和田 1284 番地	45-1918
都川まちづくりセンター	旭町都川 889 番地	47-0001
市木まちづくりセンター	旭町市木 2919 番地 2	47-0077
安城まちづくりセンター	弥栄町長安本郷 544 番地 1	48-2917
杵束まちづくりセンター	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2258
岡見まちづくりセンター	三隅町岡見 516 番地	32-2298
三保まちづくりセンター	三隅町湊浦 120 番地	32-0314
白砂まちづくりセンター	三隅町折居 883 番地	32-1288
三隅まちづくりセンター	三隅町向野田 581 番地	32-0500
黒沢まちづくりセンター	三隅町下古和 1518 番地	35-1509
井野まちづくりセンター	三隅町井野へ 1816 番地 2	34-0007

● 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	野原町 859 番地 1	22-0094
金城支所	金城町下来原 1541 番地 20	42-2300
旭支所	旭町今市 637 番地	45-0188
弥栄支所	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2313
三隅支所	三隅町向野田 581 番地	32-0401

● 商工会議所・商工会

名 称	所 在 地	電話番号
浜田商工会議所	田町 1668 番地 浜田商工会館 2 階	22-3025
石央商工会 本 所	金城町下来原 1409 番地 2	42-0070
国府支所	国分町 2205 番地 16	28-0109
旭 支 所	旭町今市 627 番地 4	45-0056
三隅支所	三隅町向野田 3150 番地	32-0214
弥栄支所	弥栄町木都賀イ 588 番地	48-2130

● 高齢者福祉施設等

名 称		所 在 地	電話番号
養護老人ホーム	養護老人ホーム 松風園	西村町 1031 番地 1	27-1025
	養護老人ホーム 長寿苑	旭町今市 1039 番地	45-0181
	養護老人ホーム 寿光苑	弥栄町長安本郷 442 番地 2	48-2150
	養護老人ホーム ミレ岡見	三隅町岡見 700 番地	32-3900
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 偕生園	黒川町 196 番地 1	23-5755
	特別養護老人ホーム たんぼぼの里	長浜町 1900 番地	25-8100
	特別養護老人ホーム 美川苑	内村町 365 番地 7	26-0333
	特別養護老人ホーム 福寿草	治和町 40 番地 5	24-7366
	特別養護老人ホーム ロング・レン	長沢町 1428 番地 6	25-5269
	特別養護老人ホーム かなぎ園	金城町七条イ 1046 番地 5	42-1888
	特別養護老人ホーム くざの里	金城町久佐イ 560 番地 1	42-2024
	特別養護老人ホーム あさひ園	旭町本郷 362 番地 6	45-8231
	特別養護老人ホーム 弥栄苑	弥栄町木都賀イ 539 番地 1	48-2511
	特別養護老人ホーム ミレ岡見	三隅町岡見 700 番地	32-3900
ケアハウス	ケアハウス美川	内村町 567 番地	27-5000
有料老人ホーム	グランドケアホームはまぼうふう	久代町 1 番地 7	24-8585
	共生の家	相生町 3937 番地	22-3030
	ほっと	港町 199 番地 1	25-5058
	花みずきの家	港町 275 番地 3	23-8730
	懐燕	金城町下来原 973 番地 1	42-3188
	サンガーデン輝らら☆	金城町今福 1473 番地 1	42-3201
	浜田市あさひやすらぎの家	旭町本郷 362 番地 23	45-8231 (あさひ園)
	浜田市やさかやすらぎの家	弥栄町木都賀イ 530 番地 4	48-2511 (弥栄苑)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームはまぼうふう	久代町 1 番地 7	28-3371
	グループホームひなたぼっこ・相生	相生町 1445 番地 2	①28-7313 ②28-7567
	グループホームみんなの家	熱田町 1227 番地	25-5151
	グループホームみかわ	内村町 365 番地 4	26-0348
	グループホーム美川の郷	内村町 843 番地	25-5002
	グループホームさくら	金城町七条ハ 564 番地 1	42-0500
	グループホームふじいさんち	弥栄町木都賀口 291 番地	48-2939
	グループホームゆうな	三隅町河内 465 番地 3	32-4550
介護老人保健施設	介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	国分町 955 番地 1	24-8800
	介護老人保健施設 さざんか	金城町七条ハ 403 番地	42-2200
	介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	旭町本郷 362 番地 10	45-1001
	介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	三隅町河内 451 番地 1	32-3911

名 称		所 在 地	電話番号
サービス付き高齢者向け住宅	心の里 はるにれ	三隅町三隅 382 番地 1	32-4007
介護医療院	殿町介護医療院	殿町 83 番地 31	28-7518

国勢調査の概要

1 調査の目的及び沿革

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
第1回調査は大正9年に行われ、令和2年調査は21回目に当たり、実施100年目の節目となる。

2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

3 調査期日

令和2年10月1日午前零時現在

4 調査地域

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島、並びに島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島を除く本邦全域

5 調査対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

1. 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

なお、調査の対象となる世帯の世帯主又は世帯員には、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条で義務付けられている。（統計法第13条参照、国勢調査令第10条参照）

6 調査項目

(1) 世帯に関する事項

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続き柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、在学、卒業等教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段

(2) 世帯に関する事項

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

7 用語の説明

(1) 世帯の種類について

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

一般世帯	・住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。） ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者	
施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設など入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

(2) 世帯の家族類型について

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、「親族のみの世帯」、「非親族を含む世帯」、「単独世帯」に区分している。

(3) 3世代世帯について

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。（4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。）

(4) 高齢者単身世帯について

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

(5) 高齢夫婦世帯について

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

(6) 母子世帯・父子世帯について

「母子世帯」は未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいい、「父子世帯」は未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(7) 住居の種類について

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物（なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。）

(8) 住宅の所有の関係について

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

主世帯	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
	公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
	都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
	民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合	

(9) 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

一戸建	1建物が1住宅であるもの（なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。）
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの（いわゆる「テラス・ハウス」も含む）
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 ※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

*資料：『調査結果で用いる用語の解説』（総務省統計局ホームページ）

1.人口、面積、人口密度、世帯数

	人口	世帯数	面積	人口密度
浜田市	54,592	24,370	690.68	79
浜田	39,370	17,970	162.59	242
金城	4,088	1,536	164.30	25
旭	3,510	1,131	128.57	27
弥栄	1,168	493	105.50	11
三隅	6,456	3,240	128.46	50

単位：面積はkm2、人口密度は1km2当たりの人口数
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第1-1表

2.男女別人口、人口性及び世帯の種類別世帯数、世帯人員

	人口 総数	人口性比		人口性比	世帯数 総数	世帯の種類		世帯人員 総数	世帯人員	
		男	女			一般世帯	施設等の世帯		一般世帯	施設等の世帯
浜田市	54,592	27,298	27,294	97	24,370	23,821	549	54,592	51,063	3,529
浜田	39,370	19,131	20,239	93	17,970	17,924	46	39,370	38,054	1,316
金城	4,088	1,930	2,158	90	1,536	1,521	15	4,088	3,792	296
旭	3,510	2,215	1,295	186	1,131	1,119	12	3,510	2,455	1,055
弥栄	1,168	547	621	86	493	489	4	1,168	1,036	132
三隅	6,456	3,475	2,981	92	3,240	2,768	472	6,456	5,726	730

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第1-1表

3.年齢、男女別人口、年齢別割合、平均年齢

	男女（総数）						男（総数）						女（総数）						
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
総数（年齢）	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456	27,298	19,131	1,930	2,215	547	3,475	27,294	20,239	2,158	1,295	621	2,981	
0～4歳	1,776	1,366	132	90	26	162	898	677	63	52	11	95	878	689	69	38	15	67	
5～9歳	2,058	1,566	148	115	33	196	1,043	794	78	63	18	90	1,015	772	70	52	15	106	
10～14歳	2,106	1,605	183	101	33	184	1,083	841	85	47	17	93	1,023	764	98	54	16	91	
15～19歳	2,229	1,826	119	52	20	212	1,229	1,019	60	29	11	110	1,000	807	59	23	9	102	
20～24歳	2,172	1,654	78	206	21	213	1,277	876	47	198	11	145	895	778	31	8	10	68	
25～29歳	2,271	1,573	103	323	24	248	1,324	795	62	286	11	170	947	778	41	37	13	78	
30～34歳	2,303	1,657	135	250	22	239	1,277	848	63	204	11	151	1,026	809	72	46	11	88	
35～39歳	2,737	1,976	210	246	34	271	1,477	1,000	111	190	19	157	1,260	976	99	56	15	114	
40～44歳	3,159	2,277	234	229	59	360	1,737	1,192	129	162	32	222	1,422	1,085	105	67	27	138	
45～49歳	3,546	2,685	202	219	53	387	1,922	1,376	110	162	28	246	1,624	1,309	92	57	25	141	
50～54歳	3,135	2,394	204	154	59	324	1,713	1,267	105	108	35	198	1,422	1,127	99	46	24	126	
55～59歳	3,314	2,436	239	166	79	394	1,680	1,202	116	98	35	229	1,634	1,234	123	68	44	165	
60～64歳	3,658	2,538	326	220	88	486	1,975	1,331	173	129	56	286	1,683	1,207	153	91	32	200	
65～69歳	4,189	2,913	398	227	103	548	2,050	1,385	198	126	53	288	2,139	1,528	200	101	50	260	
70～74歳	4,711	3,325	414	242	132	598	2,288	1,605	204	121	68	290	2,423	1,720	210	121	64	308	
75～79歳	3,431	2,446	264	177	84	460	1,487	1,036	126	86	35	204	1,944	1,410	138	91	49	256	
80～84歳	2,911	2,083	220	169	88	351	1,109	802	77	60	29	141	1,802	1,281	143	109	59	210	
85～89歳	2,416	1,518	263	168	112	355	806	518	81	53	47	107	1,610	1,000	182	115	65	248	
90～94歳	1,332	802	147	122	69	192	343	211	31	35	15	51	989	591	116	87	54	141	
95～99歳	400	228	57	30	23	62	71	32	9	5	5	20	329	196	48	25	18	42	
100歳以上	55	28	9	2	6	10	6	5	-	-	-	1	49	23	9	2	6	9	
年齢「不詳」	683	474	3	2	-	204	503	319	2	1	-	181	180	155	1	1	-	23	
平均年齢	51	50	55	50	61	55	49	48	52	45	58	51	54	52	58	59	64	58	
15歳未満	5,940	4,537	463	306	92	542	3,024	2,312	226	162	46	278	2,916	2,225	237	144	46	264	
15～64歳	28,524	21,016	1,850	2,065	459	3,134	15,611	10,906	976	1,566	249	1,914	12,913	10,110	874	499	210	1,220	
65歳以上	19,445	13,343	1,772	1,137	617	2,576	8,160	5,594	726	486	252	1,102	11,285	7,749	1,046	651	365	1,474	
75歳以上	10,545	7,105	960	668	382	1,430	3,822	2,604	324	239	131	524	6,723	4,501	636	429	251	906	
85歳以上	4,203	2,576	476	322	210	619	1,226	766	121	93	67	179	2,977	1,810	355	229	143	440	
年齢別割合	15歳未満	11	12	11	9	8	9	11	12	12	7	8	8	11	11	11	11	7	9
	15～64歳	53	54	45	59	39	50	58	58	51	71	46	58	48	50	41	39	34	41
	65歳以上	36	34	43	32	53	41	30	30	38	22	46	33	42	39	48	50	59	50
	75歳以上	20	18	24	19	33	23	14	14	17	11	24	16	25	22	29	33	40	31
85歳以上	8	7	12	9	18	10	5	4	6	4	12	5	11	9	16	18	23	15	

年齢「不詳」を除いて算出。
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第2-7表

4.一般世帯における年齢、男女別高齢者単独世帯数(単身者数)

	一般世帯（単独世帯）											（再掲）		
	総数	64歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	年齢「不詳」	65歳以上	75歳以上	85歳以上
単独世帯の総数	9,361	4,962	659	846	691	720	589	302	40	2	550	3,849	2,344	933
男	4,910	3,265	379	378	185	148	108	52	9	1	385	1,260	503	170
女	4,451	1,697	280	468	506	572	481	250	31	1	165	2,589	1,841	763

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7-2表

5.配偶関係、年齢、男女別15歳以上人口

	総数（男女別）						男						女					
	総数 （配偶関係）	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」	総数 （配偶関係）	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」	総数 （配偶関係）	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」
総数 （15歳以上年齢）	47,969	11,267	26,519	6,229	3,296	658	23,771	7,182	13,594	972	1,638	385	24,198	4,085	12,925	5,257	1,658	273
15～19歳	2,229	2,210	11	-	2	6	1,229	1,217	6	-	2	4	1,000	993	5	-	-	2
20～24歳	2,172	1,881	176	-	33	82	1,277	1,128	84	-	19	46	895	753	92	-	14	36
25～29歳	2,271	1,366	748	2	105	50	1,324	876	340	2	72	34	947	490	408	-	33	16
30～34歳	2,303	900	1,216	1	150	36	1,277	579	587	-	83	28	1,026	321	629	1	67	8
35～39歳	2,737	770	1,719	5	213	30	1,477	514	835	3	106	19	1,260	256	884	2	107	11
40～44歳	3,159	795	2,004	10	316	34	1,737	551	997	4	159	26	1,422	244	1,007	6	157	8
45～49歳	3,546	774	2,272	22	423	55	1,922	509	1,164	6	206	37	1,624	265	1,108	16	217	18
50～54歳	3,135	596	2,060	45	386	48	1,713	416	1,074	11	178	34	1,422	180	986	34	208	14
55～59歳	3,314	515	2,325	88	352	34	1,680	386	1,068	13	185	28	1,634	129	1,257	75	167	6
60～64歳	3,658	446	2,637	216	321	38	1,975	357	1,391	40	158	29	1,683	89	1,246	176	163	9
65～69歳	4,189	404	3,057	356	330	42	2,050	304	1,458	78	182	28	2,139	100	1,599	278	148	14
70～74歳	4,711	315	3,364	676	305	51	2,288	227	1,757	126	148	30	2,423	88	1,607	550	157	21
75～79歳	3,431	129	2,217	873	173	39	1,487	71	1,192	132	72	20	1,944	58	1,025	741	101	19
80～84歳	2,911	88	1,504	1,179	101	39	1,109	27	856	174	42	10	1,802	61	648	1,005	59	29
85～89歳	2,416	50	894	1,381	55	36	806	13	567	196	21	9	1,610	37	327	1,185	34	27
90～94歳	1,332	21	279	974	25	33	343	6	193	137	4	3	989	15	86	837	21	30
95～99歳	400	6	33	352	5	4	71	1	23	46	1	-	329	5	10	306	4	4
100歳以上	55	1	3	49	1	1	6	-	2	4	-	-	49	1	1	45	1	1
平均年齢	57	36	60	82	56	55	54	37	61	80	55	50	60	34	59	82	57	61
（再掲）65歳以上	19,445	1,014	11,351	5,840	995	245	8,160	649	6,048	893	470	100	11,285	365	5,303	4,947	525	145
（再掲）75歳以上	10,545	295	4,930	4,808	360	152	3,822	118	2,833	689	140	42	6,723	177	2,097	4,119	220	110
（再掲）85歳以上	4,203	78	1,209	2,756	86	74	1,226	20	785	383	26	12	2,977	58	424	2,373	60	62

配偶者「不詳」を除いて算出。

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第4-3表

6.世帯の種類、世帯人員別世帯数、世帯人員及び1世帯当たり人員

	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
（総数）世帯数	24,370	17,970	1,536	1,131	493	3,240	
（総数）世帯人員	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456	
一般世帯	世帯数、総数	23,821	17,924	1,521	1,119	489	2,768
	世帯数、世帯人員が1人	9,361	7,138	396	448	179	1,200
	世帯数、世帯人員が2人	7,278	5,425	545	311	173	824
	世帯数、世帯人員が3人	3,613	2,726	269	166	79	373
	世帯数、世帯人員が4人	2,183	1,675	158	119	32	199
	世帯数、世帯人員が5人	953	691	90	48	16	108
	世帯数、世帯人員が6人	280	181	38	19	5	37
	世帯数、世帯人員が7人以上	153	88	25	8	5	27
	世帯人員	51,063	38,054	3,792	2,455	1,036	5,726
	1世帯当たり人員	2.14	2.12	2.49	2.20	2.12	2.07
施設等の世帯	世帯数、総数	549	46	15	12	4	472
	世帯数、世帯人員が1～4人	477					
	世帯数、世帯人員が5～29人	34					
	世帯数、世帯人員が30～49人	15					
	世帯数、世帯人員が50人以上	23					
	世帯人員、総数	3,529	1,316	296	1,055	132	730
	世帯人員、世帯人員が1～4人	506					
	世帯人員、世帯人員が5～29人	438					
	世帯人員、世帯人員が30～49人	637					
	世帯人員、世帯人員が50人以上	1,948					
（再掲）間借り・下宿などの単身者	168						
（再掲）会社などの独身寮の単身者	666						

1世帯当たり人員は小数点第3位を四捨五入して掲載。

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第6-1表、第6-2表、第6-3表 小地域集計 第5-1表、第5-2表

7.施設等の世帯の種類、世帯人員別世帯数、世帯人員

施設等の世帯の種類	世帯数					世帯人員				
	総数	世帯人員が 1～4人	世帯人員が 5～29人	世帯人員が 30～49人	世帯人員が 50人以上	総数	世帯人員が 1～4人	世帯人員が 5～29人	世帯人員が 30～49人	世帯人員が 50人以上
寮・寄宿舎の学生・生徒	5	-	1	3	1	260	-	7	115	138
病院・療養所の入院者	8	-	2	3	3	444	-	12	133	299
社会施設の入所者	61	11	31	9	10	1,442	40	419	389	594
矯正施設の入所者	9	-	-	-	9	917	-	-	-	917
その他	466	466	-	-	-	466	466	-	-	-

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第6-1表、第6-2表

8.男女別施設等の世帯人員（60歳以上）

	施設等の世帯		
	総数	男	女
60～64歳	104	90	14
65～69歳	127	88	39
70～74歳	143	80	63
75～79歳	147	65	82
80～84歳	247	71	176
85～89歳	398	101	297
90～94歳	380	77	303
95～99歳	189	25	164
100歳以上	27	1	26
年齢「不詳」	105	105	-
(再掲) 65歳以上	1,658	508	1,150
(再掲) 75歳以上	1,388	340	1,048
(再掲) 85歳以上	994	204	790

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7-2表

9.世帯人員別一般世帯数、一般世帯人員（6歳未満・18歳未満世帯員別あり）

	総数	世帯人員が1人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員が4人	世帯人員が5人	世帯人員が6人	世帯人員が7人以上
一般世帯数	23,821	9,361	7,278	3,613	2,183	953	280	153
一般世帯人員	51,063	9,361	14,556	10,839	8,732	4,765	1,680	1,130
うち6歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,633	-	35	470	559	379	112	78
うち6歳未満世帯人員	6,868	-	70	1,410	2,236	1,895	672	585
うち18歳未満世帯員のいる一般世帯数	4,025	2	216	1,161	1,434	803	259	150
うち18歳未満世帯人員	16,331	2	432	3,483	5,736	4,015	1,554	1,109

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7表

10.世帯の家族類型、世帯人員別一般世帯数(3世代世帯別あり)

世帯の家族類型	総数	A 親族のみの世帯														B 非親族を含む世帯	C 単独世帯	世帯の家族類型「不詳」	(再掲) 3世代世帯				
		1 核家族世帯				2 核家族以外の世帯																	
		(1) 夫婦のみの世帯	(2) 夫婦と子供から成る世帯	(3) 男親と子供から成る世帯	(4) 女親と子供から成る世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	(9) 夫婦(含まない)からの親族(親、子供を含まない)から成る世帯	(10) 夫婦(含まない)からの親族(親を含まない)から成る世帯	(11) 夫婦(含まない)からの親族(親と子供を含まない)から成る世帯	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	(14) 他に分類されない世帯								
一般世帯数	23,821	14,318	12,103	5,337	4,638	310	1,818	2,215	128	500	267	489	74	193	43	107	137	277	130	9,361	12	1,280	
世帯人員が1人	9,361	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,361	-	-
世帯人員が2人	7,278	7,182	7,023	5,337	-	260	1,426	159	-	-	-	-	-	-	-	-	122	37	88	-	-	8	-
世帯人員が3人	3,613	3,589	2,869	-	2,506	39	324	720	-	500	-	-	63	-	-	-	15	142	20	-	-	4	120
世帯人員が4人	2,183	2,173	1,551	-	1,485	8	58	622	128	-	-	283	7	114	17	-	-	73	10	-	-	-	462
世帯人員が5人	953	946	573	-	563	3	7	373	-	-	116	146	2	56	14	20	-	19	7	-	-	-	358
世帯人員が6人	280	275	76	-	74	-	2	199	-	-	84	51	1	18	5	35	-	5	5	-	-	-	200
世帯人員が7人以上	153	153	11	-	10	-	1	142	-	-	67	9	1	5	7	52	-	1	-	-	-	-	140

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第10表

11.住居の種類・住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員

住居の種類・住宅の所有の関係		世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員	
総数		23,821	51,063	2.14	
住宅に住む一般世帯	主世帯	23,065	50,199	2.18	
	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	22,830	49,763	2.18
		民営の借家	15,561	37,126	2.39
		給与住宅	1,489	2,982	2.00
			4,620	7,656	1.66
			1,160	1,999	1.72
間借り	235	436	1.86		
住宅以外に住む一般世帯	756	864	1.14		
住居の種類「不詳」	-	-	-	-	

1世帯当たり人員は小数点第3位を四捨五入して掲載。

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第18-4表、第18-5表、第18-6表

12.住宅の建て方別一般世帯数、一般世帯人員

		総数 (住宅の建て方)				
		一戸建	長屋建	共同住宅	その他	
一般世帯数総数		23,821	-	-	-	-
うち住宅に住む一般世帯	主世帯	23,065	16,359	423	6,242	41
	持ち家	22,830	16,175	414	6,200	41
	公営・都市再生機構・公社の借家	15,561	15,325	39	184	13
	民営の借家	1,489	46	125	1,318	-
	給与住宅	4,620	716	227	3,663	14
	間借り	1,160	88	23	1,035	14
一般世帯人員総数		51,063	-	-	-	-
うち住宅に住む一般世帯	主世帯	50,199	38,998	750	10,345	106
	持ち家	49,763	38,639	738	10,280	106
	公営・都市再生機構・公社の借家	37,126	36,617	82	397	30
	民営の借家	2,982	123	203	2,656	-
	給与住宅	7,656	1,709	409	5,497	41
	間借り	1,999	190	44	1,730	35
		436	359	12	65	-

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第19-4表、第19-5表

13.世帯員別65歳以上世帯員のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上世帯人員

65歳以上世帯員がいる一般世帯	総数（世帯人員）	世帯人員が1人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員が4人	世帯人員が5人	世帯人員が6人	世帯人員が7人以上
世帯数	23,821	3,849	4,926	1,905	742	344	186	124
世帯人員	51,063	3,849	9,852	5,715	2,968	1,720	1,116	918
65歳以上世帯人員	17,787	3,849	8,283	3,346	1,234	544	304	227

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第26-1表、第26-2表、第26-3表

14.住居の種類・住宅の所有の関係、住宅の建て方、65歳以上世帯員の有無別一般世帯数

住居の種類・住宅の所有の関係	総数 (住宅の建て方)	住宅に住む一般世帯の総数 (住宅の建て方)				
		一戸建	長屋建	共同住宅	その他	
一般世帯数	23,821	23,065	16,359	423	6,242	41
一般世帯人員	51,063	50,199	38,998	750	10,345	106
うち65歳以上世帯員がいる一般世帯数	12,076	12,044	11,004	178	850	12
うち65歳以上世帯員がいる一般世帯人員	26,138	26,062	24,457	279	1,294	32
うち65歳以上世帯人員	17,787	17,742	16,459	217	1,049	17

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第31-5表、第31-6表、第31-7表

15.夫婦の種類、住居の種類・住宅の所有の関係別夫婦のみの世帯数

住居の種類・住宅の所有の関係	夫婦のみの世帯	うち高齢夫婦世帯	(再掲)	(再掲)	(再掲)	
			いずれかが60歳以上の夫婦のみの世帯	いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯	夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯	
総数	5,337	3,428	4,165	3,575	3,124	
住宅に住む一般世帯	5,325	3,422	4,159	3,569	3,119	
	主世帯	5,296	3,413	4,144	3,558	3,112
	持ち家	4,396	3,159	3,787	3,275	2,899
	公営・都市再生機構・公社の借家	234	135	166	149	115
	民営の借家	555	107	171	120	89
	給与住宅	111	12	20	14	9
間借り	29	9	15	11	7	

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第33-2表

16.国籍、男女別外国人数(総人口及び日本人-特掲)

	総数(国籍)	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	インド	ネパール	イギリス	アメリカ	ブラジル	その他	(別掲)	(別掲)	(別掲)
														総人口	日本人	日本人・外国人の別「不詳」
総数	651	79	114	115	8	27	213	1	2	2	15	31	44	54,592	53,624	317
男	216	44	41	33	-	16	28	1	1	1	7	20	24	27,298	26,919	163
女	435	35	73	82	8	11	185	-	1	1	8	11	20	27,294	26,705	154

「その他」に無国籍及び国名「不詳」を含む。
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第44-1表

17.男女別人口、年齢別割合、平均年齢(外国人—特掲)—町丁・字等

大字・字・丁目 町名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢 「不詳」		
	54,592	27,298	27,294	5,940	28,524	19,445	10,545	4,203	683	51	651
外ノ浦町	55	27	28	5	16	34	9	5	-	60	-
松原町	625	296	329	53	303	268	156	56	1	55	11
殿町	978	483	495	106	527	335	185	75	10	51	9
田町	462	252	210	48	290	117	57	21	7	45	1
琵琶町	135	72	63	16	72	44	24	8	3	52	1
朝日町	761	375	386	70	439	215	127	42	37	47	10
牛市町	130	56	74	11	62	56	33	10	1	55	5
紺屋町	190	85	105	17	104	67	40	11	2	50	12
天満町	206	110	96	12	107	85	44	14	2	51	-
新町	70	32	38	3	38	28	22	7	1	58	-
錦町	109	56	53	14	53	42	23	8	-	51	2
蛭子町	123	64	59	13	63	46	25	6	1	53	2
栄町	88	49	39	10	44	34	21	10	-	53	-
片庭町	443	201	242	68	216	159	82	28	-	50	9
港町	1,269	610	659	117	618	517	277	116	17	53	2
京町	115	57	58	4	62	49	25	7	-	56	-
高田町	234	122	112	22	114	94	63	18	4	55	-
真光町	100	39	61	6	47	47	33	16	-	59	-
大辻町	216	98	118	8	90	118	52	16	-	62	-
瀬戸ヶ島町	232	112	120	31	96	104	44	12	1	53	-
元浜町	416	214	202	19	194	201	114	35	2	59	24
原町	116	54	62	12	56	48	24	7	-	54	3
清水町	267	132	135	29	148	84	44	11	6	50	1
瀬戸見町	228	111	117	24	110	94	46	14	-	54	2
生湯町	694	323	371	104	343	245	119	19	2	50	1
長沢町	3,574	1,767	1,807	476	2,053	998	521	158	47	47	24
浅井町	1,452	667	785	133	806	496	297	97	17	52	21
黒川町	1,444	708	736	178	766	473	279	106	27	49	17
相生町	1,819	916	903	196	1,069	441	244	91	113	46	9
竹迫町	1,230	666	564	152	784	259	118	35	35	45	4
杉戸町	262	113	149	21	134	107	51	23	-	55	2
高佐町	280	152	128	45	155	74	37	14	6	46	3
河内町	105	56	49	12	43	50	27	9	-	54	1
野原町	918	517	401	75	731	81	42	11	31	34	23
原井町	797	383	414	78	483	219	126	44	17	48	52
三階町	175	81	94	7	82	86	42	21	-	60	-
長見町	95	47	48	3	31	61	33	12	-	65	-
後野町	338	176	162	21	149	168	72	24	-	59	2
佐野町	257	123	134	23	114	120	58	17	-	57	-
宇津井町	56	29	27	1	16	39	23	9	-	70	-
熱田町	3,197	1,550	1,647	361	1,604	1,222	665	246	10	53	43
長浜町	1,835	820	1,015	217	903	710	405	154	5	53	56
周布町	1,457	739	718	241	838	357	156	51	21	45	18
日脚町	1,726	816	910	227	982	513	234	72	4	47	52
治和町	1,029	493	536	160	537	331	190	81	1	48	18
津摩町	283	137	146	15	109	155	91	34	4	63	4
吉地町	61	30	31	5	19	37	15	9	-	61	-
徳出町	68	30	38	5	35	28	17	6	-	54	1
西村町	464	207	257	40	212	212	119	50	-	57	1
折居町	51	23	28	4	21	26	12	6	-	57	-
鍋石町	44	25	19	1	22	21	12	6	-	63	-
櫛田原町	34	13	21	-	10	24	13	8	-	68	-
田橋町	146	78	68	7	68	71	30	15	-	58	-
横山町	106	49	57	7	47	52	23	15	-	58	-
内村町	841	372	469	78	373	390	239	123	-	57	3
内田町	482	233	249	46	231	205	87	31	-	52	10
井野町	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
上府町	1,327	650	677	234	776	313	140	51	4	43	3
国分町	2,046	954	1,092	313	1,009	721	372	134	3	50	15
久代町	326	132	194	15	104	207	136	80	-	67	2
下府町	1,631	799	832	182	873	552	298	94	24	51	4
宇野町	244	113	131	16	112	116	70	25	-	60	-
下有福町	170	83	87	11	69	90	37	10	-	59	-
大金町	108	56	52	6	39	63	33	13	-	63	1
笠柄町	630	298	332	103	395	124	52	19	8	42	2
金城町久佐	440	206	234	53	174	211	111	60	2	57	3
金城町今福	368	175	193	35	145	188	110	58	-	59	1
金城町追原	154	70	84	6	64	84	43	18	-	62	1
金城町入野	104	51	53	4	42	58	25	8	-	61	-
金城町宇津井	41	19	22	3	17	21	11	6	-	61	1
金城町上来原	183	90	93	12	71	100	60	24	-	62	-
金城町下来原	987	482	505	169	522	295	154	68	1	47	7
金城町七条	1,245	556	689	142	599	504	292	159	-	54	18
金城町波佐	268	136	132	20	105	143	75	37	-	61	-
金城町長田	142	73	69	12	63	67	28	11	-	58	-
金城町小国	156	72	84	7	48	101	51	27	-	66	2

※井野町は秘匿地域で、数値は櫛田原町に合算されている。

(次ページへつづく)

大字・字・丁目 町名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢 「不詳」		
旭町坂本	59	26	33	3	24	32	18	9	-	62	-
旭町坂本日南	23	9	14	1	7	15	9	8	-	67	-
旭町坂本上ノ谷	23	11	12	-	11	12	4	-	-	60	-
旭町坂本四ノ戸	13	6	7	2	6	5	5	1	-	54	-
旭町坂本八ツ木	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町今市	538	248	290	56	225	256	161	66	1	57	1
旭町今市小谷城	49	21	28	8	24	17	6	1	-	48	1
旭町今市森谷	46	21	25	7	15	24	10	3	-	54	-
旭町今市下城	83	28	55	4	12	66	48	28	1	73	-
旭町今市旭ヶ丘	37	19	18	7	21	9	7	3	-	44	-
旭町今市福屋	76	36	40	6	35	35	25	11	-	61	-
旭町今市栄	17	7	10	2	8	7	2	1	-	52	-
旭町今市加古屋	57	31	26	3	33	21	16	6	-	56	-
旭町今市新町	88	41	47	11	41	36	21	6	-	53	-
旭町今市草ノ谷	28	16	12	3	12	13	8	1	-	54	-
旭町今市神代屋	57	28	29	5	24	28	18	6	-	61	-
旭町丸原	1,732	1,384	348	187	1,394	151	61	25	-	37	16
旭町丸原上城	16	7	9	-	6	10	4	3	-	65	-
旭町丸原丸原町	32	16	16	3	8	21	8	3	-	61	-
旭町丸原寺廻り	20	8	12	2	8	10	4	2	-	56	-
旭町丸原後谷	48	22	26	11	27	10	1	-	-	38	1
旭町丸原高杉谷	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町丸原柳	65	30	35	8	25	32	18	4	-	58	2
旭町丸原十門台	124	62	62	41	74	9	5	2	-	33	1
旭町丸原岩地谷	102	65	37	15	68	19	7	3	-	41	-
旭町丸原御神本	39	23	16	4	14	21	11	5	-	59	-
旭町丸原小場田	19	10	9	6	11	2	1	1	-	39	-
旭町丸原南高台2	917	917	-	-	900	17	2	2	-	36	11
旭町丸原南高台	350	224	126	97	253	-	-	-	-	30	1
旭町木田	211	96	115	12	93	106	53	24	-	62	-
旭町木田木田8	20	9	11	2	10	8	3	3	-	58	-
旭町木田木田7	11	6	5	-	5	6	4	2	-	67	-
旭町木田木田1	47	19	28	2	20	25	14	6	-	62	-
旭町木田木田2の下	10	5	5	-	4	6	4	-	-	71	-
旭町木田木田2の上	14	6	8	1	8	5	3	2	-	59	-
旭町木田木田4	28	13	15	-	14	14	5	2	-	65	-
旭町木田木田3	26	13	13	5	11	10	5	2	-	51	-
旭町木田木田6	40	18	22	2	14	24	7	2	-	61	-
旭町木田木田5	15	7	8	-	7	8	8	5	-	70	-
旭町山ノ内	22	11	11	-	10	12	8	5	-	69	-
旭町和田	123	64	59	2	45	76	49	14	-	65	-
旭町和田下和田	18	11	7	-	10	8	6	-	-	63	-
旭町和田上和田	42	20	22	-	19	23	17	5	-	64	-
旭町和田柏尾谷	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町和田和田町	29	16	13	2	8	19	10	3	-	63	-
旭町和田大石谷	19	7	12	-	5	14	10	5	-	71	-
旭町和田天津谷	15	10	5	-	3	12	6	1	-	70	-
旭町重富	95	48	47	7	42	46	25	13	-	60	-
旭町重富上重富	41	20	21	-	20	21	11	7	-	66	-
旭町重富下重富	54	28	26	7	22	25	14	6	-	56	-
旭町本郷	303	138	165	26	86	191	137	97	-	66	2
旭町本郷下本郷	203	88	115	16	49	138	105	73	-	68	2
旭町本郷戸川	58	33	25	10	25	23	14	8	-	52	-
旭町本郷上本郷	42	17	25	-	12	30	18	16	-	72	-
旭町都川	210	99	111	6	58	145	73	31	1	68	-
旭町都川都川1	23	10	13	-	10	12	9	4	1	69	-
旭町都川都川2	43	20	23	-	10	33	18	8	-	71	-
旭町都川都川3	27	14	13	-	7	20	9	4	-	69	-
旭町都川都川4	59	27	32	6	14	39	19	7	-	63	-
旭町都川都川5	47	24	23	-	14	33	14	4	-	70	-
旭町都川都川7	11	4	7	-	3	8	4	4	-	75	-
旭町来尾	24	15	9	-	9	15	11	5	-	72	-
旭町来尾上来尾	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町来尾十通り	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町来尾中来尾	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町市木	193	86	107	7	79	107	72	33	-	65	1
旭町市木越木	46	24	22	2	20	24	14	6	-	62	-
旭町市木平松	20	9	11	-	9	11	8	2	-	65	-
旭町市木貝崎	28	12	16	1	11	16	12	6	-	68	-
旭町市木内ヶ原	18	8	10	-	8	10	7	4	-	68	-
旭町市木早水	30	10	20	-	13	17	12	7	-	70	1
旭町市木中郡	51	23	28	4	18	29	19	8	-	61	-

※旭町坂本八ツ木は秘匿地域で、数値は旭町坂本四ノ戸に合算されている。
 ※旭町丸原高杉谷は秘匿地域で、数値は旭町丸原後谷に合算されている。
 ※旭町和田柏尾谷は秘匿地域で、数値は旭町和田上和田に合算されている。
 ※旭町来尾上来尾・十通り・中来尾は秘匿地域で、数値は旭町来尾に合算されている。

(次ページへつづく)

大字・町名 字・丁目名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢「不詳」		
弥栄町長安本郷	215	102	113	25	89	101	60	37	-	57	2
弥栄町三里	52	24	28	1	18	33	25	14	-	69	2
弥栄町程原	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
弥栄町大坪	31	18	13	2	13	16	9	3	-	61	-
弥栄町稲代	59	28	31	5	25	29	14	6	-	60	-
弥栄町高内	61	30	31	2	26	33	16	7	-	61	3
弥栄町門田	39	21	18	1	16	22	11	4	-	64	-
弥栄町小坂	93	46	47	6	35	52	25	14	-	62	3
弥栄町栃木	90	47	43	7	34	49	31	11	-	62	-
弥栄町木都賀	454	196	258	37	177	240	169	104	-	62	4
弥栄町野坂	74	35	39	6	26	42	22	10	-	60	1
弥栄町田野原	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
三隅町岡見	1,625	1,023	602	121	896	565	334	152	43	53	55
三隅町古市場	912	517	395	64	473	317	150	49	58	52	24
三隅町湊浦	290	131	159	39	127	124	62	20	-	54	1
三隅町西河内	526	254	272	40	255	231	119	43	-	57	1
三隅町折居	128	66	62	8	65	55	31	12	-	58	-
三隅町東平原	134	66	68	17	66	51	30	14	-	53	-
三隅町三隅	960	455	505	104	439	407	244	105	10	55	2
三隅町向野田	746	422	324	99	398	156	64	23	93	43	6
三隅町河内	300	148	152	16	114	170	120	75	-	64	3
三隅町矢原	27	10	17	1	7	19	12	7	-	66	-
三隅町下古和	141	63	78	5	62	74	41	14	-	62	1
三隅町黒沢	57	26	31	-	23	34	19	12	-	68	3
三隅町上古和	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
三隅町井川	13	6	7	-	3	10	5	2	-	73	-
三隅町芦谷	78	35	43	4	20	54	31	13	-	66	-
三隅町井野	424	210	214	13	142	269	147	69	-	67	1
三隅町室谷	95	43	52	11	44	40	21	9	-	55	-

※弥栄町程原は秘匿地域で、数値は弥栄町三里に合算されている。
 ※弥栄町田野原は秘匿地域で、数値は弥栄町木都賀に合算されている。
 ※三隅町上古和は秘匿地域で、数値は三隅町黒沢に合算されている。

「総数」に日本人・外国人の別「不詳」を含む。「外国人」に無国籍及び国名「不詳」を含む。
 資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 小地域集計 第2表、第3表

18.浜田市町別等面積

大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)	大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)	大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)
外ノ浦町	952,114.279	宇津井町	4,509,397.503	旭町丸原	8,604,388.490
松原町	202,751.644	熱田町	2,738,411.894	旭町木田	7,104,209.919
殿町	502,682.049	長浜町	2,312,858.121	旭町山ノ内	4,331,575.011
田町	174,741.845	周布町	1,444,644.911	旭町和田	8,783,303.133
琵琶町	27,755.133	日脚町	1,671,893.815	旭町重富	2,806,984.316
朝日町	133,768.799	治和町	1,607,928.793	旭町本郷	10,192,617.940
牛市町	31,874.595	津摩町	466,879.138	旭町都川	31,910,594.244
紺屋町	35,628.144	吉治町	1,574,476.615	旭町来尾	12,181,315.851
天満町	71,564.594	穂出町	875,958.677	旭町市木	21,448,563.210
新町	19,124.521	西村町	7,745,188.316	弥栄町長安本郷	2,771,889.614
錦町	21,781.495	折居町	713,584.461	弥栄町三里	17,898,230.318
蛭子町	34,228.221	鍋石町	7,308,147.318	弥栄町程原	12,229,137.543
栄町	15,609.305	樺田原町	3,028,634.153	弥栄町大坪	3,386,868.195
片庭町	95,227.237	田橋町	4,360,117.781	弥栄町稲代	1,927,460.306
港町	616,696.416	横山町	4,259,941.185	弥栄町高内	2,704,080.322
京町	19,318.770	内村町	10,183,162.647	弥栄町門田	13,272,772.796
高田町	40,966.904	内田町	2,898,327.199	弥栄町小坂	9,266,722.148
真光町	26,050.336	井野町	1,713,415.305	弥栄町栃木	12,664,393.773
大辻町	102,997.945	上府町	10,528,500.339	弥栄町木津賀	17,840,872.899
瀬戸ヶ島町	371,851.070	国分町	3,278,187.584	弥栄町野坂	3,649,372.308
元浜町	89,658.548	久代町	2,997,918.667	弥栄町田野原	7,802,058.979
原町	25,759.858	下府町	3,762,403.862	三隅町岡見	23,042,099.378
清水町	164,730.860	宇野町	6,589,239.030	三隅町古市場	3,549,679.773
瀬戸見町	67,126.231	下有福町	1,740,111.026	三隅町湊浦	506,547.396
生湯町	4,056,926.156	大金町	7,021,934.867	三隅町西河内	2,714,260.368
長沢町	1,936,493.687	笠柄町	115,364.718	三隅町折居	3,563,579.408
浅井町	888,362.038	金城町久佐	20,511,471.369	三隅町東平原	5,718,536.460
黒川町	1,296,998.879	金城町今福	10,812,879.013	三隅町三隅	4,597,935.297
相生町	1,797,676.629	金城町追原	10,981,451.396	三隅町向野田	6,867,779.703
竹迫町	572,150.899	金城町入野	8,414,525.970	三隅町河内	8,577,201.641
杉戸町	189,448.480	金城町宇津井	2,873,025.816	三隅町矢原	12,747,623.294
高佐町	1,560,426.021	金城町上来原	9,912,393.681	三隅町下古和	6,351,166.451
河内町	4,550,347.086	金城町下来原	9,751,125.115	三隅町黒沢	14,253,003.398
野原町	1,283,681.837	金城町七条	13,691,427.779	三隅町上古和	5,515,343.581
原井町	2,500,961.574	金城町波佐	46,784,381.024	三隅町井川	1,204,813.072
三階町	10,821,953.971	金城町長田	10,040,295.829	三隅町芦谷	8,060,608.888
長見町	15,655,882.547	金城町小国	20,521,363.912	三隅町井野	25,235,774.757
後野町	11,208,492.002	旭町坂本	11,213,788.953	三隅町室谷	5,264,035.537
佐野町	5,512,544.192	旭町今市	10,044,593.132	(無人)	12,166,032.537
				総計	711,389,337.965

※町別等面積は、政府統計の総合窓口（e-stat）の統計地理情報システムから令和2年国勢調査（小地域）データをダウンロードした際に提供される境界データにより取得したため、合計値の市面積数値は国土地理院公表の市面積数値と一致していない。



市章

波頭の図案化したものをもって「浜」を象徴し、中央の星は十字星で輝く前途を表し、同時に全体として「田」の文字を表徴しています。

統計はまだ

令和8年6月

編集 総務部総務課

発行 浜田市

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話(0855)25-9120(直通)

<http://www.city.hamada.shimane.jp/>

E-mail: soumu@city.hamada.lg.jp

請願第 68 号「浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善」に関する取組状況について

1 県内 8 市における公文書に関する規程制定状況

市名	発令形式			備考
	条例	規則	訓令	
松江市	○		○	現行 <u>令和 9 年 4 月 1 日施行</u>
浜田市		○		
出雲市		○		
益田市		○		
大田市		○	○	
安来市			○	
江津市		○		
雲南市			○	

2 条例に規定すべき項目の検討及びロードマップ

(1) 条例に規定すべき主要項目

- ア 公文書作成義務の明文化
- イ 公文書のライフサイクル（起案・保管・保存・移管・廃棄）の確立
- ウ 歴史的公文書等の保存・利活用
- エ 適正な運用のための確保

(2) ロードマップ

- 【ステップ①(令和 8 年度)】 他市の状況調査、課題の抽出、分析等
- 【ステップ②(令和 9 年度以後)】 制度設計、条例骨子案の検討
- 【ステップ③(時期未定)】 条例案の作成、パブリックコメント等
- 【ステップ④(時期未定)】 新制度の施行、周知徹底等

3 公文書管理体制の改善に向けた取組

(1) 職員の意識啓発及び習熟度に応じた研修の充実

- ア 新規採用、昇任等節目における文書事務研修の実施
- イ 全職員を対象としたオンデマンド動画研修の実施
- ウ 全職員に対する適正な事務の遂行に関する注意喚起の実施

(2) 文書管理・電子決裁システムの導入に向けた準備・検討（令和 9 年度導入予定）

指定避難所の設備及び備蓄物資の状況について

1 市が指定する指定避難所（資料 1）

	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
指定一般避難所	46	10	7	3	11	77
指定福祉避難所	2	2	4	1	2	11
合計	48	12	11	4	13	88
初動開所避難所	10	6	5	2	8	31

※ まちづくりセンター：36 か所（一般避難所 34、福祉避難所 2）

※ 市立小中学校：23 か所、その他：29 か所

2 指定避難所の設備の状況（資料 1）

	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
電話回線	42	12	11	4	13	82
特設公衆電話	17	6	5	2	6	36
Wi-Fi	23	11	8	4	13	59
フリーWi-Fi	8	7	5	2	9	31
テレビ	35	12	10	4	13	74
電気	48	12	11	4	13	88
水道	48	12	11	4	13	88
ガス	43	12	11	4	13	83
浴室（シャワー含）	20	4	6	1	7	38
水洗トイレ	47	12	11	4	13	87
洋式トイレ	46	12	11	4	13	86
多目的トイレ	30	8	4	3	12	57
炊事場	41	11	11	4	12	79
冷暖房設備	39	12	10	4	13	78
出入口スロープ	34	9	9	4	12	68
AED	46	12	9	4	13	84

（裏面へ）

3 指定避難所の備蓄物資の状況（資料2）

	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
食料備蓄	28	7	7	4	9	55
保存水備蓄	28	7	7	4	9	55
毛布備蓄	28	7	7	4	9	55
段ボール	28	6	5	0	0	39
トイレセット	28	1	3	2	3	37
簡易ベッド	10	6	2	0	2	20
プライベートルーム	12	0	0	0	3	15
間仕切り	12	0	2	3	2	19
発電機	23	10	7	4	11	55
投光器	28	6	7	4	11	56
コードリール	23	6	7	4	11	51
サーキュレーター	13	4	2	2	4	25
ストーブ	16	6	5	2	7	36
燃料缶	23	6	7	4	11	51

※ 学校施設のうち、備蓄倉庫未設置 9施設

※ 県、民間等が管理する避難所の備蓄物資は未計上

4 備蓄物資配置数（参考）

(1) まちづくりセンター、分館、サブセンターの配置数

- ・ 非常食 25 食以上・保存水 24 本以上
- ・ 毛布 10 枚・段ボール 20 枚・簡易トイレセット 100 回分
- ・ 発電機 1 台・投光器 1 台・コードリール 1 台・ストーブ 1 台

(2) まちづくりセンター分館（5施設）の配置数

- ・ 非常食 25 食以上・保存水 24 本以上
- ・ 毛布 10 枚・段ボール 20 枚・簡易トイレセット 100 回分・ストーブ 1 台

(3) 学校施設（備蓄倉庫設置）の配置数

- ・ 非常食生徒人数分・保存水生徒人数分・毛布 60 枚
- ・ 段ボール 20 枚・ファミリールーム 1 台・簡易ベッド 2 台
- ・ 簡易トイレセット 200 回分・発電機 1 台・投光器 1 台
- ・ コードリール 1 台・サーキュレーター 2 台

(4) 学校施設（備蓄倉庫未設置）の配置数

- ・ 発電機 1 台・投光器 1 台・コードリール 1 台・サーキュレーター 2 台

【資料1】 指定避難所の設備の状況

避難所管理概要							施設立地環境				施設設備																										
番号	該当なら○		地域	地区	種別	施設名	浸水想定区域	津波浸水想定区域	土砂災害警戒区域	海拔(m)	情報設備						基本設備										車いす対応			エレベータ	AED	駐車台数 (12.5㎡/台)					
	福祉	初動									防災無線	電話	特設公衆電話	WIFI	WIFIフリー	ラジオ	テレビ	電気	水道	ガス	浴室	シャワーのみ	水洗トイレ	トイレ(男女別)	トイレ(多目的)	トイレ(洋式)	炊事場	鍋類	食器類				冷暖房	入口(スロープ)	(手すり)廊下	トイレ	
1	浜田1		浜田	浜田	市立	健康増進センター	浸水	津波	-	1.1	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	5	
2	浜田2	○	浜田	浜田	公民館	浜田まちづくりセンター	浸水	津波	-	2	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	—	
3	浜田3	○	浜田	浜田	小学校	原井小学校	-	-	-	5.5	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
5	浜田5		浜田	浜田	県立	浜田水産高等学校体育館	-	-	土砂	31.2	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	30		
6	浜田6		浜田	石見	県立	浜田教育センター	-	-	-	68.2	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	150	
7	浜田7		浜田	石見	小学校	松原小学校	-	-	土砂	39.7	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	10	
8	浜田8		浜田	石見	県立	浜田高等学校体育館	-	-	土砂	8.2	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	240	
9	浜田9		浜田	石見	中学校	第一中学校	-	-	-	7.5	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	30~45	
10	浜田10		浜田	石見	小学校	石見小学校	-	-	土砂	11.5	×	○	×	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	30	
11	浜田11	○	浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター	浸水	-	-	6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	30		
12	浜田12		浜田	石見	県立	島根県立体育館	浸水	-	-	6.1	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	110		
13	浜田13		浜田	石見	県立	島根県立石見武道館	浸水	-	-	6.1	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○	110	
14	浜田14	○	浜田	石見	小学校	三階小学校	-	-	土砂	40.3	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	30~40	
15	浜田15		浜田	石見	県立	島根県立大学体育館	-	-	-	123.9	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	300	
16	浜田16		浜田	浜田	中学校	第二中学校	-	-	土砂	55.7	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	20	
17	浜田17		浜田	浜田	集会所等	旧雲丘小学校	-	-	土砂	38.3	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	15	
18	浜田18		浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター 細谷分館	-	-	-	219.9	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	20	
19	浜田19		浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター 長見分館	-	-	-	272.2	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	30	
20	浜田20		浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター 後野分館	-	-	土砂	174	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	△	○	○	○	○	×	○	×	○	20	
21	浜田21		浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター 佐野分館	-	-	-	150.8	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	30
22	浜田22		浜田	石見	公民館	石見まちづくりセンター 宇津井分館	-	-	-	105.8	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	30	
23	浜田23		浜田	長浜	幼稚園	浜田幼稚園	-	津波	-	2.7	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	○	10	
24	浜田24		浜田	長浜	県立	浜田商業高等学校体育館	-	-	-	36.7	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	30~40	
25	浜田25	○	浜田	長浜	公民館	長浜まちづくりセンター	-	津波	土砂	4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	
26	浜田26		浜田	長浜	小学校	長浜小学校	-	津波	土砂	2	○	○	×	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	20	
27	浜田27	○	浜田	周布	小学校	周布小学校	浸水	-	-	2.8	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	30	
28	浜田28		浜田	周布	公民館	周布まちづくりセンター	浸水	-	-	5.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	20	
29	浜田29	○	浜田	周布	中学校	第三中学校	-	-	土砂	21.7	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	70	
30	浜田30		浜田	周布	公民館	大麻まちづくりセンター	-	津波	-	3.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	-	
31	浜田31		浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター 東分館	-	-	-	167.5	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	△	△	×	×	×	×	×	○	○	10	
32	浜田32		浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター 西分館	-	-	-	141.7	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	20
33	浜田33		浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター	浸水	-	-	20.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	15
35	浜田35		浜田	美川	小学校	美川小学校	浸水	-	-	20.4	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	20	

避難所管理概要								備蓄物品管理状況															
番号	該当なら○		地域	地区	種別	施設名	食料				食料以外										備蓄品その他		
	福祉	初動					レトルトごはん	白がゆ	レトルトパン	保存水	毛布	段ボール	簡易トイレセット	簡易ベッド	フライベートルーム	間仕切り	発電機	投光器	コードリール	サーキュレーター		ストーブ	燃料缶
25	浜田25		○	浜田	長浜	公民館	長浜まちづくりセンター		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品
26	浜田26			浜田	長浜	小学校	長浜小学校	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
27	浜田27		○	浜田	周布	小学校	周布小学校	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
28	浜田28			浜田	周布	公民館	周布まちづくりセンター		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品
29	浜田29		○	浜田	周布	中学校	第三中学校	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
30	浜田30			浜田	周布	公民館	大麻まちづくりセンター		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品
31	浜田31			浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター 東分館		○		○	○	○	○							○		
32	浜田32			浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター 西分館		○		○	○	○	○							○		
33	浜田33			浜田	美川	公民館	美川まちづくりセンター		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品
35	浜田35			浜田	美川	小学校	美川小学校												○				
37	浜田37		○	浜田	国府	公民館	国府まちづくりセンター		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品
38	浜田38			浜田	国府	小学校	国府小学校	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
39	浜田39			浜田	国府	県立	浜田養護学校																
40	浜田40			浜田	国府	県立	浜田ろう学校																
41	浜田41		○	浜田	国府	中学校	浜田東中学校	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
42	浜田42			浜田	国府	公民館	国分まちづくりセンター 宇野分館		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	
43	浜田43			浜田	国府	公民館	国府まちづくりセンター 有福分館		○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	
44	金城1		○	金城	今福	公民館	くざ会館(久佐まちづくりセンター)	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ブルーシート、簡易調理器具、ゴミ箱
45	金城2			金城	今福	小学校	今福小学校	○		○	○	○	○				○				○		
46	金城3		○	金城	今福	公民館	ふれあい会館(今福まちづくりセンター)	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ブルーシート、簡易調理器具、ゴミ箱
47	金城4		○	金城	今福	公民館	美又会館(美又まちづくりセンター)	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ブルーシート、簡易調理器具、ゴミ箱
48	金城5		○	金城	雲城	公民館	みどりかいかん(雲城まちづくりセンター)	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ブルーシート、簡易調理器具、ゴミ箱
49	金城6			金城	雲城	小学校	雲城小学校												○				
50	金城7			金城	雲城	中学校	金城中学校												○				

避難所管理概要							備蓄物品管理状況																	
番号	該当なら○		地域	地区	種別	施設名	食料				食料以外										備蓄品その他			
	福祉	初動					レトルトごはん	白がゆ	レトルトパン	保存水	毛布	段ボール	簡易トイレセット	簡易ベッド	プライベートルーム	間仕切り	発電機	投光器	コードリール	サーキュレーター		ストーブ	燃料缶	
75	三隅10		○	三隅	三隅	公民館	三隅まちづくりセンター	○			○	○						○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ゴミ箱
76	三隅11		○	三隅	黒沢	公民館	黒沢まちづくりセンター	○			○	○						○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ゴミ箱
77	三隅12		○	三隅	井野	公民館	井野まちづくりセンター	○			○	○						○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ゴミ箱
78	浜田44	○		浜田	石見	福祉	島根県立西部総合福祉センター(いわみーる)																	
79	旭7	○	○	旭	今市	公民館 福祉	旭保健センター(今市まちづくりセンター)	○	○	○	○	○	○					○	○	○		○	○	生理用品、衛生用品、ゴミ箱
80	浜田45			浜田	石見	市立	石中央文化ホール																	
81	旭8	○		旭	和田	民間	特別養護老人ホーム あさひ園															○		ラップオントイレ×2、テント×2
82	旭9	○		旭	今市	民間	養護老人ホーム 長寿苑															○		ラップオントイレ×2、テント×2
83	旭10			旭	今市	集会所等	島根あさひ社会復帰促進センター(三ツ石館)																	
84	旭11	○		旭	和田	民間	介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷																	ラップオントイレ×2、テント×2
85	三隅13	○		三隅	三保	民間	リハビリテーションカレッジ島根																	
86	浜田46			浜田	美川	民間	長福寺		○		○	○	○					○	○	○		○	○	
87	浜田47			浜田	美川	民間	美川保育園																	
88	浜田48	○		浜田	石見	市立	浜田市子育て世代包括支援センター																	
89	浜田49			浜田	浜田	市立	山陰浜田港公設市場(はまだお魚市場)																	
90	浜田50			浜田	周布	市立	周布川西コミュニティー防災センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	生理用品、衛生用品、アルミマット
91	浜田51			浜田	浜田	市立	長沢サブセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				生理用品、衛生用品、アルミマット